



金融庁

Financial Services Agency

金融モニタリングレポート
Financial Monitoring Report

2015年7月

【本文で使用される金融機関の分類の定義】

- ・ 3メガバンクグループ：みずほフィナンシャルグループ（MHFG）
三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）
三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）
- ・ 3メガバンク：みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行
- ・ 主要行等：みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行
みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- ・ 都市銀行：みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行
- ・ G-SIFIs：本レポートでは3メガバンクグループを除いた海外のG-SIBsを指す。

- ・ 地方銀行：全国地方銀行協会加盟銀行
- ・ 第二地方銀行：第二地方銀行協会加盟銀行
- ・ 地域銀行：地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行
- ・ 地域金融機関：地域銀行、信用金庫、信用組合

- ・ その他の銀行：ジャパネット銀行、セブン銀行、ソニー銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、じぶん銀行、イオン銀行、大和ネクスト銀行、新銀行東京、新生銀行、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行
- ・ 新たな形態の銀行：ジャパネット銀行、セブン銀行、ソニー銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、じぶん銀行、イオン銀行、大和ネクスト銀行、新銀行東京
- ・ 国内銀行：都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行
- ・ 預金取扱金融機関：国内銀行、その他の銀行、シティバンク銀行、SBJ銀行、信用金庫、信用組合

- ・ 外国銀行在日拠点：外国銀行支店、シティバンク銀行、SBJ銀行、ニューヨークメロン信託銀行、ステート・ストリート信託銀行

- ・ 大手生保4社：日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命
- ・ 生命保険会社：生命保険協会加盟会社
- ・ 大手損保3グループ：東京海上グループ、MS&ADグループ、損保ジャパン日本興亜グループ
- ・ 損害保険会社：日本損害保険協会加盟会社、外国損害保険協会加盟会社、その他の損害保険会社

- ・ 大手証券会社：野村ホールディングス、大和証券グループ本社、SMBC日興証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券（グループ内の証券海外拠点を含む）

【本文で使用される英語の略語一覧】

BCBS	Basel Committee on Banking Supervision (バーゼル銀行監督委員会)
BIS	Bank for International Settlements (国際決済銀行)
CMS	Cash Management Service (資金管理サービス)
CIO	Chief Information Officer (最高情報責任者)
CISO	Chief Information Security Officer (最高情報セキュリティ責任者)
CSIRT	Computer Security Incident Response Team (緊急時対応及び早期警戒のための体制)
EURIBOR	Euro Interbank Offered Rate (欧州銀行間取引金利)
FATF	The Financial Action Task Force (金融活動作業部会)
FSB	Financial Stability Board (金融安定理事会)
FSF	Financial Stability Forum (金融安定評議会)
FS-ISAC	Financial Services Information Sharing and Analysis Center (銀行・金融分野の情報共有組織 (米国))
G-SIBs	Global Systemically Important Banks (グローバルなシステム上重要な銀行)
G-SIFIs	Global Systemically Important Financial Institutions (グローバルなシステム上重要な金融機関)
IIA	The Institute of Internal Auditors (内部監査人協会)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
LIBOR	London Interbank Offered Rate (ロンドン銀行間取引金利)
NIST	National Institute of Standards and Technology (アメリカ国立標準技術研究所)
MITB	Man In The Browser (マン・イン・ザ・ブラウザ)
SPC	Specific Purpose Company (特定目的会社)

目次

はじめに	p. 1
第Ⅰ章 金融システムの現状		
1. 金融セクターを取り巻く経済・市場動向	p. 2
2. 金融機関の対応	p. 6
3. 預金取扱金融機関の経営動向	p. 13
第Ⅱ章 業態別の金融モニタリングの概要		
1. 主要行等	p. 19
2. 地域銀行	p. 31
3. 外国銀行等	p. 45
4. 保険会社	p. 51
5. 金融商品取引業者	p. 60
第Ⅲ章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要		
1. 経営管理	p. 67
2. 統合的リスク管理等	p. 80
3. 市場業務等	p. 90
4. 法令等遵守	p. 104
5. システム	p. 109
第Ⅳ章 その他の取組		
1. 信用金庫・信用組合に対するモニタリング	p. 118
2. モニタリング情報の一層の活用	p. 119
3. 海外当局との連携等	p. 119

はじめに

金融庁では、昨事務年度¹から、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対する、より深度ある実態把握に努めているところである。

本事務年度²は、こうした取組をさらに進めるため、これまで監督局と検査局のそれぞれで策定していた基本方針を統合した「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針³」を策定し、両局が共通の方針の下で緊密に連携しそれぞれの役割を果たしながらモニタリングを行ってきた。

本レポートは、本事務年度のモニタリングを通じて得られた検証結果や課題の中から、目次に書かれた項目について概要をまとめたものである。

これにより、金融機関、市場関係者、金融サービスの利用者との間で認識の共有がなされ、当局との建設的な対話を通じて、各金融機関のより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）や金融システム・金融市場の健全な発展につながることを期待する。

¹ 2013年7月から2014年6月末までを指す。

² 2014年7月から2015年6月末までを指す。

³ 2014年9月11日に公表。

第 I 章 金融システムの現状

第 I 章では、まず、金融システムとの関係が深いマクロ経済や金融市場など金融セクターを取り巻く状況を概観する。次に、こうした状況下で、金融機関がバランス・シートをどのように変化させているかを確認する。さらに、経済・市場環境やバランス・シートの変化が、金融機関の収益・リスク・健全性に与える影響や留意点について整理する。

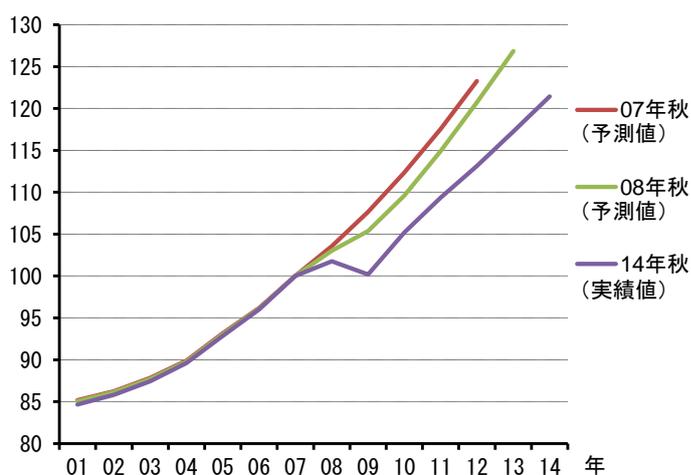
1. 金融セクターを取り巻く経済・市場動向

世界経済は、一部の新興国において経済の減速がみられるものの、先進国を中心に回復傾向にある。他方、世界的な金融危機前と比べ、先進国・新興国双方において経済成長率の低下がみられる（図表 I-1-1）。

こうした中、各国の中央銀行による非伝統的な金融緩和政策等を受け、低金利が継続している（次頁図表 I-1-2）。このような環境の下、一部の国債はマイナス金利で取引されているほか、より高い利回りを求める投資家の投資動向等を受け、世界的にリスク性資産の価格上昇がみられている（次頁図表 I-1-3）。

なお、欧州や日本をはじめ、幅広い国において、中央銀行による非伝統的な金融緩和政策等が継続されている一方、米国においては、量的緩和（いわゆる QE3）が終了し、政策金利の引上げ時期が模索されている。金融政策の方向性の違い等を背景として 2014 年後半以降、幅広い通貨に対してドル高が進展した。

図表 I-1-1 世界的な危機前後における世界 GDP 予測と実際の GDP の比較



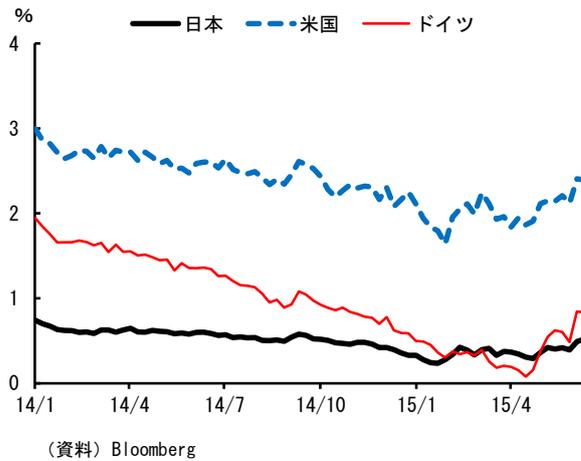
(注 1) 2007 年の各国 GDP=100 とする。

(注 2) 対象は世界 189 力国・地域

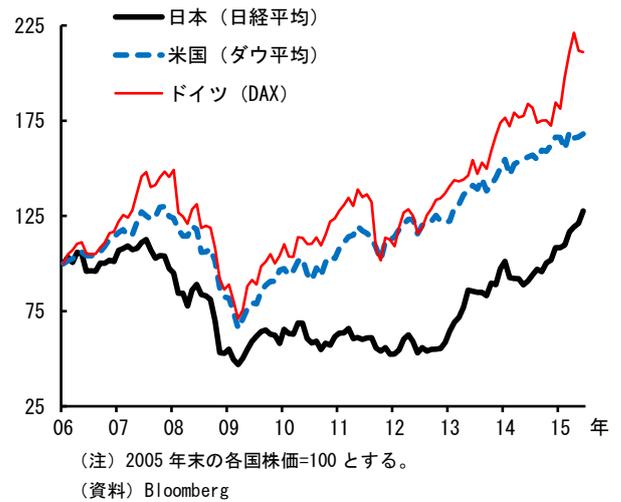
(注 3) 2007 年～2008 年時点での GDP の予測値と比して実際の GDP は、水準のみならず成長率も低下している。

(資料) IMF

図表 I-1-2 各国 10 年国債金利の推移

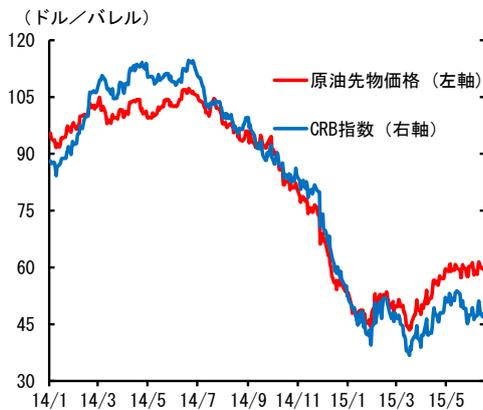


図表 I-1-3 各国の株価の推移

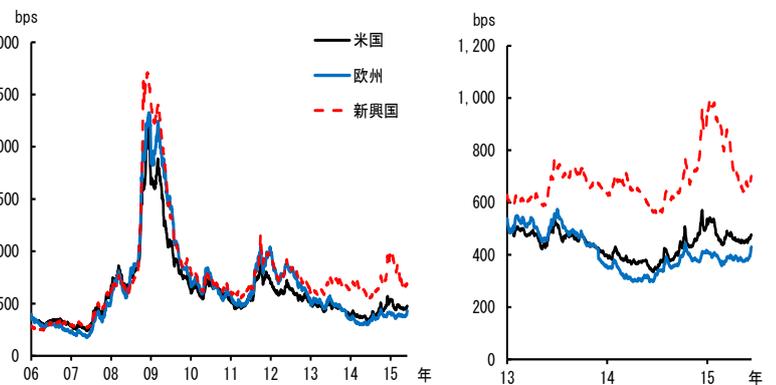


他方、商品市場においては、需給要因等から、2014 年後半以降、原油価格の大幅な下落がみられた（図表 I-1-4）。これを受け、エネルギー関連業種が発行する社債が比較的多く含まれるハイイールド債向けファンド等からの資金流出等が生じ、これまで全体として低下傾向であったハイイールド債のスプレッドが一時上昇する場面もみられた（図表 I-1-5）。

図表 I-1-4 原油及び CRB 指数の推移



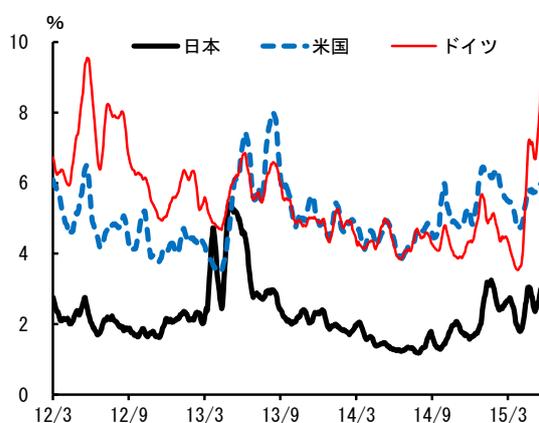
図表 I-1-5 ハイイールド債スプレッドの推移



この間、債券市場をみると、市場構造の変化等を受けて、市場流動性が低下してきていることがしばしば指摘されている。

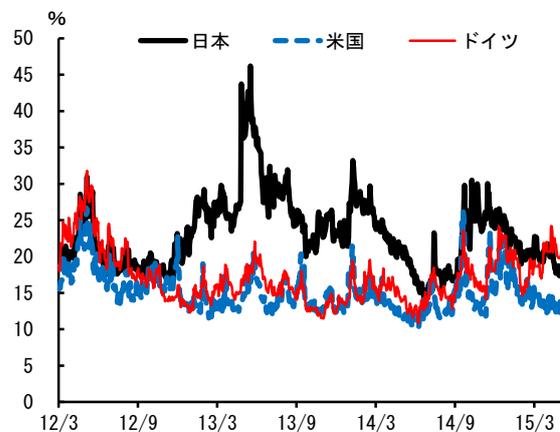
また、幅広い市場において、これまで低下傾向であった資産価格のボラティリティが足下でやや上昇する傾向がみられる（次頁図表 I-1-6、I-1-7）。

図表 I-1-6 各国債券先物のボラティリティ



(資料) Bloomberg

図表 I-1-7 各国株価のボラティリティ



(資料) Bloomberg

2014 年後半以降、欧州における金融緩和等を背景に欧州国債を中心とする金利低下やユーロ安が継続し、10 年物ドイツ国債の利回りが一時 0% 付近となったが、2015 年 4 月以降、短期間で比較的大きく反転し、為替もユーロ高傾向となる場面もみられた。

今後、一部の先進国における金融政策の正常化もにらんで、国際金融市場のボラティリティのさらなる上昇や、新興国の民間セクター等で積み上がった負債がもたらす影響にも留意が必要である。また、ギリシャの債務問題を巡る動向や地政学的リスクといった不安定要素にも留意する必要がある。

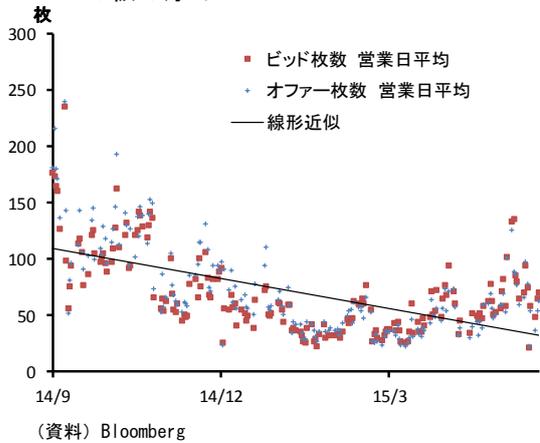
こうした中、日本経済は、政府・日本銀行が一体となったデフレ脱却へ向けた取組の下で、緩やかな回復基調が続いている。

国内債券市場においては、日本銀行による国債買入による債券需給の引き締めなどなどを背景に、金利は極めて低い水準で推移している。また、国債先物市場の厚みの低下等、市場の流動性低下を示唆する指標も一部で見られる（次頁図表 I-1-8）。

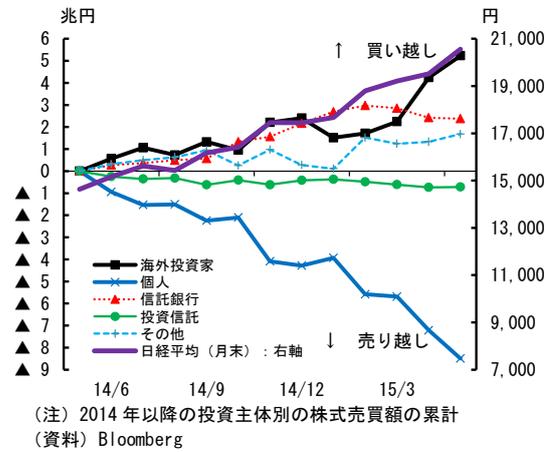
このような背景の下、2015 年初には、10 年物国債の利回りが 0.2% 台まで低下した後、短期間で比較的大きく反発するなど、一時的にボラティリティが上昇する場面もみられた。

国内株式市場においては、好調な企業決算や、年金基金等の資産運用を担っている信託銀行、海外投資家による買い越し等を背景に、上昇傾向が継続している（次頁図表 I-1-9）。

図表 I-1-8 長期国債先物ベストビッド・ベストオファアの板の厚み



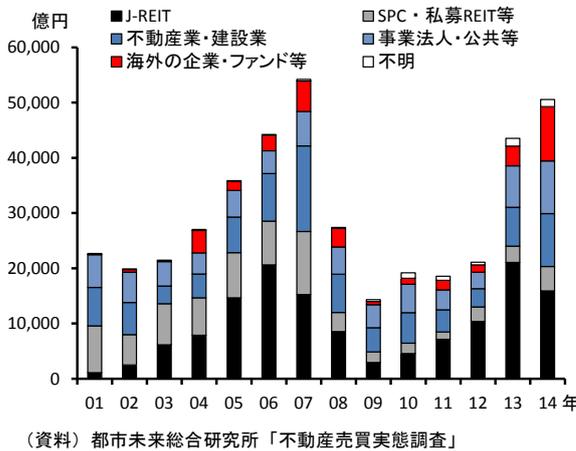
図表 I-1-9 日経平均と2014年以降の累計買越額



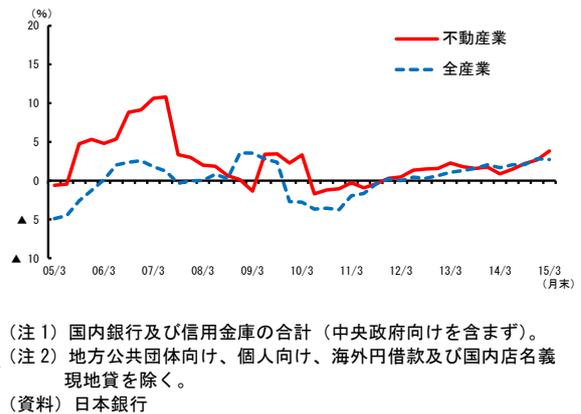
国内不動産市場においては、景気の回復等を背景に東京都心部等を中心として価格・取引量が上昇・増加傾向にある。

こうした中、金融機関の不動産向け貸出は2000年代中頃の不動産ブーム期と比べて緩やかながら伸び率が増加傾向となっている。海外投資家等による不動産投資も増加していることなどを踏まえると、今後の市場動向については注視する必要がある(図表 I-1-10、図表 I-1-11)。

図表 I-1-10 買主セクター別不動産売買額



図表 I-1-11 不動産業向け貸出金(前年比)



以上のような内外の市場環境を踏まえれば、金融機関において、仮に市況が反転した場合にどのようなアクションをとるのかなどを経営陣が的確に判断できるガバナンス態勢を構築しておくことが一層重要となっている。

2. 金融機関の対応

(1) 資金循環等からみた運用先シフトの状況

本邦金融機関の資産・負債の動きをみると、預金取扱金融機関等⁴では、引き続き、家計や企業からの預金が増加しているほか、海外向け融資を含めた貸出も増加している。また、引き続き、国債保有額が減少する一方、日本銀行への預け金、外債や投資信託等の保有額が増加している（図表 I-2-1）。

保険会社でも、外債投資が増加している（次頁コラム参照）。

図表 I-2-1 預金取扱金融機関等の資産・負債の主な動き

（単位：兆円）

<資産>					<負債>				
	14年	残高	(13年)	(12年)		14年	残高	(13年)	(12年)
貸出	+25	683	(+34)	(+15)	預金	+45	1,319	(+44)	(+29)
<時価変動等除く>	<+23>		<+32>	<+17>	日銀からの借入、 レボ・コール	+10	72	(+22)	(▲12)
うち海外向け	+10	74	(+17)	(+6)	借入	+16	82	(+11)	(+12)
有価証券	▲28	504	(▲9)	(+5)	<時価変動等除く>	<+9>		<+2>	<+9>
国債	▲32	297	(▲31)	(▲11)					
うち中長期	▲15	272	(▲11)	(▲8)					
株式等	▲0	61	(+18)	(+10)					
<時価変動等除く>	<+2>		<▲1>	<▲0>					
投資信託	+4	13	(+2)	(+1)					
<時価変動等除く>	<+3>		<+1>	<+0>					
外債等	+12	103	(+15)	(+15)					
<時価変動等除く>	<▲3>		<▲3>	<+9>					
日銀預け金	+69	172	(+58)	(+11)					

- (注1) 各年末の残高の前年差。「<時価変動等除く>」は、株価・為替変動等が影響する調整額を除く前年差（資金フロー額）。
- (注2) 貸出：民間金融機関貸出、有価証券：株式以外の証券+株式・出資金、国債：国庫短期証券+国債・財融債、うち中長期：国債・財融債、株式等：株式・出資金、投資信託：投資信託受益証券、外債等：対外証券投資、日銀預け金：日銀預け金、預金：流動性預金+定期性預金+譲渡性預金+外貨預金、日銀からの借入、レボ・コール：日銀貸出金+現先・債券貸借取引（ネット調達額）+コール（ネット調達額）、借入：非金融部門貸出金。
- (注3) 貸出及び借入には、国内店（外国銀行支店を含む）の海外本支店に対する本支店勘定を含む。一方、邦銀の海外支店が運用・調達する貸出及び借入・預金を含まない。なお、国内銀行の海外支店における2014年末時点の貸出は67兆円（為替変動要因を含む、前年差+14兆円）、預金・譲渡性預金は75兆円（同+10兆円）。
- (資料) 日本銀行

(2) 貸出の動向

金融機関の貸出の動向をみると、緩やかな景気回復基調の下で企業の売上・収益や設備投資が回復してきたことを背景に、国内向け貸出金が2011年度に増加に転じた後、2014年度にかけて伸びを高めているほか、海外向け貸出金も、2011年度以降高い伸びが続いている。

⁴ ここでは、預金取扱金融機関のほか、外国銀行支店、労働金庫、商工組合中央金庫、協同組織中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫の4中央機関。以下この章で同じ）、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合及び合同運用信託（一般の投資家に対する信託商品の販売により資金を受け入れ、合同して資金運用を行う信託勘定）を指す。

コラム リスク資産投資の特徴的な動き

家計や企業を含めた2014年におけるリスク資産への投資状況をみると（図表I-2-2）、以下のとおり、円安進行に伴う増価要因を含む海外リスク資産の保有額の増加が特徴的。これは、世界的に低金利環境が継続する中、本邦においても、より高い利回り（リターン）を求める動きがあらわれているものと考えられる。

- ・ **預金取扱金融機関等**（前頁図表I-2-1参照）は、円安進行等を背景に、外債等の保有額が増加（+12兆円）を続けたほか、投資信託の保有額が追加投資もあって増加した（+4兆円、時価変動等を除くと+3兆円）。
- ・ **保険・年金基金**は、**生命保険会社**における外債等の保有額の増加（+12兆円、同+4兆円）が続いた。
- ・ **一般法人**は、株高に伴う国内株式等の保有額の増加（+31兆円）、M&Aを背景とした**対外直接投資**の増加（+13兆円、同+7兆円）が続いた。
- ・ **家計**は、投資信託の保有額の増加（+14兆円、同+6兆円）が続いた。
- ・ この間、家計や預金取扱金融機関等の保有額が増加した**投資信託**においては、外債等（海外株式や海外リートを含む）の保有額が一段と増加（+13兆円、同+5兆円）。投資信託を経由した海外リスク資産への投資も進んでいる。

図表 I-2-2 預金取扱金融機関等以外の資産の動き

（単位：兆円）

〔保険・年金基金〕＜資産＞

	14年	残高	(13年)	(12年)
〔保険・年金基金〕（計）	+32	599	(+38)	(+28)
うち〔生命保険会社〕	+21	357	(+16)	(+18)
国債	+5	158	(+5)	(+7)
株式等	+2	20	(+5)	(+0)
＜時価変動等除く＞	＜▲0＞		＜▲1＞	＜▲1＞
投資信託	▲1	15	(+1)	(+1)
＜時価変動等除く＞	＜▲0＞		＜▲0＞	＜+0＞
外債等	+12	63	(+7)	(+8)
＜時価変動等除く＞	＜+4＞		＜+1＞	＜+4＞

〔一般法人〕＜資産＞

	14年	残高	(13年)	(12年)
〔一般法人〕（計）	+73	1,019	(+142)	(+32)
預金	+9	206	(+13)	(+6)
株式等	+31	276	(+90)	(+20)
＜時価変動等除く＞	＜+1＞		＜▲0＞	＜+0＞
投資信託	+1	5	(+2)	(▲1)
＜時価変動等除く＞	＜▲0＞		＜+1＞	＜▲1＞
外債等	+0	60	(+12)	(+4)
＜時価変動等除く＞	＜+1＞		＜+2＞	＜+5＞
対外直接投資	+13	80	(+17)	(+10)
＜時価変動等除く＞	＜+7＞		＜+7＞	＜+5＞

〔家計〕＜資産＞

	14年	残高	(13年)	(12年)
〔家計〕（計）	+50	1,694	(+92)	(+49)
預金	+15	831	(+18)	(+15)
株式等	+6	162	(+44)	(+15)
＜時価変動等除く＞	＜▲3＞		＜▲7＞	＜▲2＞
投資信託	+14	92	(+17)	(+7)
＜時価変動等除く＞	＜+6＞		＜+8＞	＜+1＞
外債等	+5	14	(+1)	(+1)
＜時価変動等除く＞	＜+0＞		＜▲0＞	＜+1＞

〔投資信託〕＜資産＞

	14年	残高	(13年)	(12年)
〔投資信託〕（計）	+18	147	(+29)	(+11)
株式等	+1	25	(+9)	(+2)
＜時価変動等除く＞	＜▲0＞		＜+0＞	＜+0＞
外債等	+13	79	(+9)	(+6)
＜時価変動等除く＞	＜+5＞		＜+2＞	＜▲2＞

〔注1〕各年末の残高の前年差。「＜時価変動等除く＞」は、株価・為替変動等が影響する調整額を除く前年差（資金フロー額）。

〔注2〕〔生命保険会社〕：生命保険部門、〔一般法人〕：民間非金融法人企業部門、〔投資信託〕：証券投資信託部門。

〔注3〕預金：流動性預金＋定期性預金＋譲渡性預金＋外貨預金、国債：国庫短期証券＋国債・財融債、株式等：株式・出資金、投資信託：投資信託受益証券、外債等：対外証券投資、対外直接投資：対外直接投資。

〔注4〕2014年中における預金取扱金融機関等、生命保険会社、一般法人、家計及び投資信託の金融資産の増加248兆円のうち、海外リスク資産等（海外向け貸出、外債等、対外直接投資）の増加は65兆円。

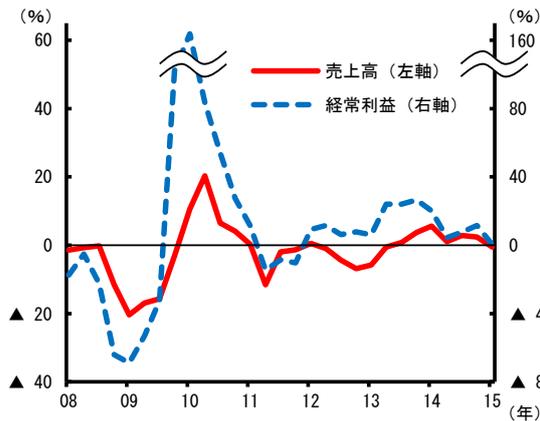
〔注5〕上記のほか、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）を含む公的年金部門の資産は、国債の保有額が減少（▲11兆円）した一方、外債等（+12兆円、時価変動等を除くと+5兆円）、国内株式等（+6兆円、同+3兆円）、預金（+5兆円）の保有額が増加。

〔資料〕日本銀行

ア. 資金需要の動向

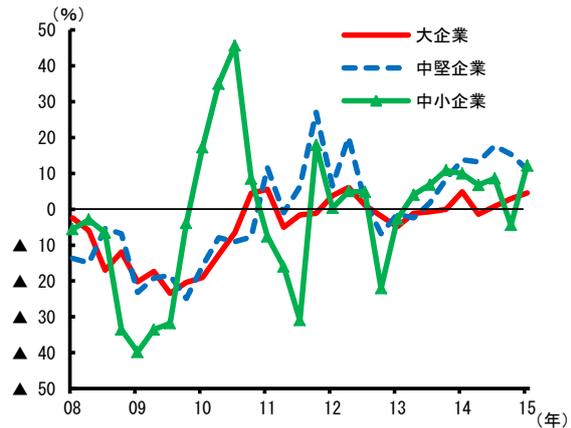
2014年度入り後、企業の売上・収益は、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動減もみられたが、基調としては緩やかな回復が続いている(図表 I-2-3)。こうした中、設備投資は、緩やかな増加基調にある(図表 I-2-4)。

図表 I-2-3 企業の売上高・経常利益(前年比)



(注) 直近は15年1~3月。金融業・保険業を除く。
(資料) 財務省

図表 I-2-4 設備投資動向(規模別・前年比)



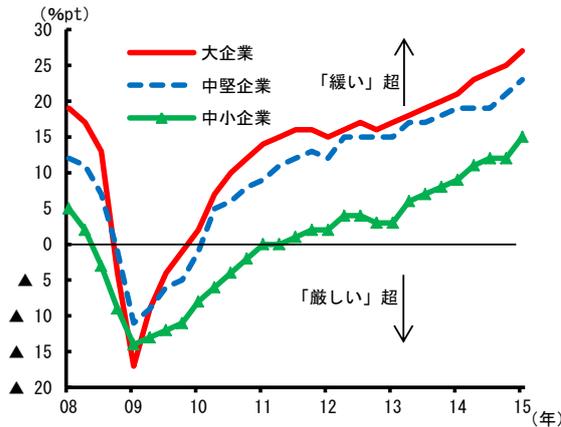
(注1) 直近は15年1~3月。金融業・保険業を除く。
(注2) 大企業は資本金10億円以上、中堅企業は同1億円以上10億円未満、中小企業は同1千万円以上1億円未満。
(資料) 財務省

企業からみた金融機関の貸出態度は、2014年度においても、大企業、中堅企業、中小企業のいずれにおいても一層の緩和傾向を示している(次頁図表 I-2-5)。一方、金融機関⁵からみた企業の資金需要DI⁶は、引き続き資金需要が増加するとみる先が多いが、企業の手元資金が引き続き潤沢なこともあって、その度合いは横ばいとなっている(次頁図表 I-2-6)。

⁵ ここでは、日本銀行と取引のある国内銀行及び信用金庫のうち、貸出残高(期中平残)の上位50先。

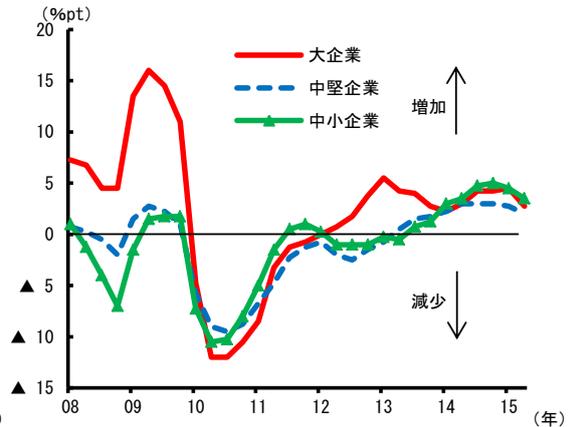
⁶ Diffusion Index

図表 I-2-5 金融機関の貸出態度判断 DI



(注1) 直近は15年3月。
 (注2) 貸出態度判断 DI = 「緩いとした回答社数構成比」 - 「厳しい(同)」。
 (注3) 大企業は資本金10億円以上、中堅企業は同1億円以上10億円未満、中小企業は同2千万円以上1億円未満。
 (資料) 日本銀行

図表 I-2-6 金融機関による資金需要判断 DI



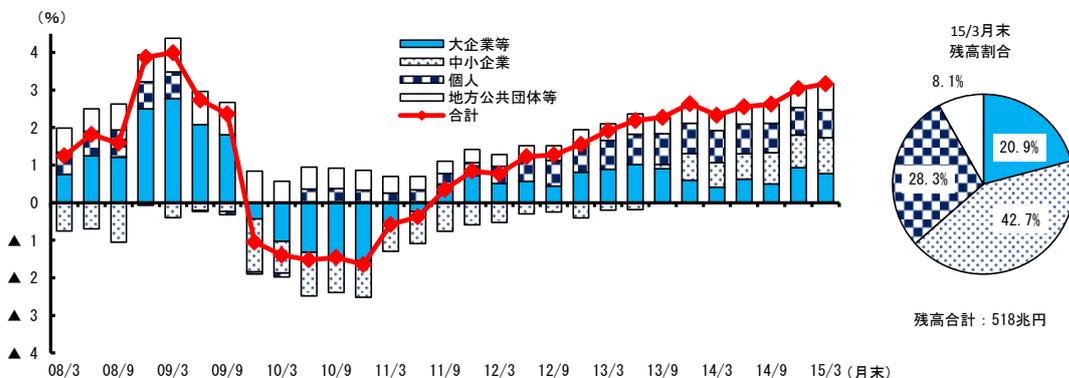
(注1) 直近は15年4月。後方4四半期移動平均。
 (注2) 資金需要判断 DI = 「増加とした回答金融機関構成比」 + 0.5 × 「やや増加(同)」 - 「減少(同)」 + 0.5 × 「やや減少(同)」。
 (注3) 大企業は資本金10億円以上かつ常用従業員300人(卸売業及びサービス業は100人、小売業及び飲食店は50人)超の法人、中小企業は資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店及びサービス業は5千万円)以下又は常用従業員300人(卸売業及びサービス業は100人、小売業及び飲食店は50人)以下の法人及び個人企業、中堅企業は大企業及び中小企業以外の法人。
 (資料) 日本銀行

イ. 国内向け貸出の動向

預金取扱金融機関等⁷の国内店の貸出金残高は、2011年度に増加に転じ、2013年度以降は前年比+2~3%程度で推移している。

これを貸出先別にみると、中小企業向けをはじめ、大企業、個人、地方公共団体等向けも増加基調が続いている(図表 I-2-7)。

図表 I-2-7 貸出先別貸出金(前年比・寄与度)

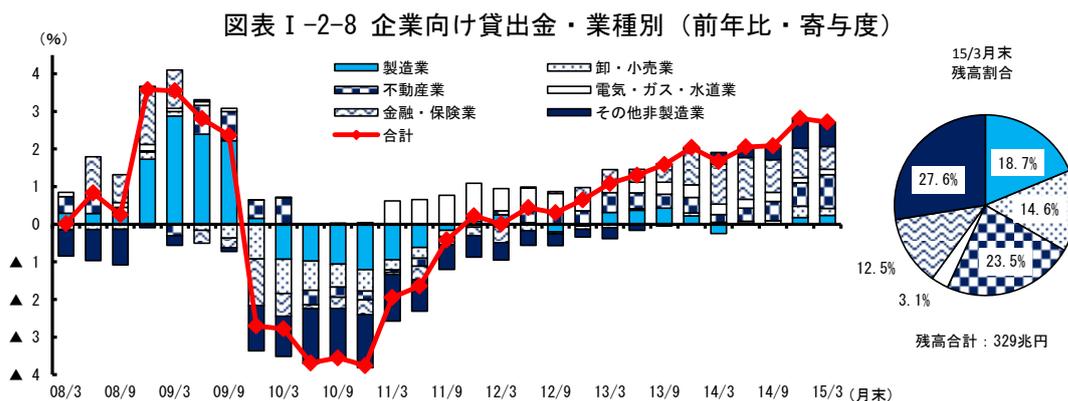


(注1) 国内銀行及び信用金庫の合計(中央政府向けを含まず)。
 (注2) 地方公共団体等は、海外円借款及び国内店名義現地貨を含む。
 (注3) 中小企業の範囲は、原則として中小企業基本法第2条「中小企業者の範囲及び用語の定義」に定める資本金及び常用従業員数を基準としている。ただし、信用金庫は法人向け貸出全体を中小企業向けと仮定。
 (資料) 日本銀行

⁷ ここでは、預金取扱金融機関、外国銀行支店、労働金庫及び協同組織中央機関を指す。

業種別にみると、電気・ガス・水道などのインフラ向け、アパートローンを含む不動産業向け、金融・保険業向け及びその他非製造業向け貸出金がプラス寄与してきた中、2014年末以降は製造業向けや卸・小売業向けを含むほぼ全業種向けでプラス寄与となった（特に不動産業、金融・保険業向けの寄与が大）（図表 I-2-8）。

なお、資金用途別には、約3割を占める設備資金の寄与が高まっている。



- (注1) 国内銀行及び信用金庫の合計（中央政府向けを含まず）。
(注2) 地方公共団体向け、個人向け、海外円借款及び国内店名義現地貸を除く。
(注3) 不動産業は、個人による貸家業（いわゆるアパートローン等）を含む。
(注4) その他非製造業は、農・林・漁業、鉱業、建設業、運輸業、情報・通信業、その他サービス業。
(資料) 日本銀行

ウ. 海外向け貸出の動向

預金取扱金融機関の海外向け貸出金は、2011年度以降高い伸びが続いている。主要行等の海外店における貸出金をみると、預貸金利回り差が総じて国内貸出金と比べて高いこと等を背景として、2014年度も、米国向けや中国・ASEANなどアジア向けを中心に高い伸びが続いている（アジア向けは一時に比べれば伸びがやや鈍化）。この結果、海外店貸出金の貸出金全体に対する構成比は2割を超えている⁸（次頁図表 I-2-9）。

⁸ ここでは海外店による貸出金を集計したが、これに加え、国内店からの海外向け貸出金や、連結ベースの海外金融機関買収の影響を踏まえれば、実質的な海外向け貸出金の割合はさらに高い。

図表 I-2-9 主要行等の海外店貸出金残高



(注) 主要行等の単体の計数を合計。為替変動要因を含む。
(資料) 金融庁

(3) 有価証券投資の動向

金融機関の有価証券残高（取得原価又は償却原価）の推移をみると、2013年4月以降、全体として国債の保有額が減少する一方、外国債券や投資信託等の保有額が増加しているが、業態別にみると、資産シフトの状況には差異がみられる（次頁図表 I-2-10）。

主要行等では、2014年度も、国債残高が引き続き減少する中、保有有価証券残高全体も減少している。

地域銀行では、2014年度は、外国債券、投資信託等の残高が引き続き増加する一方、国債、地方債、社債等の残高が10～3月を中心に減少。保有有価証券全体では4～9月を中心に残高が増加している。

信用金庫・信用組合では、2014年度は、国債の残高が減少する一方、地方債、社債等、投資信託等の残高が引き続き増加。外国債券が増加し、保有有価証券全体では残高が増加している。

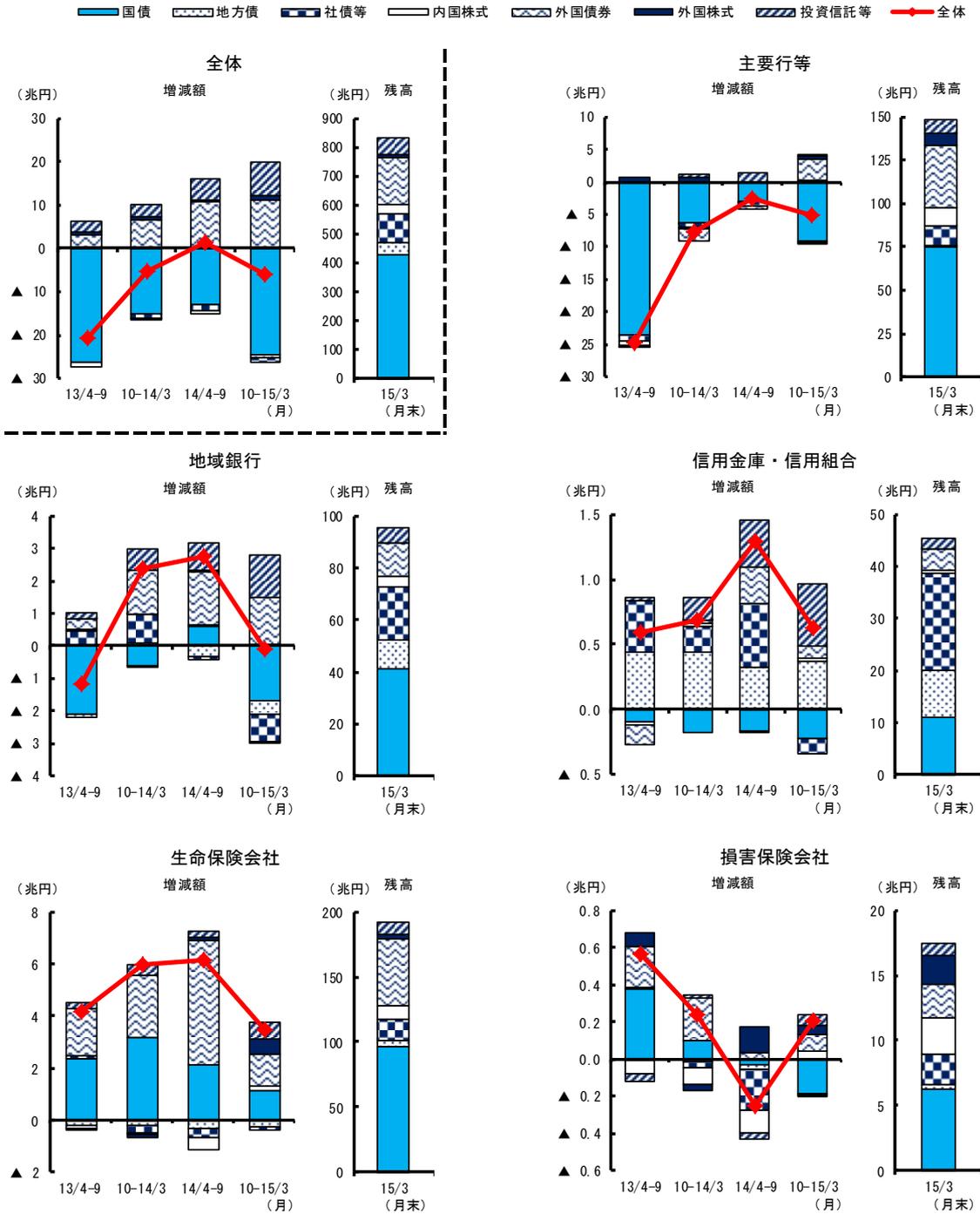
生命保険会社（かんぽ生命保険を除く）では、負債のデュレーション⁹が長い中、2014年度も、資産・負債のデュレーション・ギャップ¹⁰の縮小効果がある超長期物を含む国債の残高が増加している。また、相対的に利回りが高く資産分散効果のある外国債券等（為替ヘッジ付きを含む）の残高がさらに増加している。

損害保険会社では、2014年度は、社債等、国債、内国株式が減少する一方、M&Aを背景として外国株式の残高が増加している。

⁹ ここでいう生命保険会社の「負債のデュレーション」は、保険加入者生存率等を考慮した将来キャッシュフローの平均残存期間をいう。

¹⁰ ここでいう「資産・負債のデュレーション・ギャップ」は、負債のデュレーションと資産運用における投資期間（資産のデュレーション）との差をいう。

図表 I-2-10 種類別有価証券残高



(注1) 全体は、預金取扱金融機関、外国銀行支店、労働金庫、商工組合中央金庫、協同組織中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫の4中央機関）、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、生命保険会社（かんぽ生命保険を含む）及び損害保険会社の合計。

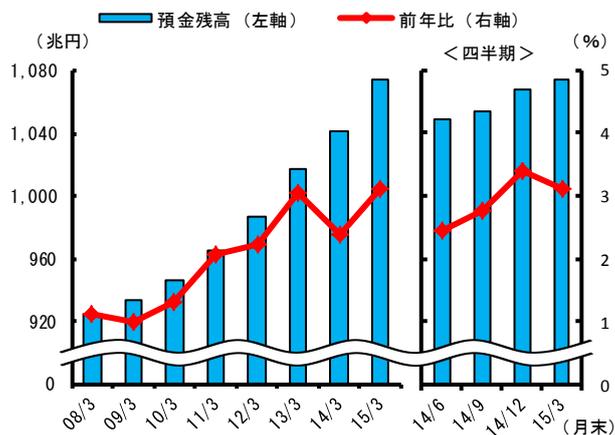
(注2) 生命保険会社は、かんぽ生命保険を除く。

(資料) 金融庁

(4) 預金の動向

預金取扱金融機関等¹¹の預金残高は、流動性預金の積み上がりなどにより、2012年度末以降、前年比+3%程度の増加が続いている（図表 I-2-11）。

図表 I-2-11 国内店預金残高



(注) 預金取扱金融機関、外国銀行支店及び労働金庫の合計。
(資料) 金融庁

主要行等では、2014年度も、定期性預金の残高減少が続いているものの、預金の過半を占める流動性預金の積み上がりのほか、円安に伴う円建てでの外貨預金の増価、譲渡性預金の増加などもあり、預金全体は増加している。

地域金融機関では、2014年度も、流動性預金、定期性預金、地域銀行における譲渡性預金の増加が続いていることから、預金全体は増加している。

3. 預金取扱金融機関の経営動向

預金取扱金融機関の収益については、預貸金の利ざやが引き続き縮小しているものの、歴史的にみて極めて低水準の信用コスト¹²が続いていることや有価証券関連損益の寄与等もあり、2014年度においても高水準を維持している。

各種リスク動向を踏まえても、現時点において預金取扱金融機関の健全性は総じて維持されていると考えられるが、市場変動が発生する場合のスピード、影響等を踏まえたリスク管理や的確な経営判断を可能とするガバナンス態勢等が重要である。

¹¹ ここでは、預金取扱金融機関、外国銀行支店及び労働金庫を指す。

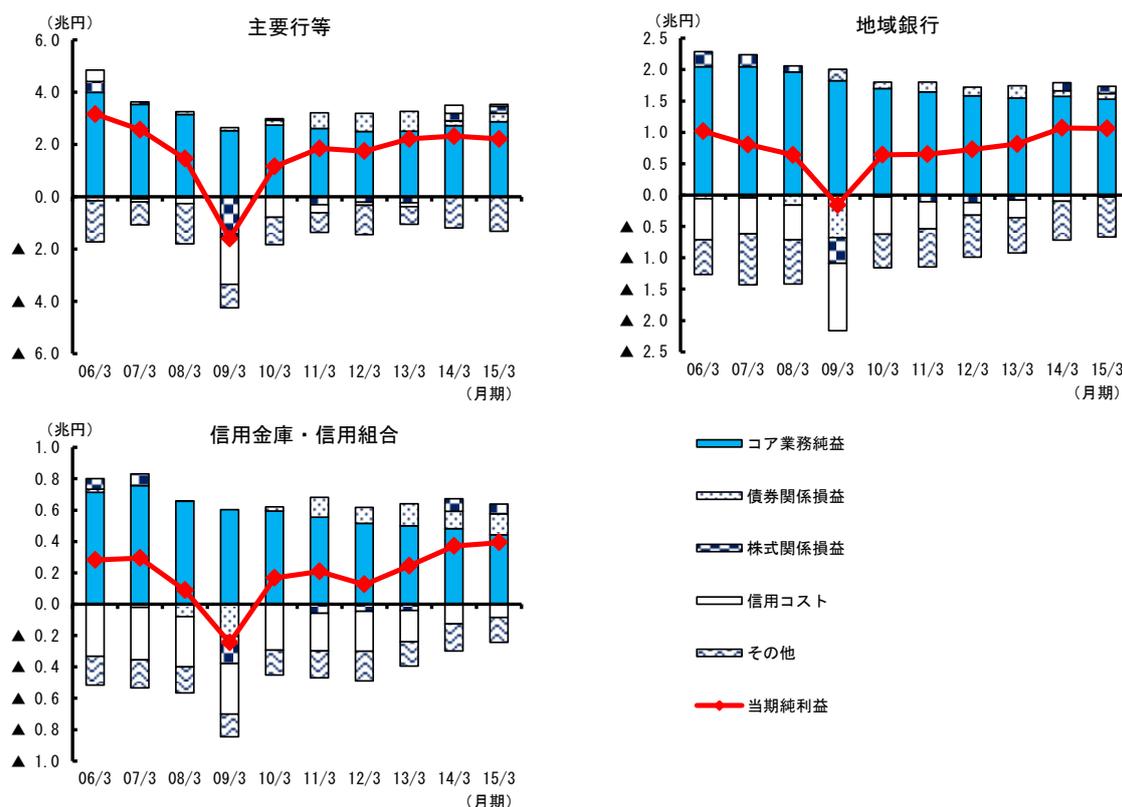
¹² 信用コストとは、債権の回収の危険性に応じて将来の損失発生に備えて計上する引当金や貸倒れと認められる額を償却する費用、債権を売却する際に発生する損失などの合計額をいう（本頁以降の図表で用いる「信用コスト」の個々の算式については、各図表の注記を参照）。

(1) 収益の動向

預金取扱金融機関の決算動向をみると、主要行等、地域銀行、信用金庫・信用組合とも、前年度に続き直近の2015年3月期においても、2008年の世界的な金融危機以前に近いあるいはそれを上回る水準の当期純利益を確保している(図表I-3-1)。

2015年3月期における収益の内訳をみると、業務純益から債券関係損益や一般貸倒引当金への繰入等を除いたコア業務純益では、国内貸出利息や国債等利金の減少を、海外貸出利息(主に主要行等)や外国証券利金等、株式配当金、投資信託等の分配金、役務取引収益などの増加が補うかたちとなっている。この結果、主要行等は増加、地域金融機関は減少している。もっとも、低水準の信用コストの継続や株式・債券の売却益などの有価証券関係損益の寄与もあって、当期純利益としては、主要行等・地域金融機関とも高い水準を確保している。

図表 I-3-1 預金取扱金融機関の決算



(注1) 2015年3月期決算は速報値。

(注2) 地域銀行、信用金庫・信用組合については、期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない。

(注3) 信用コスト=貸倒引当金戻入益+償却債権取立益-(一般貸倒引当金繰入額+個別貸倒引当金繰入額+特定海外債権引当勘定繰入額+貸出金償却)

(資料) 金融庁

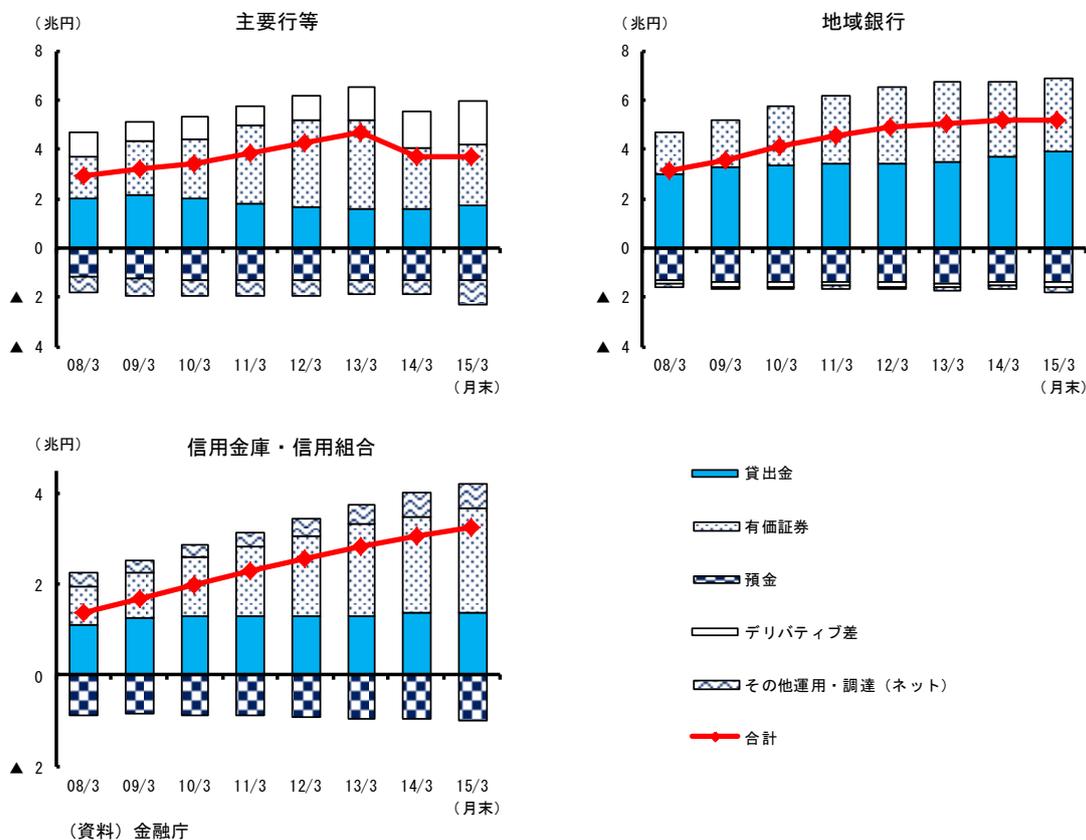
(2) リスクテイクの動向等

ア. 金利リスクの動向等

預金取扱金融機関全体の円金利リスクは、有価証券投資や貸出の動向に応じて2013年度中低下した後、2014年度は概ね横ばいで推移しているが、その内容や程度には、業態・個別金融機関により差異がある。

円金利リスク指標¹³の動向を業態別にみると(図表I-3-2¹⁴)、主要行等では、2013年度に国債残高が大幅に減少したこと等により円金利リスク指標が大きく低下した後、2014年度は横ばいとなっている。

図表 I-3-2 円金利リスク指標



地域銀行では、2014年度は、債券残高が減少したものの、貸出金残高が増加していること等から、円金利リスク指標は横ばいとなっている。

信用金庫・信用組合では、2014年度は、貸出や地方債・社債等の残高増に

¹³ ここでいう「円金利リスク指標」は、金利がパラレルシフトで1%上昇したと仮定した場合における現在価値 (Net Present Value) の変化の動向を示す。流動性預金が長期安定的に滞留する効果を考慮せず残存年数を一律1.5か月(0.125年)とするなど、保守的に算定している。

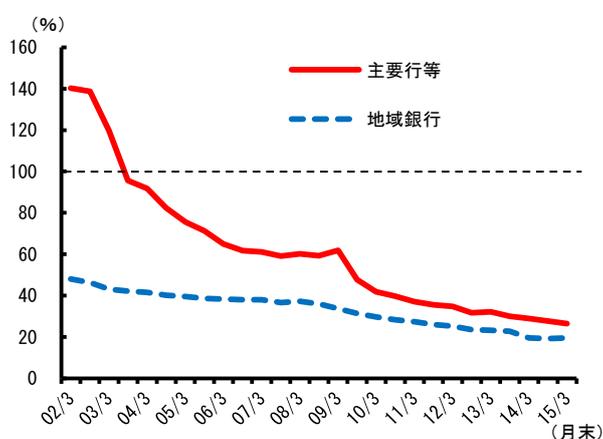
¹⁴ 仮に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、資金調達コストも上昇する一方、貸出金利息や新たに購入する債券の利回りは改善するなど、プラス・マイナス双方の影響が生じる。

加え、有価証券のデュレーション¹⁵が幾分長期化したことから、円金利リスク指標は引き続き上昇している¹⁶。

イ. 株式リスクの動向等

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律¹⁷の制定を契機に、主要行等の政策株（持ち合い株）保有額は大きく減少したが、2005年度以降、地域銀行を含めた株式保有比率の低下ペースは緩やかなものにとどまっている（図表 I-3-3）。

図表 I-3-3 株式保有比率



(注1) 株式保有比率は、 $\frac{\text{其他保有目的の内国株式(取得価額)}}{\text{Tier1(各期末時点。2014年3月末以降の国内基準行は自己資本の額を使用)}}$ を指す。
(注2) 個別行につき時価が取得価額を下回る場合における比率の調整は行っていない。
(資料) 金融庁

2014年度は、株価上昇基調が続く中、主要行等、地域銀行では、引き続き保有株式の評価益が増加したほか、株式売却益等の計上による自己資本比率へのプラスの寄与もみられる。もっとも、株価下落時の自己資本に及ぼす影響はなお小さいとはいえず¹⁸、株式リスクの管理は引き続き重要である。

¹⁵ 平均残存年数（利率が変動する場合は次回金利更改までの年数）。

¹⁶ なお、地域金融機関では、主要行等に比べ、相対的にデュレーションが長い資産の保有割合が高いことから、金利がスティープ化したと仮定した場合の現在価値の変化の度合いは、前頁図表 I-3-2 のようにパラレルシフトを仮定した場合より大きなものとなる。なお、①例えば、金利上昇がイールド・カーブのスティープ化局面から始まる場合には、収益面では、当初、新規実行分の貸出に係る金利上昇が預金金利の上昇を上回る等のメリットが考えられる一方、②実際に貸出金利を引上げる際には借手企業との交渉を要し、金利追従に相応のタイムラグが生じるケースも考えられる、といった点にも留意する必要がある。

¹⁷ 2001年制定。銀行が保有する株式の残高をTier1以下に制限すること等を規定。

¹⁸ 株価が上昇すると、株式評価差額が増加し、株式売却益の計上も可能となる。一方、株価下落時の経営体力に与える影響もその分大きくなる。

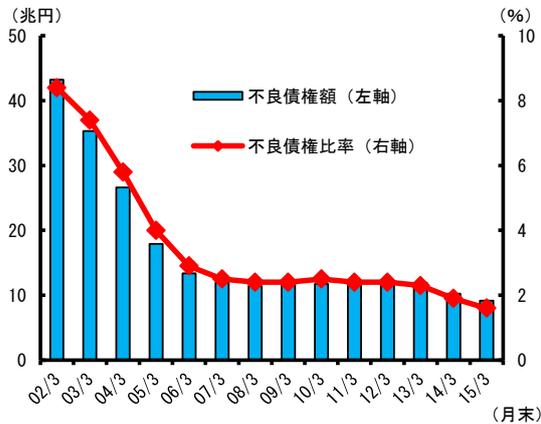
ウ. 信用リスクの動向等

預金取扱金融機関では、貸出金利回り及び資金運用・調達利回りが趨勢的に低下してきた一方、信用コストは2006年3月期以降の最低レベルまで低下している。

不良債権比率は、企業倒産が減少してきたこともあって、引き続き総じて低位に推移している（図表 I-3-4）。

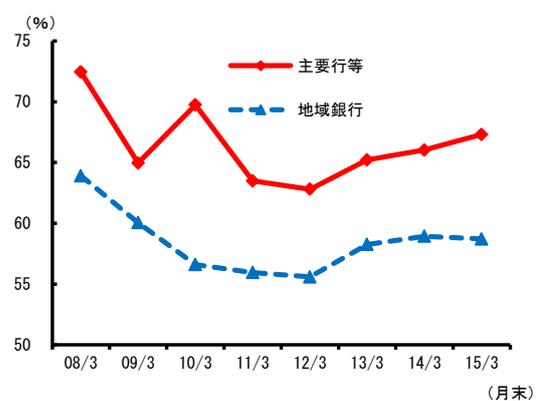
貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金とも減少傾向にあるが、破綻懸念先に対する貸倒引当率をみると、DCF法¹⁹等の広がりや一部金融機関における将来のリスク顕在化に備えた引当方法の見直し²⁰もあって、総じてみれば概ね横ばいで推移している（図表 I-3-5）。

図表 I-3-4 不良債権比率



(注1) 主要行等及び地域銀行の合計。
 (注2) 2015年3月期は速報値。
 (資料) 金融庁、各行公表資料

図表 I-3-5 貸倒引当率



(注) 破綻懸念先債権Ⅲ分類額に対する貸倒引当率。
 (資料) 金融庁

足下の信用コストは極めて低い水準にあるとはいえ、中長期的な観点から金融機関の健全性やビジネスモデルの持続可能性を確保するためには、適切なリスク・リターンの分析及び借手企業の事業性等の適切な評価に基づき、貸出金利に信用リスク等が適切に反映されることが一層重要となっている。

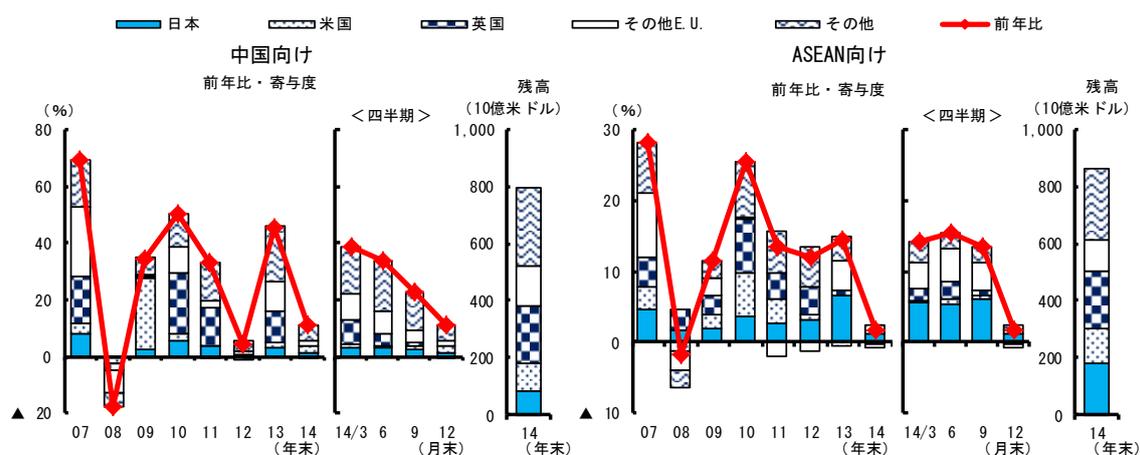
¹⁹ 「DCF」は、Discounted Cash Flowの略。貸出債権から生ずる元利払いなど将来のキャッシュフローを一定の割引率で割り引くことによって、その債権の現在価値を求める方法。この場合、個別の債務者ごとにキャッシュフローを見積もるため、企業倒産の減少等により貸倒実績が低下する局面においても、総じて引当水準が維持される。

²⁰ 例えば、個別貸倒引当金を算定する際の予想損失率について、過去の倒産が多い時期の予想損失率をフロアとするケース。この場合、結果的に貸倒引当率の低下が抑制されることとなる。

なお、預金取扱金融機関の海外向け与信²¹の動向をみると、一部地域で地政学的リスクといった不安定要素がみられるものの、現時点においては、本邦金融機関に対する直接的な影響は限定的である。

もっとも、国際的な資源価格の動向や地政学的リスクを含む全般の動向には引き続き留意が必要であるほか、アジア向け（特にASEAN向け）与信における日本のプレゼンスが相応に高まってきた状況（図表 I-3-6）を踏まえれば、同地域の金融・経済の動向にも引き続き留意する必要がある。

図表 I-3-6 各国・地域向け与信の動向



(注 1) 主要国・地域の銀行（信託勘定を含む）の国際部門債権を対象とし、本店所在地ベースで集計。貸出のほか、有価証券投資、デリバティブ取引等によるものを含む。銀行勘定・信託勘定の合計。

(注 2) 与信を行っている銀行の所在地（25の国・地域）のうち「その他E.U.」は、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン。「その他」は、オーストラリア、カナダ、チリ、台湾、インド、ノルウェー、シンガポール、スイス、トルコ、韓国。

(注 3) 与信先の国・地域は、所在地ベースではなく、最終リスクベース。

(注 4) 与信先の国・地域のうち、「ASEAN」は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス。

(資料) BIS

²¹ 貸出のほか、有価証券投資、デリバティブ取引等によるものを含む。銀行勘定・信託勘定の合計。

第Ⅱ章 業態別の金融モニタリングの概要

第Ⅱ章では、主要行等、地域銀行、外国銀行等、保険会社、金融商品取引業者に対して実施した業態別のモニタリングの検証結果や課題を紹介する。

1. 主要行等

(1) 本事務年度のモニタリングについて

3メガバンクグループは、メインバンクとして本邦主要企業に金融サービスを提供するとともに、国際市場においてG-SIFIs²²と競合している。このため、3メガバンクグループは、グローバルな金融機関と比べても遜色ない質の高い金融サービスの提供や、世界基準でのより優れた業務運営（グローバル・ベスト・プラクティス）を念頭に置いた管理態勢を整備し、積極的な金融仲介機能の発揮と健全性の維持との両立を図ることが求められている。

本事務年度においては、3メガバンクグループの共通する経営課題として、海外業務、グループ経営管理等を主な検証項目とし、昨事務年度に引き続き、統一目線でベスト・プラクティスや業界共通の実態・課題の把握などに重点を置く水平的レビューを実施した。

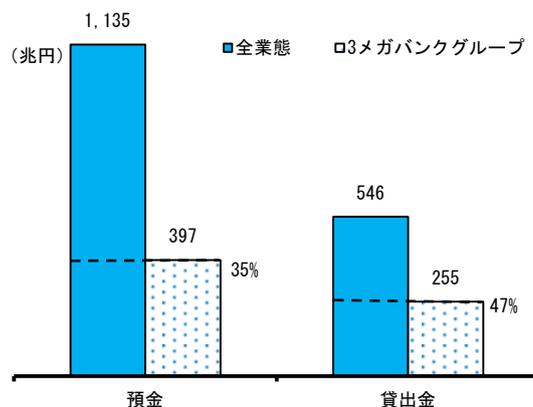
(2) 3メガバンクグループの経営概況

2015年3月期の決算をみると、3メガバンクグループの合算で、総貸出金255兆円（前期比7%増加、預金取扱金融機関等²³に占める割合47%）、総預金397兆円（同7%増加、同35%）を有し（次頁図表Ⅱ-1-1）、本邦金融システムにおいて中核的な役割を担っている。

²² G-SIFIsとして選定されている銀行グループ（G-SIBs）は、現在、世界で3メガバンクグループを含む30社。

²³ ここでは、信用組合を除く預金取扱金融機関、及び労働金庫連合会、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会を指す。

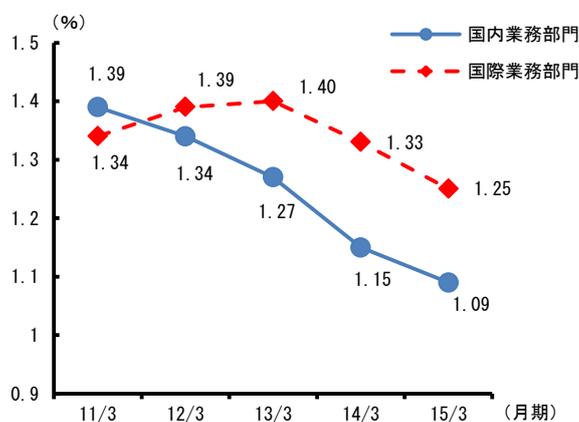
図表Ⅱ-1-1 3メガバンクグループの預金及び貸出金の規模



(注) 15年3月末時点
(資料) 日本銀行、各社公表資料

国内の預貸金利回り差が引き続き縮小（図表Ⅱ-1-2）したものの、海外業務を中心に貸出収益が増加したことなどから、連結粗利益は増加（前期比+7,701億円）している。一方、海外ビジネス強化に係る海外経費や与信関係費用の増加等から、当期純利益は、過去最高益となった前期に比べ減少（同▲1,093億円）している。

図表Ⅱ-1-2 3メガバンクの預貸金利回り差



(注1) 預貸金利回り差=貸出金等利回り-預金債券等利回り。ただし、貸出金から金融機関貸付金を除く。

(注2) 国内業務部門は、本邦店の円建諸取引に係る損益等。ただし、円建貿易手形及び円建対非居住者諸取引（非居住者円貨証券を含む）に係る損益等は除く。国際業務部門は、本邦店の外貨建諸取引、円建貿易手形及び円建対非居住者諸取引（非居住者円貨証券を含む）に係る損益等並びに海外店の取引に係る損益等。

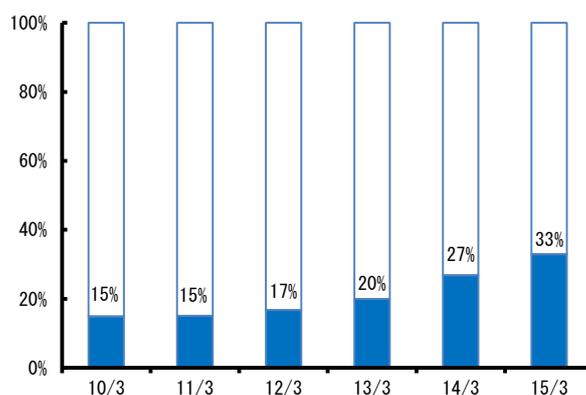
(資料) 金融庁

(3) モニタリング結果

ア. 海外業務

3メガバンクグループは、リーマン・ショックや欧州政府債務危機等の影響により海外の大規模金融機関がグローバルに融資残高を減らす中、海外の資金ニーズや国内より高い収益性に着目し、グローバルに活動する非日系企業や海外展開を指向する日系企業に対する貸出を中心に、海外業務を積極的に拡大してきている（図表Ⅱ-1-3）。

図表Ⅱ-1-3 3メガバンクグループの国際部門収益の推移



(注) MFGはFG営業純益、SMFGは銀行連結業務純益、MHFGは銀行業務純益に占める国際部門の割合。

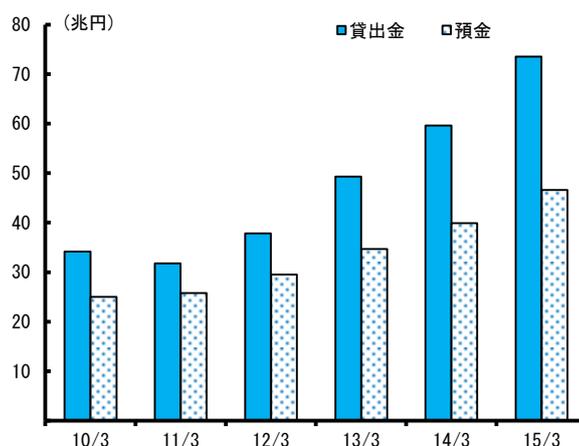
(資料) 各社公表資料

3メガバンクグループにおいては、国内貸出の利ざやが縮小する中、成長領域と位置付ける海外業務の重要性がますます高まっているが、近年、海外業務を取り巻く環境には変化が生じている。

特に、3メガバンクグループが注力するアジアにおいては、欧米金融機関の復調や地場銀行の台頭により貸出市場の競争は激化している。また、金融危機を踏まえた国際金融規制強化の流れが進展する中、金融機関においては資本規制への対応やリスク管理等の高度化などの面でさらなる取組が求められている。このほか、海外業務の拡大に伴う外貨建貸出の増加により、預貸金ギャップ²⁴が貸出超過の状態となっており、さらなる海外貸出の拡大に当たっては、外貨流動性への対応が必須な状況となっている（次頁図表Ⅱ-1-4）。

²⁴ 預金と貸出との差。

図表Ⅱ-1-4 3メガバンクグループの海外貸出金と外貨建預金の推移



(注1) 海外貸出金については、MUFGは海外業務部門の貸出金平残（銀行と信託の合算）、SMFGは国際業務部門の貸出金平残（銀行）、MHFGは国際部門の貸出金平残（銀行）
 (注2) 外貨建預金については、MUFGは国際業務部門の預金平残（銀行）、SMFGは社内管理ベース海外預金等残高（銀行）、MHFGは社内管理ベースの外貨顧客性預金残高（銀行）。また、SMFGとMHFGは1ドル100円として円貨に換算。
 (資料) 各社公表資料

【海外でのビジネスモデルの進化】

3メガバンクグループは、海外において、これまで日系・非日系の優良顧客向けの貸出業務に注力しており、金利収入に大きく依存したビジネスモデルとなっている。一方、前述のような、欧米金融機関の復調や地場銀行の台頭による競争激化、国際金融規制強化及び外貨流動性の制約等に直面しており、中期的には、優良顧客向けの貸出業務だけでは収益面の成長は難しくなることが想定される。

こうした中、さらなる成長機会の追求や収益力の向上に向けて、3メガバンクグループでは、今後の海外貸出増加のために安定的な外貨調達に取り組んでいるほか、アジアを中心に、クロスセル推進による非金利収益²⁵の増強に取り組んでいる。

非金利収益の増強に当たっては、一部のG-SIFIsがアジアにおけるトランザクションバンキング業務などで先行している実情を踏まえると、顧客ニーズに適ったクロスセル商品を提供するための顧客とのリレーション強化や、アカウントプラン（顧客ニーズ、クロスセル戦略、収益状況などの管理ツール）の整備・精緻化等が重要である。

²⁵ 非金利収益の増強については、融資取引でリレーションがある日系・非日系先を主なターゲットとして、グローバルな資金管理や決済の効率化等のニーズに対して、キャッシュマネジメントサービス（CMS）やトレード・ファイナンス（貿易金融）などのトランザクションバンキング業務（預金や決済、貿易金融など商流を捉えた業務の総称）を提供するほか、債券発行やM&A仲介等のニーズに対しては、銀証連携で対応するといった取組により手数料収入を伸ばしている。

【専門人材、事務・システム】

3メガバンクグループがビジネスの拡大・多様化を進めるアジアでは、新興国を中心に、金融に精通した人材の供給が必ずしも十分でないなど人材マーケットが未成熟なことに加え、さらなる雇用機会を求めて短期で転職する人の割合が相対的に高く組織的な知見の蓄積が容易でないといった地域特性がみられている。

こうした中、3メガバンクグループでは現地採用行員の幹部登用や人事データベースの整備等に取り組んでいる。一部では現地採用の幹部行員をアジア域内で異動させることにより、キャリアアップのモチベーションを高める動きもみられる。

しかしながら、アジアでさらに業容拡大させるためには、こうした人材育成・人材確保の加速化が課題である。また、事務処理の自動化率が欧米地域と比べて低い状況にある中、さらなる事務量の増加に対して、事務の堅確化・集中化、システム化²⁶が重要である。

【与信管理】

3メガバンクグループの主要顧客である多国籍企業等に対する海外貸出については、与信先の財務状況、資金使途、返済財源の把握等による個社管理を基本としつつ、それを補完するための予兆管理制度²⁷をグローバルレベルで整備するなど、与信管理態勢は相応の水準にあると認められた。

こうした中、特に貸出の伸びが著しいアジアでは、予兆管理の前提となる外部指標が欧米に比べて少ないため、地域本部等においては、国別管理の強化²⁸など、予兆管理の補完策が必要である。また、大企業取引への傾注による大口集中や業種集中の進展に加え、金融市場が発展途上段階にある新興国への進出によるリスクの高まり等が想定されることから、こうしたリスク・プロファイルの変化を的確に捉えるためのポートフォリオ分析や、資源価格や通貨の変動など複合的なシナリオでのストレス・テストの実施など²⁹が重要で

²⁶ 海外業務を支える IT インフラの整備の詳細については、「第三章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要 5. システム」を参照。

²⁷ 外部格付や株価などの各種市場指標等を通じて個社の信用力の変化の兆しを把握する制度。

²⁸ アジアの新興国では与信所在国の経済環境が企業業績に与える影響が大きいことを踏まえ、各国単位の経済環境に対するモニタリングを強化すること。

²⁹ このほか、多国籍企業等に比して信用力の劣る地場企業等に対する貸出の審査に当たっては、各国の法規制の違いなど企業が活動する地域特性を踏まえた与信管理態勢の整備も重要である。

ある。

【コンプライアンス】

金融犯罪が国際化する中、海外ではマネー・ローンダリング（資金洗浄）、テロ資金供与（以下、マネー・ローンダリングとテロ資金供与を併せ「マネロン等」という）に関して金融機関が高額な制裁金や処分を課される事例が相次いでいるほか、一国の法規制が域外諸国にも適用されるなど、国際的に活動する金融機関を取り巻くコンプライアンスの目線は急速に高まっている（図表Ⅱ-1-5）。

図表Ⅱ-1-5 G-SIFIs 高額制裁金事例

時期	概要	
2012年	欧州系A銀行	マネー・ローンダリング（資金洗浄）の防止策を怠ったことなどを指摘された問題について、米司法省等との間で、19億ドル超の制裁金を支払うことで合意。
2014年	米国系B銀行	不正行為（詐欺）の兆候があったにもかかわらず当局への報告を怠ったことに関して、米司法省等との間で、20億ドル超の制裁金を支払うことで合意。
2014年	欧州系C銀行	米国の制裁対象国との間で金融取引を行っていた問題について、米司法省等との間で、90億ドル近くの制裁金を支払うことで合意。

（注）米当局公表資料

こうした中、一部の G-SIFIs においては、コンプライアンス部門の規制対応部門と金融犯罪対応部門への分割やマネロン等の管理機能に特化した拠点横断的なコンプライアンス部門の設置など、グローバルなコンプライアンス管理態勢の強化に向けた対応がとられており、3メガバンクグループにおいても、グローバルレベルでのコンプライアンス管理水準の継続的な向上に取り組むことが重要である。

とりわけアジアでは、トランザクションバンキング業務などクロスボーダービジネスの拡大を指向しており、現地拠点レベルでのコンプライアンス要員の確保は喫緊の課題である。また、本人確認等に係る各国の要求水準が異なることに加え、企業の資金決済の主軸が米ドルであること等に鑑みると、アジア拠点でもグローバル水準でのマネロン等管理態勢を整備する必要があり、地域本部による各拠点に対する指導・助言など体制面の強化が重要である。

イ. グループ経営管理

(ア) グループガバナンス

3メガバンクグループにおいては、コーポレートガバナンスに対する国際的な関心の高まり、銀行・信託・証券など子会社間のシナジー追求によるグループ全体の競争力強化の動きや、グループ全体の健全性を求める規制・監督への対応といった観点から、持株会社がより一層中核的な役割を果たすことが求められる傾向が強まっている。具体的には、グループ全体での経営戦略の企画・推進機能の向上、グループベースでのリスク管理態勢やコンプライアンス態勢の強化などが求められつつあり、持株会社を主体としたグループ経営管理の重要性が一層高まっている。

また、3メガバンクグループを含めた国際的に活動する金融機関においては、グローバルなステークホルダーに対する説明責任の確保も重要となっている。

こうした中、3メガバンクグループは、グループ経営の高度化に向け、取締役会の監督機能の強化に取り組んでおり、指名委員会等設置会社への移行、社外取締役の拡充・多様化などの動きがみられる³⁰。また、持株会社の子会社に対する経営管理機能の強化に向けて、持株会社主導によるグループ経営戦略・経営計画の策定の取組がみられる。さらに、グループ連携の強化やグローバルな事業拡大に対応するため、グループベースでのコーポレートカルチャーの確立・浸透に加え、G-SIFIsでは一般的な管理の枠組みとなっている、財務・人事・リスク管理等といった機能ごとのチーフオフィサーの設置などの動きがみられる。

以上のようなグループガバナンスの強化に向けた取組は、グローバルにグループベースでのさらなるビジネス拡大を目指す上で引き続き重要である。加えて、買収・出資等により拡大を続ける海外業務に関しては、買収先へのグループ経営方針の浸透など、実効性のあるグローバルガバナンスの確立も重要となっている。

(イ) グループコンプライアンス

3メガバンクグループにおいては、銀行・証券間のファイアーウォール規制

³⁰ 経営管理に係るモニタリング結果の詳細については、「第三章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要 1. 経営管理」を参照。

の一部見直し³¹等を踏まえ、様々な顧客ニーズにグループとして対応し、収益基盤の多様化を図る観点から、M&A 関連ビジネスや有価証券の引受等の法人向け投資銀行業務を含め、銀行とグループ内証券会社とが協働して顧客に金融サービスを提供するなど、グループ内連携ビジネスを積極的に推進している。

グループ内連携ビジネスの推進は、顧客ニーズにきめ細かく対応できる点で、顧客利便に適う面がある一方、グループ内における利益相反や銀行の融資を背景とした優越的地位の濫用といったコンプライアンス上の問題が生じ得ることから、グループベースでの適切なコンプライアンス態勢の構築が求められる。

【利益相反管理態勢】

グループ内連携ビジネスの推進に伴い、グループ内において利益相反による弊害が生じる機会も増加する。こうした中、3メガバンクグループにおいては、一部のG-SIFIsと同様に、M&Aアドバイザー等のグループ各社間で利益相反を生じ得る取引について、クロスボーダー案件も含めてチェックを行うため、グループ内の取引情報を一元的に集約したシステムを構築するなどの態勢を整備している。

一方、持株会社による利益相反管理への関与の度合いは、3メガバンクグループの中でも差異がみられるが、グループ内連携の推進状況を踏まえると、持株会社が、中立的な立場から、グループ各社間の利益相反の有無、対応方法の判断に主体的に関与し、グループ各社への指示・指導を徹底するなど、グループベースでの管理に積極的に関わっていくことが重要である。

【優越的地位の濫用防止態勢】

一般的に、金融機関は融資等を通じ取引先に影響を及ぼし得る立場になりやすい上、銀行とグループ内証券会社との協働といったグループ内連携ビジネスの拡大は、同時に、銀行の融資を背景とした優越的地位の濫用の危険を生じる機会を増加させる。

³¹ 日本では、業態別子会社方式による相互参入解禁時に、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止等を目的として、銀行・証券間のファイアーウォール規制が導入された(1993年)。その後、本規制は、金融グループとしての総合的なサービスの提供を通じた顧客利便の向上や欧米の金融機関に対する競争力強化等の観点から、役職員の兼職規制を撤廃するなど一部見直されたが、規制の趣旨を遵守させるため管理態勢の整備を法令上義務付けるなど、適切な内部管理態勢の構築を求めている(2008年)。なお、ファイアーウォール規制に関しては、実務慣行等を踏まえた規制緩和措置として、内閣府令及び監督指針の見直しが行われている(2014年)。

こうした中、3メガバンクグループにおいては、昨事務年度の水平的レビューを踏まえ、顧客折衝記録の充実化に向けてルールを改定し、コンプライアンス部門等によるモニタリング対象を拡大した上で、持株会社がグループ各社のモニタリング結果を検証するなど、優越的地位の濫用防止態勢の整備に取り組んでいる。

グループ内連携の推進状況を踏まえると、営業現場に優越的地位の濫用防止の意識やルールを浸透させるほか、モニタリングの実効性を向上させるなど、優越的地位の濫用防止態勢が有効に機能するよう、さらに取組を継続していくことが重要である。

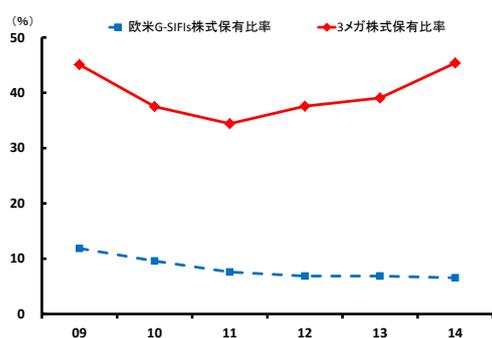
(ウ) グループリスク管理

【株価変動リスクの縮減を含む財務基盤のさらなる強化】

3メガバンクグループは、欧米 G-SIFIs に比べ、政策保有株式の自己資本に対する保有割合が高く、株価下落時の自己資本に及ぼす影響は無視できない状況にある（図表Ⅱ-1-6）。

また、現状の自己資本は、欧米 G-SIFIs に匹敵する充実度であるが、これには保有株式の含み益が寄与している（図表Ⅱ-1-7）。

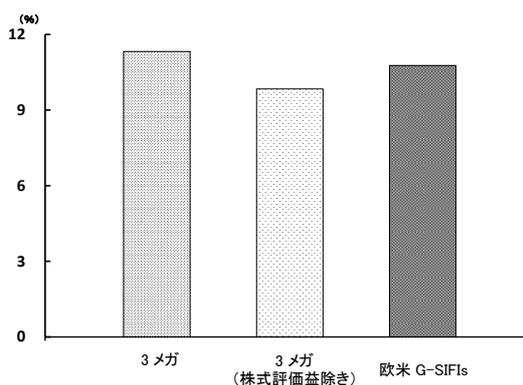
図表Ⅱ-1-6 株式保有比率（欧米との比較）



(注) 株式保有比率: 株式保有残高(時価) ÷ Tier1(各期末時点)

(資料) 各社公表資料

図表Ⅱ-1-7 普通株式等 Tier1 比率（欧米との比較）



(注1) 普通株式等 Tier1 比率、完全実施ベースによる試算値 (2014年度末、一部の欧米 G-SIFIs を除く)

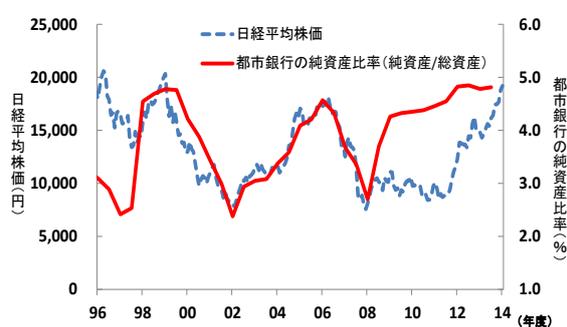
(注2) 株式評価益除きの普通株式等 Tier1 比率は、その他有価証券で時価のある内国株式の評価益がゼロとなる場合の試算値

(資料) 金融庁、各社公表資料

過去には、経済・市況の悪化が株価下落等を通じて、金融機関の財務状況にも影響を与え、金融機能の十分な発揮を制約した経緯も指摘されている（プロシクリカリティ³²の発生）（図表Ⅱ-1-8、図表Ⅱ-1-9）。

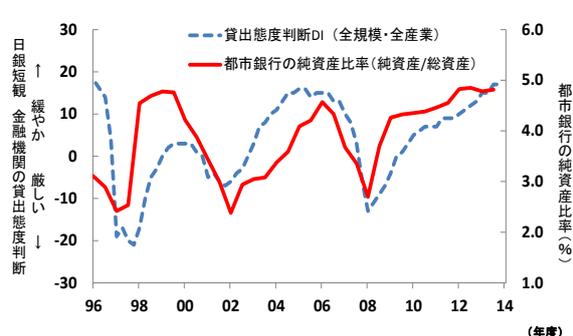
こうした状況を踏まえ、3メガバンクグループは、経済・市況の変動に対する耐性を高め、困難な時期における企業の経営支援ニーズの高まりにも十分対応できるよう、株価変動リスクの縮減を含め財務基盤のさらなる強化が必要である。

図表Ⅱ-1-8 日経平均株価と純資産比率



(資料) Bloomberg、全国銀行協会

図表Ⅱ-1-9 貸出態度判断と純資産比率



(資料) 日本銀行、全国銀行協会

【外貨流動性リスク管理】

3メガバンクグループにおいて、外貨流動性リスク管理の重要性が増している。こうした中、当庁は、本邦及び海外金融機関における実務事例や、海外当局における着眼点等を踏まえた「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点」（以下、「着眼点」という）を作成し、2014年9月に公表した。

本事務年度においては、「着眼点」に沿って、3メガバンクグループにおける外貨流動性リスクの状況及びリスク管理態勢について、検証を行った³³。

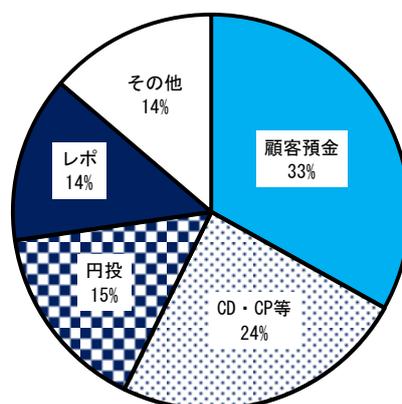
3メガバンクグループの中核をなす3メガバンクの外貨流動性リスクの特徴としては、預貸金ギャップが貸出超過となる状態が続いており、市場性調達に依拠する部分も依然大きい（次頁図表Ⅱ-1-10）。このため、各社とも顧客性外貨預金の増強に加え、円投調達の長期化、外債発行額や発行通貨の拡大

³² ここでは、景気循環増幅効果を指す。

³³ 3メガバンクグループに対するアンケート調査やヒアリングを通じて検証した。

等を通じた、外貨調達構造の安定化に取り組んでいるところ³⁴、このような取組を継続的に進めることが求められる。

図表Ⅱ-1-10 3メガバンクの外貨調達構造（平均値）



(注) 2015年3月末時点。
(資料) 金融庁

他方、リスク管理態勢については、外貨における長期運用と安定調達とのバランスに係る管理の強化、外貨に特化した資金流動性ストレス・テストの実施、流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・ファンディング・プラン）の策定・具体化等を通じたリスク管理が行われている。また、最近の取組として、業務計画等において定めた業務戦略が、将来のバランス・シート及び流動性リスクに与える影響を分析する等の取組がみられた。

今後、3メガバンクグループにおいては、ストレス・テスト等におけるグループベースでの取組の強化や、システム・インフラ整備を通じたキャッシュフロー・データ等の集計能力の向上やリスク管理態勢の高度化等に取り組むことが重要である。

【リスクデータの集計・報告】

金融危機を踏まえ、多くの銀行のリスクデータに係る集計能力と報告実務が不十分であるという問題意識が、当局間で醸成された。これを受け、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2013年1月に「実効的なリスクデータ集計と報告に関する諸原則」（以下、「諸原則」という）を公表。「諸原則」はG-SIBsに対し、グループベースでの定義の統一されたリスクデータの自動集計能力

³⁴ なお、3メガバンクグループでは、平時に加えストレス時における調達手段の一つとしても円投調達を位置付けているが、円投市場の参加者は大手金融機関が中心となっている。こうした状況を踏まえ、一部の調達先へ過度に依存しないよう、3メガバンクグループにおいて、調達先や調達手段の分散化等を通じた集中リスクの抑制を進める取組がみられた。

の向上や、これらの経営陣への報告態勢の整備を求めている。

3メガバンクグループにおいては、現状、リスクデータに係るグループベースでの定義の統一や自動集計について、期限内³⁵の「諸原則」対応を目指して、態勢整備を進めている。今後もこうした取組を確実に進捗させることが重要である³⁶。

(4) 今後の課題

3メガバンクグループについては、より一層リアルタイムで金融機関の経営状況等を把握し、潜在的なリスクに適時に対応していくため、経営資料分析の充実、各事業部門責任者からのビジネス動向ヒアリングの実施、内部監査部門担当者や社外取締役、監査役との意見交換の実施など、オフサイトによるモニタリングを充実させる。

また、海外金融規制の強化や監督当局の目線の高まりなどを踏まえ、G-SIFIs等のグローバル・ベスト・プラクティスの情報収集体制の拡充を行う。

こうしたモニタリングを通じて把握した情報等を踏まえ、業界共通のテーマについて実態・課題の把握が必要な場合は、水平的レビューを実施するほか、個別事案やテーマについて実態・課題の把握が必要な場合は、ターゲット検査を実施する。

なお、金融業界においては、欧米等の金融業以外のベンチャー企業が決済サービス等に参入してきており、日本でも同様の動きがみられる。金融機関においては、成長企業の育成・リスクマネー供給への対応が求められていることに加え、金融とIT技術の融合、いわゆる「FinTech」³⁷の発展といった新しい金融サービスを巡る大きな環境変化への対応も重要となっており、引き続きこれらに対する検討・対応状況を注視していく。

新たな形態の銀行については、ビジネスモデルにそれぞれ特色があるほか、業容の拡大が続いている。こうした状況を踏まえ、オフサイトによるモニタリングにおいて、経営情報の収集・分析により、リスクの把握に努めた上で、必要な場合は、ターゲット検査を実施する³⁸。

³⁵ 「諸原則」対応期限は、2016年初。

³⁶ なお、3メガバンクグループは、グループ経営管理の高度化を目指し、リスクデータに加えて収益データ等も含めた経営情報システムを整備していくこととしている。

³⁷ 「Finance」と「Technology」を掛け合わせた造語。

³⁸ 本事務年度は、各行のリスク特性が共通するテーマ（例えば、インターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行については、マネー・ローンダリング（資金洗浄）への対応、サイバー攻撃への対応等）について、アンケート調査やヒアリングを実施した。

2. 地域銀行

(1) 本事務年度のモニタリングについて

本事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、まず、検査局において、銀行の規模等に応じた3つのモニタリングチームを組成し、これらのチームが中心となって、監督局・財務局と緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリング³⁹での実態把握といったプロファイリング作業をはじめとした、オフサイトでのモニタリングを実施した。

また、こうしたプロファイリングを踏まえつつ、オンサイトで実態を確認する必要がある場合には、ターゲット検査を実施した。

さらに、金融モニタリング基本方針に掲げる以下の重点施策を中心的なテーマとして、検査局・監督局が一体となって、ケース・スタディやシミュレーション等の手法を用い、主にオフサイトにより各行の実態把握に努めたほか、業務・リスクカテゴリー別の共通テーマに関するモニタリングも実施した。

ア. ビジネスモデルの中長期的な持続可能性

人口の減少等が予測される中、5～10年後を見据え、中長期的に持続可能なビジネスモデルをどのように構築しているかについて議論。

イ. 取引先企業の事業性評価

企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価（事業性評価）を踏まえた解決策の検討・提案、実行支援をどのように行っているかについて議論。特に、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行については、地域経済の活性化に向けた取組を主導する役割をどのように発揮しているかについて議論。

ウ. リスク管理態勢等の充実

地域銀行の中長期的な健全性確保の観点から、リスク管理態勢や収益管理態勢をどのように充実させているかについて検証。

以下において、本事務年度のモニタリングに基づく検証結果を概括するが、

³⁹ 本事務年度当初（7～9月）には、地域銀行全行に訪問形式によるヒアリングを実施し、昨事務年度のモニタリング結果のフィードバックと主要経営課題に関する意見交換を実施。事務年度後半（1～6月）には、財務局が主催する「総合的なヒアリング」の多くに、検査局のモニタリングチームも参加し、各行のリスク管理態勢等の実態を確認した。

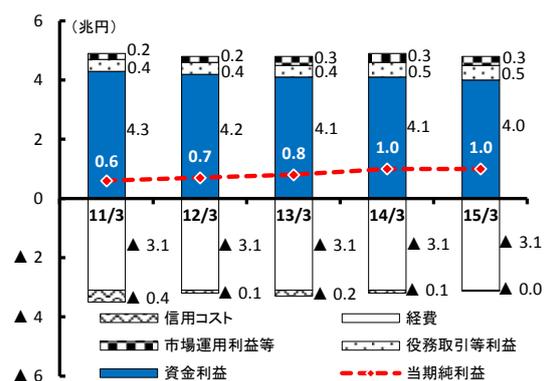
これらは、地域銀行 106 行の全体としての傾向を記載したものであり、個々の銀行の状況や経営上の対応には相応の差異があり、このような一般的な記述が等しく該当するものではない。

(2) 地域銀行の経営概況

地域銀行の 2015 年 3 月期決算をみると、貸出金を中心とした運用資産は引き続き増加しているものの、利ざやの縮小により資金利益は減少しており、実質業務純益も前期比減少（▲2.7%）している。一方、当期純利益は、与信関係費用が減少したことなどから、前期比横ばいと、引き続き高い水準を維持している（図表Ⅱ-2-1）。

不良債権比率は低下が続いており、不良債権開示⁴⁰の開始（1999 年 3 月期）以降の最低水準となっている。また、自己資本比率も安定的に推移している（図表Ⅱ-2-2）。

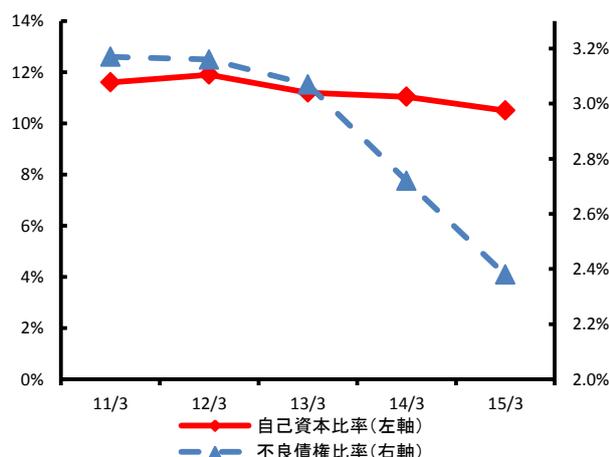
図表Ⅱ-2-1 地域銀行の損益の推移



(注) 市場運用利益=債券関係損益+株式関係損益
 信用コスト=-一般貸倒引当金繰入額+個別貸倒引当金繰入額
 +貸出金償却-貸倒引当金戻入益-償却債権取立益

(資料) 金融庁

図表Ⅱ-2-2 地域銀行の不良債権比率・自己資本比率



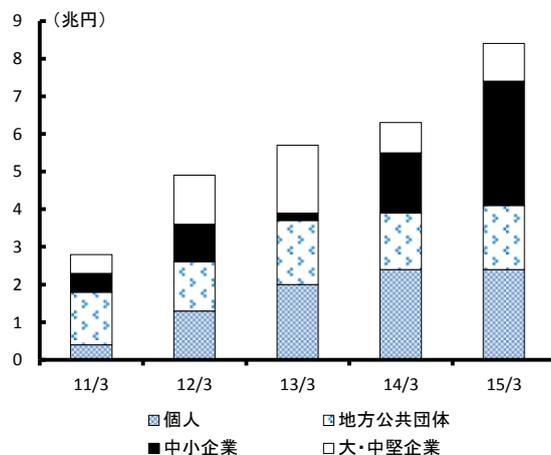
(注) 13/3 以降の自己資本比率は国内基準行の比率
 14/3 から新国内基準の適用開始

(資料) 金融庁

貸出金残高は一貫して増加している。従来、貸出金の増加は、個人向け、大・中堅企業向け、地方公共団体向け貸出で支えられてきたが、最近は、中小企業向け貸出の増加が貢献している（次頁図表Ⅱ-2-3）。

⁴⁰ 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第7条に基づく資産の査定の公表。

図表Ⅱ-2-3 地方銀行及び第二地方銀行の貸出増加額（対前年比）の内訳



(資料) 日本銀行

このように、資金利益は低迷しているものの、足下の地域銀行の健全性は、総じて確保されている。将来的にも、この健全性が維持されることが重要である。

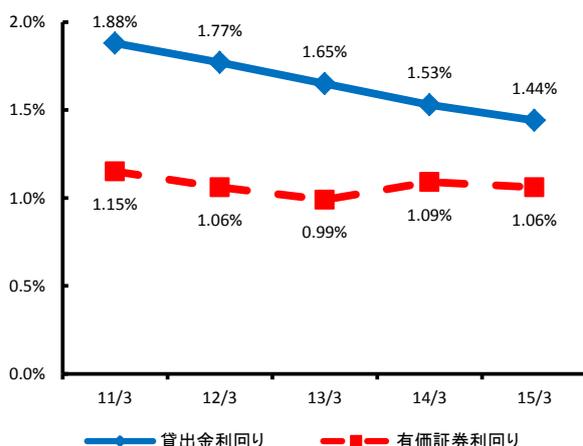
(3) ビジネスモデルの中長期的な持続可能性

ア. 金利の動向が経営に及ぼす影響

地域銀行の貸出金利回りは、年々低下傾向にある（次頁図表Ⅱ-2-4）。これは、過去に融資した比較的利回りの高い貸出が順次償還され、低金利の新規貸出に置き換わることによるものとみられる（次頁図表Ⅱ-2-5）。

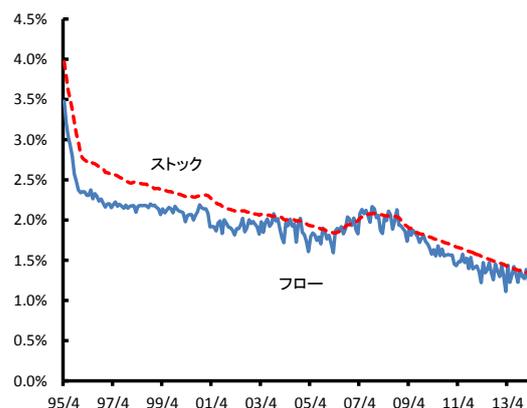
地域銀行の貸出金残高は増加しているものの、貸出金利回りの低下により貸出金利息収入は減少しており、地域銀行の貸出に関する収益性は、全体としてみれば低下している。

図表Ⅱ-2-4 地域銀行の貸出金利回りの推移



(資料) 金融庁

図表Ⅱ-2-5 地方銀行の貸出約定平均金利の推移



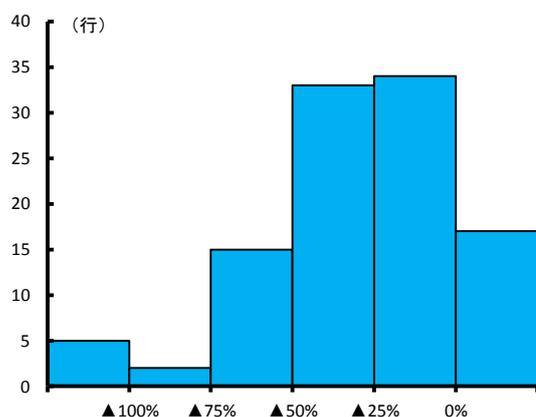
(注) フロー：月末貸出金残高のうち、当月中において実行した貸出
 スtock：月末時点において残高のあるすべての貸出

(資料) 日本銀行

こうしたことから、各行の貸出業務の今後の収益動向をみるために、貸出金利息収入の増減が経常利益に与える影響について、一定の仮定⁴¹を置いて、機械的に試算（収益シミュレーション）した。

この結果、各行により相当程度のバラツキがみられるものの、2018年3月期の経常利益（試算値）が、現状（2014年3月期）の半分以下の水準となる地域銀行が2割程度あると試算された（図表Ⅱ-2-6）。

図表Ⅱ-2-6 地域銀行の経常利益の増減率の分布（試算）



(注) 18/3 経常利益（試算値）の14/3 経常利益に対する増減率の分布状況

[試算の前提] 脚注41のとおり

(資料) 金融庁

本事務年度は、このような収益シミュレーションも参考に、一部の地域銀行と各行の収益見通しやそれを踏まえた経営戦略の策定状況などについて議論

⁴¹ 前提条件は、次のとおり。①今後の新規約定金利、新規貸出取組高及び貸出金残高は過去3か年の平均的なペースで増減すると仮定、②過去の貸出金が償還・返済され、新規の貸出金に置き換わる際、償還・返済される貸出金の金利水準は、2年前の新規約定金利と仮定。

を進めた。こうした議論の中では、自行の資産ポートフォリオの特徴や約定条件等を踏まえた、より現実的で精緻なシミュレーションを行い、対応策の検討を進めている地域銀行も認められた。

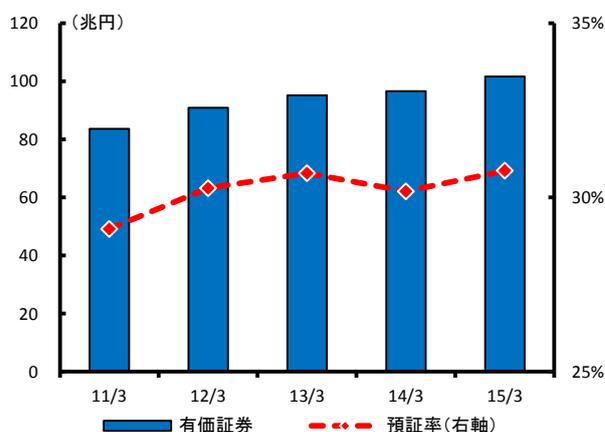
このように、本業である資金利益が減少傾向にあるなど収益環境の厳しさが増す中、地域銀行においては、今後の収益見通し等について、客観的な分析を行い、その結果に基づいた経営への影響を踏まえ、適切な対応策を検討していくことがますます重要となっている。

また、金利低下は、地域銀行の有価証券運用にも影響を及ぼしており、有価証券利回りも全体として低迷している（前掲：図表Ⅱ-2-4）。

一方、地域銀行の預証率は緩やかな上昇傾向にあり（図表Ⅱ-2-7）、業務別の利益水準（業務粗利益+株式等関係損益）の推移をみても、貸出に係る資金利益の割合が一貫して低下する中で、有価証券関係利益の割合は上昇傾向にある。このように、有価証券運用が銀行経営に及ぼす影響は、ますます増加している。（図表Ⅱ-2-8）。

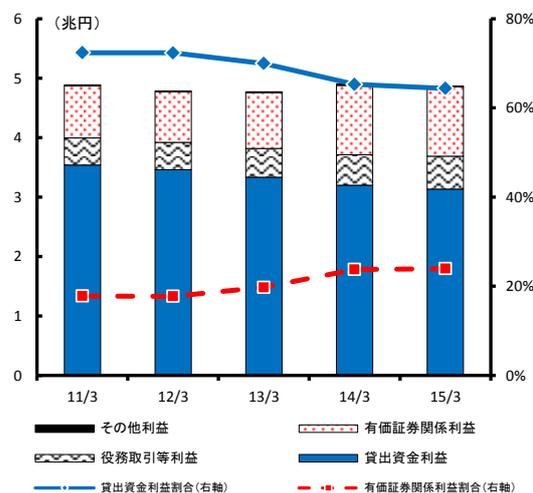
こうしたことから、多くの地域銀行⁴²では、経営計画等において、市場運用業務を収益の柱の一つとして位置付け、その運用の高度化や運用体制の強化を図るとしている。

図表Ⅱ-2-7 地域銀行の有価証券・預証率の推移



(資料) 金融庁

図表Ⅱ-2-8 地域銀行の業務別利益の推移



(注) 貸出資金利益：貸出金平均残高×(貸出金利回り－預金金利回り)
 有価証券関係利益：有価証券平均残高×(有価証券利回り－預金金利回り)+債券等関係損益+株式関係損益
 役務取引等利益：役務取引等収益－同費用
 その他利益：業務粗利益－上記利益計+株式関係損益

(資料) 金融庁

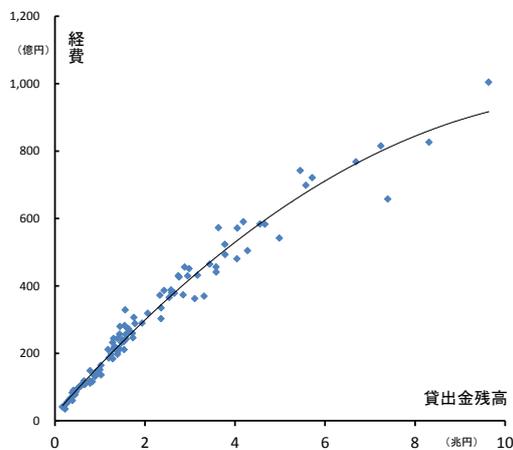
⁴² 足下の中期経営計画等で、「市場運用力の強化」などを掲げている地域銀行は、106行中40行に上っている。

イ. ビジネスの現状

貸出規模と経費の関係をみると、両者は強い相関関係(図表Ⅱ-2-9)にあり、かつ、規模の利益⁴³が働いている(図表Ⅱ-2-10)。

一方、貸出規模と貸出収益率の関係をみると、規模が大きくなるに従い、収益率の水準は収れんする傾向にあるが、比較的規模が小さい地域銀行においては、その関係にはバラツキが認められた(図表Ⅱ-2-11)。このことは、地域銀行にとって、ビジネスモデルの違いによって高い収益率を享受できる可能性を示唆しているとも考えられる。

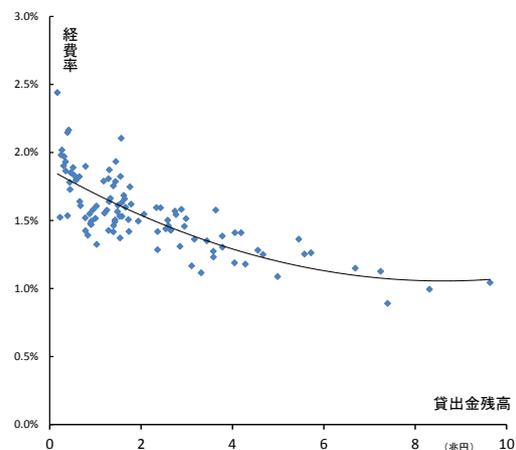
図表Ⅱ-2-9 地域銀行の貸出金残高と経費の関係



(注) 15年3月期。貸出金は平均残高

(資料) 金融庁

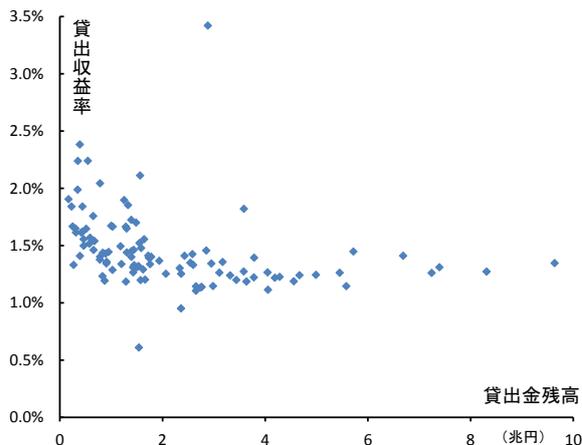
図表Ⅱ-2-10 地域銀行の貸出金残高と経費率の関係



(注) 経費率=経費÷貸出金
15年3月期。貸出金は平均残高

(資料) 金融庁

図表Ⅱ-2-11 地域銀行の貸出金残高と貸出収益率の関係



(注) 貸出収益率=(貸出金利息-貸出金引当繰入額-貸倒償却)÷貸出金残高
15年3月期。貸出は平均残高

(資料) 金融庁

⁴³ 経費には相応の固定費が含まれるため、貸出規模に比し経費は逡減傾向にある。なお、銀行の貸出規模が相当に大きくなった場合でも、この傾向が継続するか否かについては諸説がある。

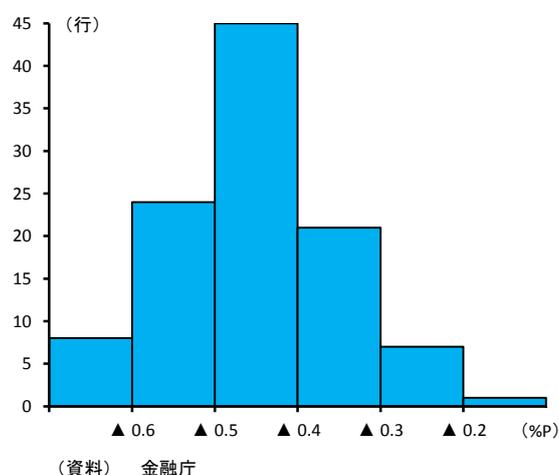
こうしたことから、地域銀行のビジネスモデルの中核である貸出ビジネスに係る収益状況について、各行の取組の実態把握を行った。

各行の2011年3月期から2015年3月期の貸出金利回りの増減をみると、全体として低下傾向にはあるものの、その低下幅にはバラツキが認められた(図表Ⅱ-2-12)。

こうしたバラツキは、営業地域における競争環境や貸出ポートフォリオの違いにより生じている面も大きいと考えられるが、個別にみると、利回りの低下幅が比較的小さい地域銀行の中には、例えば、ニッチなマーケットを見だし、相応の金利水準で融資を実行している銀行や、長期的な取引関係の追求や営業支援などのサービスを付加することにより金利競争に陥らない営業を可能としている先も認められた。

このように、今後の経営戦略の検討に当たっては、規模の利益を働かせて、効率化のメリットを指向する経営戦略もあれば、規模の拡大にこだわらず、ビジネスモデルの違いにより他行との差別化を図る経営戦略もあると考えられる。

図表Ⅱ-2-12 地域銀行における貸出金利回りの
変化幅の分布状況(11/3~15/3)



(4) 取引先企業の事業性評価

人口減少に直面し、金利低下や金利競争が続く中で、地域銀行が自らの経営の持続可能性を確保していくためには、他行と差別化した経営戦略について、主体的に検討することが重要となっている。特に、多くの地域銀行にとっては、そのビジネスの中核である貸出業務のあり方について、真剣に検討することが必要である。

貸出業務については、多くの地域銀行が地域密着型金融モデルを中心に推進するとしているが、このような業務の展開には、取引先企業の事業内容や成長

可能性などを適切に評価し、それを踏まえ解決策の提案や実行支援につなげる
といった事業性評価についての取組態勢の強化は不可欠と考えられる。

ア. 事業性評価ヒアリング

このような認識の下、昨事務年度に引き続き、地域銀行ごとにその地域の典型的なメイン先企業であり、銀行にとっても大口融資先となる企業を中心に複数の企業を選び、当該企業の事業性や所属業界の将来性などをどの様にみているか、当該企業の経営改善に何が必要か、それらを実現するための課題は何かといった議論（ケース・スタディ）を各行との間で実施した。これに加え、本事務年度においては、地域貢献に対する各行の考え方や事業性評価に組織的・継続的に取り組んでいくための態勢整備の状況などについての実態把握を行った（事業性評価ヒアリング）。

地方創生の取組が各地域で進められている中で、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行には、当該地域の経済の活性化に向けた取組を主導する役割が期待されている。こうしたことから、本事務年度の事業性評価ヒアリングは、地域における貸出シェアが高い銀行⁴⁴を中心に実施した。

イ. ヒアリング結果

事業性評価に係る組織体制の整備状況については、不良債権問題や中小企業金融円滑化法等への対応から、引き続き、個別企業に対する再生支援に重点を置いている地域銀行が多く認められた。一方、再生支援のみならず、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価するための体制整備については道半ばとなっている先が多く認められた。

一般に、地域経済の中核となる企業の多くは、大口融資先であり、また、現時点では財務に不安のない企業も多い。こうした中で、これらの中核企業に対する関係構築の強化や適時のソリューション提供に課題を有している先は多く、さらに、個別企業にとどまらず産業界や地域の企業群に対し、面的に取り組む、成果を上げている先は少ない状況であった。

事業性評価への取組態勢の強化に当たっては、個々の施策にとどまらず、銀行全体として、経営陣の強力なコミットメントの下、一貫性のある実行施策の立案、管理態勢の構築、営業現場への浸透が不可欠と考えられる。

こうした観点からは、一部の地域銀行において、以下のように銀行全体として組織的に取り組んでいる事例が確認された。

⁴⁴ 訪問形式によるヒアリングで8行、ケース・スタディを行わない簡易な形式によるヒアリングで43行と議論を行った。

(ア) 数値目標の達成度ではなく営業の実行プロセスに主眼を置いた営業店業績評価の仕組みを構築した事例

当行は、従来の成果数値目標を営業活動の方向を短期的な成果の追求や他エリアとの競争に傾斜させてしまい、必ずしも顧客の側に立った営業となっておらず、また、顧客を理解することにつながっていないのではないかと自己分析。試みに、一部の支店において数値目標の達成度による業績評価をやめ、よりプロセス（営業店の担当者が顧客の事業を理解し、顧客の課題を見付けて適切な解決策を提案しているかといった点）を重視して評価するようにしたところ、行員のモチベーションが高まり、結果として、数値目標も達成された。

こうした成果を踏まえ、当行は、この取組を全営業店に広げることとし、銀行として中長期的な収益の向上を目指して、顧客目線による営業の実現、顧客の事業を理解することに重点を置いた営業店の自己評価と本部のモニタリングによる実行プロセスの評価といった態勢に移行している。

(イ) 取引先の事業性評価の必要性を営業現場が認識し、そのための事業性評価手法を自ら開発した事例

当行は、経営陣が地元主力産業について、「経営環境が厳しくなっても絶対に逃げない」という覚悟をもって経営していくという強い意思表示を行内に徹底し、それを実現するための具体的な方策を主体的に検討している。

これを受け、取引先の事業性評価の必要性を営業現場が認識し、例えば、①取引先の経営計画の策定支援に当たり、約 100～1,000 項目の定性面に着目した専門的なヒアリングの実施、②取引先とのコミュニケーションツールとして活用するための 25 項目に絞った簡易な定性面のヒアリングの実施、③地域経済への影響が大きい主力産業の裾野企業群の定性分析、といった取組を行っている。

このように、自ら開発した評価ツール等を用いて、企業実態の現状分析を深めるとともに、企業の今後の方向性を検討する能力を向上させている。

(ウ) IT を活用した情報の蓄積・共有化と活用への弛まぬ努力を継続している事例

当行は、中央からの大企業の進出・撤退に振り回されず、地域経済の安定的な発展と雇用創出を図るために、自ら地域産業の振興・育成に関与。特に、農業・畜産業に注目。その際、銀行として、単なる資金仲介にとどまることなく、顧客の営業利益を増加させるべく、経営コンサルティング、営業支援等のソリューションを提供することで、顧客の満足・信頼を得て、取引を拡大しようと

している。

こうした活動を支えるために、融資業務を中心としたあらゆる情報や手続きを一元管理する支援システムを自ら開発。経営陣は、当該システムに蓄積された情報を自ら確認し適宜の指示につなげるなど、営業現場の能力向上に活用。また、営業現場からの改善提案が受け入れられ、システムの機能追加や改良が継続的に行われているなど、システムの形式的な導入ではなく、実質的に機能させるべく工夫が重ねられている。

地方創生の実現に当たっては、地域企業の生産性・効率性の向上等を図っていくことが重要である。こうした観点からも、地域銀行は、顧客企業に対する事業性評価に基づく融資や助言等を通じ、地域経済・産業活動を支え、地域とともに自らも成長・発展していくという好循環の実現に向けた取組の強化が課題となっている。

コラム 事業性評価に対する取組姿勢

地域銀行のビジネスモデルは、地域の産業構造、地域経済の動向、また、各行の営業スタイル、財務収益構造、人材の質といった内外の要因により、様々な態様をとり得る。

同様に、事業性評価についても、雛形的な取組がある訳ではなく、ある銀行で効果のあった取組が、そのまま、他の銀行においても効果を上げるとは限らない。重要な点は、事業性評価への取組に当たっては、個々の施策にとどまらず、銀行全体として、経営陣の強力なコミットメントの下、実行施策の立案、管理態勢の構築、営業現場への浸透などが組織的に一貫性をもって実行されることにあると考える。

本事務年度においては、一部の地域銀行に対するヒアリングを行ったところ、銀行全体として組織的に事業性評価に取り組んでいる地域銀行については、いくつかの共通する特徴が認められた。

その後のヒアリングにおいては、それらの特徴に関する典型的な質問事項を「ヒアリング項目集」として整理し、これを参考に各行との議論を進めた。

図表Ⅱ-2-13 ヒアリング項目集

区分	項目	内容
ガバナンス	① 経営陣による的確な課題設定と継続的な意思表示 ② 経営戦略と一貫性のある実行施策	<ul style="list-style-type: none">顧客の事業性評価や地域貢献に対する経営陣の考え方、組織としての取組方針はどのようなものか。上記のような方針をどのようにして、営業現場まで徹底させているか。徹底状況の確認手法。

戦略	<p>③ 地域密着型金融の目的</p> <p>④ 顧客・市場に応じた戦略</p> <p>⑤ 地域の核となる産業の認識と関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域銀行として、地域密着型金融の実践（コンサルティング機能の発揮）は、何を目的に行っているか。地域密着型金融の実践の効果をもどのように測定、評価しているか。 • 営業施策を立案するに当たって、顧客をもどのようにセグメント分けし、それに応じた施策を立案しているか。 • 営業地域において、地域の核となる（又は期待できる）産業はどのようなものか。当該産業の育成等についての関与状況。
業務	<p>⑥ 顧客からの深度ある情報の取得</p> <p>⑦ 本部による営業店支援</p> <p>⑧ 顧客との接触時間の創出</p> <p>⑨ ITの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 顧客の事業性を評価するに当たっては、顧客から財務情報にとどまらず深度ある情報を提供してもらうことが不可欠。このような情報提供を受けるために実践している取組は何か。 • 顧客の事業性を評価するために、本部組織が行っている営業店支援施策。 • 営業職員の顧客との接触度合いを高めるための具体的な施策とその成果。 • 事業性評価を促進するに当たってのITの活用状況。
管理等	<p>⑩ 与信審査等への非財務情報の反映</p> <p>⑪ 業績評価・人事評価</p> <p>⑫ 人材育成</p> <p>⑬ 組織としてのノウハウの蓄積</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 信用格付や案件審査のプロセスにおける非財務面の評価の加味状況。 • 営業店の業績評価や営業職員の人事評価において「担保・保証に必要以上に依存しない融資」や「事業性評価に基づく取組」をもどのように反映させているか。 • 事業性評価やいわゆる「目利き」ができる人材をもどのように確保、育成しているか。その際の事業会社等への出向や外部専門人材の受入（又は連携）についての考え方。 • 組織として、事業性評価等のノウハウをもどのように蓄積しているか。

(5) リスク管理態勢等の充実

比較的規模の小さい地域銀行を中心としたオフサイトのモニタリングやターゲット検査においては、収益管理態勢、大口与信管理態勢⁴⁵、有価証券運用態勢等⁴⁶について、その実態を確認した。

ア. 収益管理態勢

前述のとおり、人口減少が続き、金利競争が激しい中で、各行が自らの経営の持続可能性を確保していくためには、他行と差別化した経営戦略について、主体的に検討することが重要となっている。このような経営戦略の立案に当たっては、前提として戦略的に注力する分野あるいは市場ごとの収益を的確に把握し管理できる態勢を構築することが重要である。

この点に関し、多くの地域銀行において、自行の収益の核として期待する戦略的分野について、その戦略を裏付けるに足る収益性の有無・程度を把握できる管理態勢となっていない事例が認められた。

イ. 大口与信管理

大口融資先については、その業況の悪化が、銀行の健全性に大きな影響を及ぼすことがあり得る。

一方、大口融資先である地元の優良企業については、金融機関間の競合も激しいことから、取引銀行に対して優位に立つことも少なくない。こうしたことを背景に、一部の地域銀行において、大口融資先に対する実態把握が不十分となっている事例が認められた。

大口融資先の多くは、地域経済を牽引し、雇用の下支えを担っている先でもある。地域銀行として、リスク管理の観点からはもちろん、顧客企業の事業性評価の観点からも、関係強化を通じた大口融資先の十分な実態把握が重要と考える。

ウ. 有価証券運用態勢

前述のとおり、有価証券関係利益は年々増加しており（前掲：図表Ⅱ-2-8）、有価証券の運用結果が地域銀行経営に及ぼす影響がますます増加していることから、多くの銀行において、運用態勢やリスク管理態勢の高度化が課題とな

⁴⁵ その他の全体的な傾向や課題については、「第三章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要 2. 統合的リスク管理等」を参照。

⁴⁶ その他の全体的な傾向や課題については、「第三章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要 3. 市場業務等」を参照。

っている⁴⁷。

こうした中、一部の銀行においては、市場運用やリスク管理について、長期在籍のベテラン職員に頼った運用・管理体制となっており、当該職員の高齢化などを踏まえると、市場部門における人材の確保・育成が大きな課題となっている事例が認められた。

エ. 外貨流動性リスク管理態勢

地域銀行⁴⁸の外貨資産運用については、現状、ソブリン債や金融債等の有価証券運用が中心となっており、外貨流動性リスクは低いものと考えられる。

一方、外貨資金調達については、顧客の外貨預金残高が少なく、特定の金融機関⁴⁹からの短期の外貨市場調達や円投による外貨調達⁵⁰に依存する割合が高いほか、総じて調達期間も短いなど、外貨調達の安定性という点では脆弱性が認められた。

また、一部の地域銀行において、外貨流動性ストレス・テストにおけるシナリオの充実やストレス・テスト結果を踏まえた具体的なアクション・プランの策定など、外貨流動性リスク管理の高度化が課題となっている事例が認められた。

言うまでもなく、銀行ごとに、市場運用の規模、運用商品、潜在するリスクなどは大きく異なっており、一律の議論は馴染まない。今後のモニタリングに当たっては、各行が、中長期的にどの程度の運用規模やポートフォリオを想定し、そのためにどのような運用態勢やリスク管理態勢を構築しようとしているのかを十分確認した上で、議論を進めていきたい。

(6) 今後の課題

地域銀行の足下の健全性は確保されているが、地域の経済や企業の発展のためには、この健全性が将来にわたり維持され、適切な金融仲介機能が持続的に発揮されることが重要である。そのためには、繰り返しとなるが、将来にわたって持続可能なビジネスモデルの構築が必要である。

⁴⁷ 地域銀行の有価証券運用態勢については、昨事務年度のモニタリングレポートにおいて、「一部の銀行では、運用規模に見合った運用や管理に係る人的資源の投入を必要最小限にとどめてきた」として、「運用態勢の高度化を望む」旨記載している。

⁴⁸ 運用全体に占める外貨運用の比率（2014年3月末時点）が全地域銀行の平均水準より高い地域銀行を中心にアンケート調査（23行）を実施。

⁴⁹ アンケート調査実施先においては、大口調達上位5先からの調達率が平均7割を占める。

⁵⁰ アンケート調査実施先の円投調達比率の平均は約4割。

中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築するためには、ビジネスモデルの差別化や経費構造などを考えるに当たって、従来の延長線だけではなく、その枠組みにとらわれない大胆かつ柔軟な発想が求められる。そうした観点から、一部の地域銀行において、企業経営者としての経験や IT 活用についての豊富な経験など、社外取締役⁵¹の持つ多様な知見を取り入れながら議論を深め、自行のあり方を絶えず見直しているといった示唆に富む取組が認められた。

各行における中長期的に持続可能なビジネスモデルの構築状況については、本事務年度のモニタリング結果を踏まえ、今後、特に、適切な収益管理を通じたビジネスの現状の的確な把握と将来動向の分析、及びそれを踏まえた具体的なビジネスの方向性及び実効性のある施策が社外取締役を含む経営陣において適切に検討されているか、といった点に注目して、モニタリングを実施していきたい。

以上のようなモニタリングの実施に当たっては、できる限り金融機関の事務負担軽減が図られるよう配慮していきたい。

⁵¹ 社外取締役の選任に関する取組事例については「第三章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要 1. 経営管理 図表Ⅲ-1-2」を参照。

3. 外国銀行等

(1) 本事務年度のモニタリングについて

外国銀行在日拠点は、その規模やビジネスモデルが様々であり、母国を含めた国際的な経済・規制動向、ビジネス環境の影響を強く受けるという特性がある。また、本部・本店やアジア地域本部の決定により、その経営方針や業務内容が急に変更される場合もある。

こうした特性を踏まえ、昨事務年度からオフサイト・モニタリングでの情報収集・分析を強化し、そこで把握された重要な分野に力点を置いてオンサイト・モニタリングを行うなど、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

本事務年度においては、昨事務年度のモニタリング結果を基に国内外の情報収集を行い、個別行のリスク評価を実施、年間オンサイト・モニタリング計画の策定及び水平的レビュー項目⁵²の選定を行い、モニタリングを実施した。

その後も、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ⁵³等への参加、本部やアジア地域本部等との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性の変化を、必要に応じてリスク評価に反映した。

(2) 在日拠点の経営概況

日本に進出している外国銀行は、G-SIFIs 在日拠点⁵⁴（以下、本節においては G-SIFIs 在日拠点を「G-SIFIs」という）が 24、非 G-SIFIs 在日拠点（以下、同じく非 G-SIFIs 在日拠点を「非 G-SIFIs」という）が 34 であり、合計で 58 拠点（2015 年 3 月末時点）と前回レポート比 1 行⁵⁵の減少となった。母国の地域別内訳をみると、米州 11、欧州 16、アジア 31 となっている。

本事務年度の動きとして、有利な条件で調達⁵⁶した円資金を、主に日本銀行当座預金で運用する資金の流れ（次頁図表Ⅱ-3-1）を背景に、外国銀行在日拠点全体で見た場合の総資産規模の拡大が顕著となっている。ただし、外国銀行在日拠点の日本の金融システムに占める位置付けは、必ずしも大きくない状況が継続している（次頁図表Ⅱ-3-2）。

⁵² 外部委託管理態勢、反社・マネロン等への対応、ネットワークを活用し、海外に展開する日本企業へサービスを提供する業務への取組。

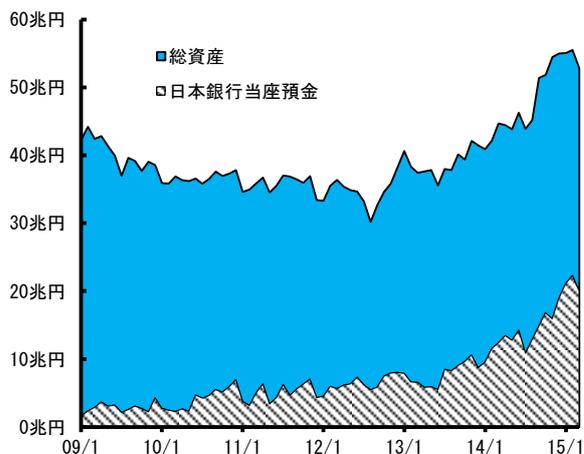
⁵³ 2008 年 4 月に G7 に提出された金融安定評議会（FSF）（現金融安定理事会（FSB））の報告書において、世界的な大手金融機関ごとに設けることとされた監督当局間での情報交換の場。

⁵⁴ 金融安定理事会の指定により、中国農業銀行が 2014 年 11 月に G-SIB となった。

⁵⁵ ポーティゴン・アグー東京支店が 2014 年 9 月に銀行業を廃止。

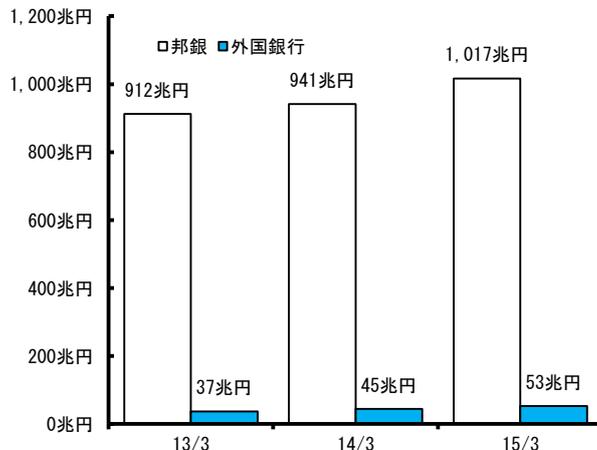
⁵⁶ 外国銀行が、米ドル LIBOR または EURIBOR ベースで外貨を調達し、円 LIBOR と交換した場合、円の短期金利レベルが非常に低く、かつ本邦での外貨需要が強いため、現状ではマイナス金利での円調達となっているもの。

図表Ⅱ-3-1 外国銀行在日拠点の総資産及び
日本銀行当座預金残高推移



(資料) 金融庁

図表Ⅱ-3-2 邦銀と外国銀行在日拠点の
総資産比較

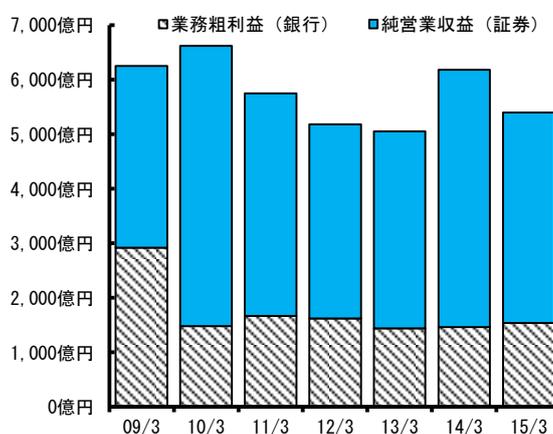


(注) 邦銀とは都市銀行 5 行、地方銀行 64 行、第二地方銀行 41 行、大手信託及び野村信託、新生銀行、あおぞら銀行の合計 116 行を指す。
(資料) 各行公表資料、金融庁、全国銀行協会

こうした中、一部の在日拠点において、本店がビジネス戦略変更を行ったこと等に伴って、リテール業務の邦銀への売却や、ホールセール業務の縮小など、ビジネスモデルを変更する動きが認められた。一方、一部の在日拠点においては、投資銀行業務から富裕層向け業務へビジネスの重点をシフトし、日本の個人金融資産をターゲットにしたプライベートバンキング業務において、本邦市場の株価や不動産価格の上昇を背景として、好調な収益を計上している。

なお、欧米系の外国銀行は、銀行業務のほか、証券・信託・アセットマネジメント等複数の業務を行うコングロマリット形態で日本に進出している場合が多い。このうち、日本において銀行拠点・証券拠点の双方を有する外国銀行は 16 であり、これらの在日拠点における収益の状況をみると、引き続き、証券拠点が収益の柱となっている (図表Ⅱ-3-3)。

図表Ⅱ-3-3 銀証双方の拠点を有する外国銀行グループ在日拠点の収益推移



(資料) 金融庁

(3) モニタリング結果

ア. 拠点ガバナンスにおける課題

一部の非 G-SIFIs は、在留する母国人の本国郷里送金や、母国の富裕層向けに本邦不動産取得のための融資を行うなど、特定の分野で特色あるサービスを提供し、独自性を発揮している。

一方、規模や陣容の制約から拠点内で職務の兼務者を置いている先や、内部監査人が配置されていない先など、強固な内部統制環境を整備することが難しい先が多い。

こうした中、一部の非 G-SIFIs において、本店による業績偏重の在日拠点管理や在日拠点の内部管理態勢の未整備等により、在日拠点長が不適切な融資を実行するなど、信用リスク及びコンプライアンス上の問題が認められている。

外国銀行在日拠点においては、本店による適切なコミットメントのもと、在日拠点のビジネスモデルに応じたローカル・ガバナンス態勢を整備することが重要である。

イ. 反社会的勢力、マネロン等への対応状況

外国銀行在日拠点の反社会的勢力（以下、「反社」という）、マネロン等に係る管理態勢は、他の業態と比較し、日本国内の規制のみならず、本部が所在する国・地域の法制やグループの方針に制約を受けることに特徴がある。また、その管理態勢の整備状況は、在日拠点の規模や疑わしい取引を抽出するシステムの導入の有無等によって、大きく異なっている。

こうした中、評価できる取組として、トランザクションバンキング業務⁵⁷を強化している複数の外国銀行において、在日拠点が本邦における取引経験を踏まえて疑わしい取引の検出シナリオ等をより細かい内容に修正するよう、本部等に対し積極的に依頼している事例などが認められている。

その一方で、リテール業務を主力としている一部の非 G-SIFIs においては、本人特定事項の確認方法や、資金原資の確認に改善の余地がある事例などが認められている。

反社・マネロン等対応に係る態勢整備については、本部・地域本部との協働の元に在日拠点がそのビジネスモデルや顧客特性に見合った態勢整備を行い、その態勢の実効性を継続的に検証していくことが重要である。

ウ. 海外向け資金放出等を行っている在日拠点

⁵⁷ 預金や決済、貿易金融など商流を捉えた業務の総称。

海外向けに資金放出及び貸出を行っている在日拠点の中には、①海外から調達した資金を再び海外へ還流させ資産規模を伸ばしている先や、②本邦顧客からの預金で調達した資金を海外向けの貸出や他の本支店への運用に振り向けている先が認められた。

①については、在日拠点のバランス・シートを利用した取引である以上、調達通貨や期間、また運用規模等について、在日拠点自らが把握し、説明責任を果たせる態勢を構築することが重要である。

②については、預金者保護等の観点から、引き続き、預金の大部分を恒常的に本支店勘定等により海外に持ち出していないか等について、当庁として検証⁵⁸していく。

エ. 外部委託管理態勢

G-SIFIs においては、外部委託業務及び委託先の所在地の多様化⁵⁹が進み、固有リスクとしては相応に高いものの、第2の防衛線⁶⁰の強化も含め、内部統制が整備されているなど、残存リスクは概ね抑制されていると認められた。ただし、一部には、外部委託先の態勢不備を発端としたシステム障害などもみられている。

一方、非 G-SIFIs においては、G-SIFIs に比べ外部委託業務の規模及び内容が限定的で固有リスクがそれほど高くない場合が多いものの、外部委託に係る基本的な管理が行われていない実態が一部の先において認められた。

外部委託の管理においては、業務継続、顧客保護、法令等遵守⁶¹、レピュテーション・リスク等の観点から委託リスクの重要度を評価した上で、そのリスクに見合った管理態勢を整備することが重要である。

(4) 今後の課題

日欧の金融当局が金融緩和を継続する一方、米国の金融当局が金融引き締めに転ずるタイミングを模索する現下の状況を踏まえると、今後、市場環境が大

⁵⁸ 主要行等の総合的な監督指針VI-2- (11)。

⁵⁹ 外部委託業務の内容は、バックオフィス業務に限らず、ミドルオフィス業務へと拡大し、委託先の所在地も、従来の香港、シンガポールに加え、中国本土、インド、その他新興国に拡大する傾向がみられる。

⁶⁰ 「3つの防衛線」による内部統制の基本的な考え方については、「第Ⅲ章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要 1. 経営管理 コラム」を参照。

⁶¹ 例えば、システムの開発・変更管理を外部委託する場合には、海外のシステム・サービスへの依存度の高まりを踏まえれば、海外拠点の法令遵守・リスク管理担当者等が本邦法令を正しく理解し、システムの開発・管理やオペレーション等を行う外部委託先が本邦法令に沿った運用を行うよう管理すること等が重要となる。

きく変化することも予想される。

こうした中、来事務年度は従来以上に深度あるオフサイト・モニタリングを実施し、よりタイムリーに在日拠点のリスク特性を把握するとともに、リスクベースでのオンサイト・モニタリングを行うことで、在日拠点の実態把握をさらに進めることとする。

また、以下の個別テーマについても引き続き検証を行う。

- ・ 在日拠点の資金の運用・調達の流れが、グローバルな経済状況や市場環境の変化などによってどのような影響を受けているのか、その結果、在日拠点のビジネスモデルがどのように変化していくのかについて、引き続きモニタリングを行う。
- ・ 在日拠点が提供する業務・サービスがグローバルでの業務運営の一部であるとの認識のもと、当該業務・サービスが、本邦及び母国の規制にのっとって行われているか、また場合によっては第三国の諸規制とも整合して行われているかを確認する内部管理態勢の整備状況について、引き続き検証する。
また、在日拠点のビジネスモデルや業務が、それらの諸規制によって、どのような影響を受けているのかについても、モニタリングを行う。
- ・ 多くの外国銀行では、日本企業の海外展開ニーズに応じるため、自らの海外ネットワークを活かしたサポート態勢を構築しているが、その態勢には、様々な形態が認められていることから、実態把握を一層進めるとともに、これらの業務の今後の動向や、付随するリスクを在日拠点がどのように特定・管理する態勢としているかについて、モニタリングを継続する。

これらのテーマも含め、外国銀行に対するモニタリング手法を高度化するため、以下の取組を行う。

- ・ 外国銀行の本部・本店の取締役会、監査委員会等、及びアジア地域本部の経営陣とのコミュニケーションを継続していく⁶²。
- ・ 内部監査の活用については、引き続き、内部監査部門担当者との意見交換の中で、内部監査計画に当局の懸念事項を盛り込むよう促し、実施・改善状況をフォローアップする。特に、本店内部監査部門が在日拠点や在日拠点に影響を与え得る海外拠点の業務の内部監査を行う場合等には、本邦法令等を踏まえた監査が行われているかを確認していく。
- ・ グローバルベースの情報を積極的に把握し、グループ全体でのビジネス

⁶² 具体的には、CEOやCFO、法務、コンプライアンス部署所管の幹部、及び内部監査担当の幹部や監査委員会のキーパーソンとの面談など。

やリスクの把握に努めるとともに、母国等及びアジア地域本部を監督する当局との連携を継続する。

- ・ コングロマリット形態で日本に進出している外国銀行について、証券拠点も含めた全体的なリスク管理態勢の検証と実態把握に向けた取組として証券取引等監視委員会等との連携を一層強化する。

4. 保険会社

(1) 本事務年度のモニタリングについて

本事務年度においては、生命保険乗合代理店における保険募集管理態勢及び損害保険会社の保険引受リスク管理態勢に着目し、水平的レビューを実施した。

また、大手生保4社及び大手損保3グループについては、経営管理態勢、システムリスク管理態勢等について業態横断的な水平的レビューを実施した⁶³。

このほか、生命保険会社1社及び損害保険会社4社について、それぞれのリスク特性に応じたターゲット検査を実施した。

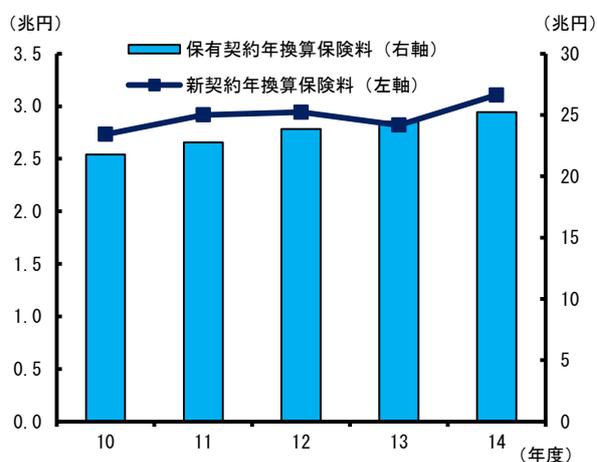
(2) 保険会社の経営概況

ア. 生命保険会社

生命保険会社（2015年3月末42社）の年換算保険料は、新契約・保有契約とも安定的に推移している（図表Ⅱ-4-1）。

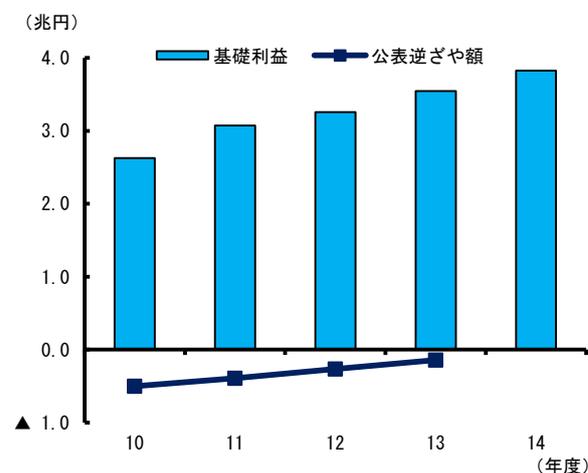
また、保険本業の利益を示す基礎利益⁶⁴は、近年は予定利率の引下げ等により、逆ざや⁶⁵が縮小傾向にあり、堅調に推移している（図表Ⅱ-4-2）。

図表Ⅱ-4-1 年換算保険料の状況



(注) 生命保険会社全社合計額
(資料) 金融庁

図表Ⅱ-4-2 基礎利益の状況



(注) 生命保険会社全社合計額（14年度の公表逆ざや額は未集計）
(資料) 金融庁

⁶³ 検証結果等は第三章に記載。

⁶⁴ 保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標。

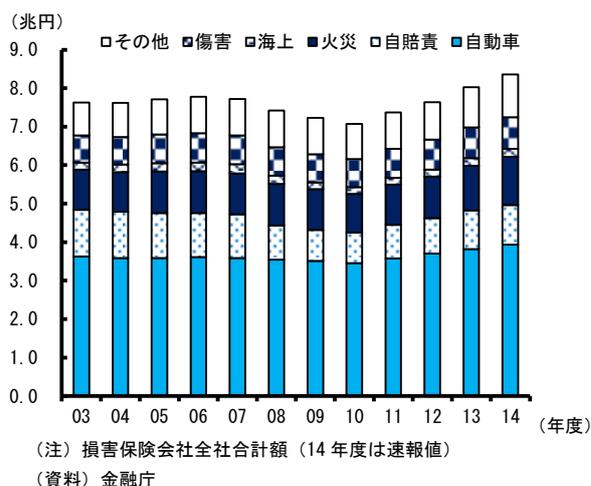
⁶⁵ 資産運用による実際の利回りが責任準備金計算上の予定利率より低い場合に生ずる損失。

イ. 損害保険会社

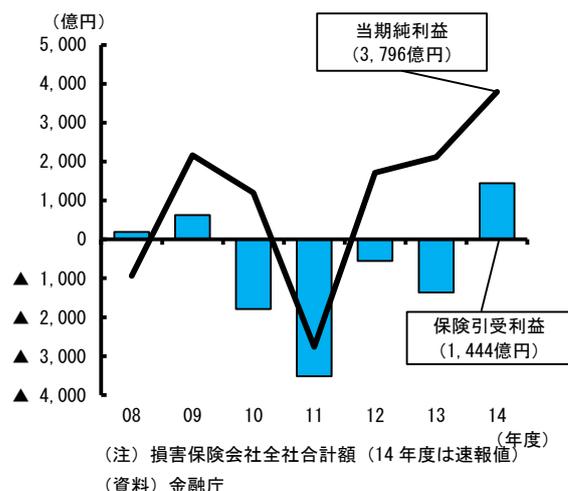
損害保険会社（2015年3月末52社）の正味収入保険料は、自動車保険等の保険料率の改定効果などから、足下増加傾向にある（図表Ⅱ-4-3）。

また、保険本業の利益を示す保険引受利益は、自動車保険の損害率が改善⁶⁶したことや大規模自然災害が少なかったことなどから、足下は黒字に転じている（図表Ⅱ-4-4）。

図表Ⅱ-4-3 保険種目別正味収入保険料の状況



図表Ⅱ-4-4 当期純利益・保険引受利益の状況



(3) 生命保険乗合代理店における保険募集管理態勢

ア. 問題意識等

近年の生命保険代理店の動向をみると、代理店全体の数が減少する中、乗合代理店⁶⁷の数は増加している。また、代理店使用人の数は増加しており、代理店の大型化が進展していることがうかがえる（次頁図表Ⅱ-4-5）。生命保険会社の新契約高⁶⁸の動向をみると、代理店を主な販売チャネルとする保険会社⁶⁹で増加している（次頁図表Ⅱ-4-6）。

乗合代理店は、生命保険募集人に係る一社専属制⁷⁰の例外として、複数の生

⁶⁶ 自動車保険のコンバインドレシオ（100%超は、損害額と事業費の合計額が保険料収入を上回っていることを示す）は、2010年度の104.2%から、2013年度には95.5%に改善（数値は金融庁算定）。

⁶⁷ 複数の保険会社から委託を受けて保険募集を行う代理店。

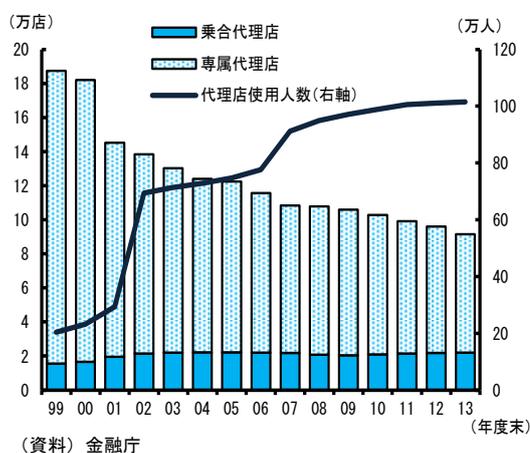
⁶⁸ その年度に締結した保険契約に係る普通死亡の保険金額の合計額。

⁶⁹ 代理店チャネル（金融機関等代理店を除く）での販売割合（新契約年換算保険料（2014年3月期）ベース）が最も高い11社。

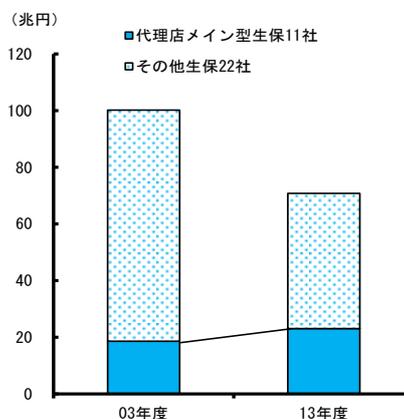
⁷⁰ 生命保険募集人に対する生命保険会社の責任の明確化・教育指導の徹底を図る観点から、生

命保険会社の委託を受けて保険募集を行っており、適切な募集人教育や業務管理が求められている⁷¹。

図表Ⅱ-4-5 代理店数等の推移



図表Ⅱ-4-6 新契約高の比較



(注) 社数は2013年度末。2004年度以降に新設された社を除く。
(資料) 金融庁

また、2016年5月から施行される改正保険業法において、顧客意向の把握・確認義務、保険加入の適否の判断に必要な情報提供義務、保険募集人の体制整備義務等が設けられている。

以上を踏まえ、大規模な乗合代理店10社⁷²における保険募集管理態勢等に関する実態把握を行うとともに、代理店を主な販売チャネルとする生命保険会社10社⁷³の代理店管理態勢等に関して実態把握を行った。

イ. モニタリング結果

(ア) 保険会社が定める募集ルール等の徹底

保険会社は、適切な保険募集を確保する観点から、各種の募集ルール等⁷⁴を

命保険募集人が複数の保険会社の商品について保険募集を行うことは、原則として禁止されている（保険業法第282条第2項）。

⁷¹ 生命保険募集人において、他の募集人に対する教育を行い得る者及び業務管理を行い得る者が配置されていること等の要件を満たす場合には、一社専属制の例外として、複数の保険会社の商品について保険募集を行うことが認められている（保険業法第282条第3項、同法施行令第40条、平成10年大蔵省告示第228号）。

⁷² 保険会社のデータ等に基づいて選定した32社に対してアンケートを実施し、その中から新契約年換算保険料の大きい先等を選定。なお、金融機関等代理店は対象としていない。

⁷³ 大同生命、メットライフ生命、アフラック、マニユライフ生命、東京海上日動あんしん生命、三井住友海上あいおい生命、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、オリックス生命、エヌエヌ生命及びAIG富士生命。これらは、2014年3月期の新契約年換算保険料のうち、代理店チャネル（金融機関等代理店を除く）で募集した契約に係る保険料の占める割合が最も高く、かつ、保険料等収入が1,000億円以上となっている。

⁷⁴ 例えば、告知義務等の契約上重要な事項の説明方法、高齢者に対する商品説明の方法、顧客苦情の保険会社への報告方法など。

作成し保険募集人に指導・徹底することが求められている⁷⁵。

これらの募集ルール等は、商品特性等を反映し、保険会社によって異なる場合があることから、乗合代理店は、それぞれを十分に理解し、保険募集人に徹底する必要がある。

代理店の状況をみると、各保険会社が定める募集ルールを一覧表化して募集人に周知する、保険会社ごとの募集ルールの相違を勘案して自社独自の募集ルールを作成する、といった募集ルールの徹底を意識した措置を講じている先もみられたが、募集人による自発的な保険会社への照会に委ねている先も多かった。

また、各保険会社は、代理店の訪問点検や改善指導を行うこととしているが、訪問点検先の選定に自ら把握しているリスク情報⁷⁶を活用していないなど、有効性に疑問がある先⁷⁷が認められた。

(イ) 不適切な乗換募集の防止態勢

保険募集人が、顧客に既契約を解約させて新たな契約の申込みをさせる場合（乗換募集）、そのことに伴う不利益事項⁷⁸を説明する必要がある⁷⁹。

乗合代理店は、①取り扱う商品の種類が多く乗換募集を行いやすい、②保険の見直しのサポートをビジネスモデルとして掲げているケースが多い、といった特徴があり、乗換募集の適切なチェック態勢を構築する必要性が高い。

代理店における乗換募集の管理状況をみると、既契約の内容を正確に把握する観点から、顧客に既契約に係る保険証券等の持参を求めることをルール化している先や、締結した保険契約が乗換募集によるものかどうかについて記録を義務付けている先もみられたが、特段の措置を講じていない先が多かった。

また、保険会社については、乗換募集の適切性の事後的なチェックに必要な募集実績の把握が不十分な先が認められた。

(ウ) 顧客情報の管理

⁷⁵ 保険業法第100条の2、同法施行規則第53条、第53条の7及び第53条の11。

⁷⁶ 苦情の発生状況や継続率（保険契約を締結した後、一定期間後に保険契約が有効に継続している割合）等の定量的な情報など。

⁷⁷ こうした先では、代理店に記入させた自己点検シートの結果のみに基づいて訪問点検先を選定していた。

⁷⁸ 例えば、加齢のために予定死亡率が上昇することや、市場金利低下のために予定利率が低下すること（いずれも保険料の上昇につながる）、解約・減額による払戻し金額は多くの場合払込保険料よりも少ないことなど。

⁷⁹ 保険業法第300条第1項第4号。

乗合代理店は、複数の保険会社の顧客情報を保有しているほか、顧客情報の管理を外部の業者に委託している先も多く、こうした業務特性に応じた情報管理態勢の整備が求められる⁸⁰。

代理店における顧客情報管理の状況をみると、募集人私有の IT 機器を業務に使用することを禁じる、業務用の IT 機器で外部記憶媒体を使用できないようにする、といった一定の措置を講じている先がみられたが、IT 機器の使用状況について特段の管理を行っていない先もあった。

また、顧客情報の管理を外部委託している代理店の中には、委託先における情報管理態勢の点検⁸¹を行っていない先が認められた。

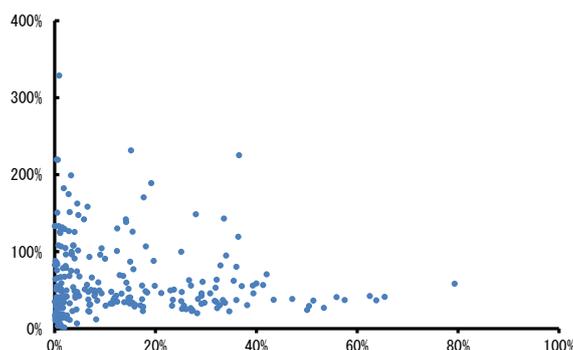
保険会社については、代理店における顧客情報管理や外部委託先管理の状況について十分に把握していない先が多かった。

(エ) 募集手数料等の状況

保険会社が乗合代理店に支払う募集手数料の設定が保険料収入の獲得を過度に重視したものとなった場合、顧客の意向に沿わない商品の販売につながるおそれがある⁸²。

募集手数料が保険募集へ及ぼす影響をみるため、各乗合代理店について、商品種類ごとに、当該代理店における各保険会社の販売シェアと募集手数料率とをプロットしたところ、販売シェアが高い保険会社ほど手数料率が高いという関係は見出せなかった⁸³（定期保険の例について図表Ⅱ-4-7）。

図表Ⅱ-4-7 手数料率（縦軸）と販売シェア（横軸）の関係（定期保険の例）



(注) 縦軸は、年間手数料支払額÷新契約年換算保険料。
横軸は、代理店における各保険会社（水平的レビューの対象10社）の販売シェア。
(資料) 金融庁

⁸⁰ 水平的レビューの対象である乗合代理店10社は、いずれも個人情報保護法第2条の個人情報取扱事業者該当し、同法の規定による個人データの安全管理措置、委託先の監督等の義務を負う。

⁸¹ 委託先による自己点検、代理店自らによる委託先の検査など。

⁸² なお、募集手数料が高い商品が保険料も高いとは限らず、募集手数料の水準は必ずしも顧客負担の大きさを意味しない。

⁸³ 乗合代理店についてはアンケートを実施した32社、保険会社については水平的レビューの対象先である10社を対象としている。

他方、特定の商品についてのキャンペーン⁸⁴に着目し、キャンペーンの対象となった商品の販売割合を分析したところ、一部ではあるが、キャンペーンを実施した代理店における対象商品の販売割合が他の代理店における販売割合よりも高くなるといった、募集手数料の保険募集への影響をうかがわせる事例が認められた。

ただし、(オ)で述べるように、乗合代理店において保険募集の各プロセスにおける帳票等がほとんど保存されていなかった⁸⁵ことから、これらが顧客の意向に沿わない商品の販売につながっているかについては確認できない状況であった。

(オ) 改正保険業法への対応

改正保険業法への乗合代理店の対応状況に関し、①顧客意向の把握・確認義務の履行確保のための態勢整備、②適切な比較推奨販売の実施に向けた取組、③内部監査等の態勢整備について検証した。

多くの代理店では、保険募集の各プロセスにおける帳票等がほとんど保存されていなかったが、一部では、改正保険業法の施行に向けて試行的に募集経緯の記録・保存を開始している先が認められた。

代理店の中には、顧客の意向を確認するためにQ&A方式のフロー図を作成したり、顧客意向に適合する商品を検索するシステムを整備するなど、適切な比較推奨販売の実施を図る取組がみられたが、こうした募集人に対するサポートツールを整備していない先も認められた。

内部監査等については、実施方法にバラツキはあるものの、いずれの先も、募集規制の遵守状況を確認する態勢整備を図っていた。

(カ) 今後の課題

改正保険業法への対応を含め、代理店自らが問題意識を持って、顧客意向に沿った商品提供が確保されるための態勢など、適切な保険募集管理態勢や顧客情報管理態勢を整備する必要がある。

また、保険会社においては、乗合代理店における業務の実態を的確に把握し、管理・指導を向上させていく必要がある。その際、乗り合っている保険会社間の連携⁸⁶なども有効と考えられる。

⁸⁴ キャンペーン対象とされた商品を販売した場合に、募集手数料に追加して報奨金を支払うもの。保険会社の意向を受けて行われる場合と、代理店が発案して行われる場合とがある。

⁸⁵ 改正保険業法の施行後（2016年5月）は、帳票等の保存が求められる。

⁸⁶ 一部の保険会社には、乗合代理店に対する点検項目や、コンプライアンスマニュアル等の乗合会社間での統一を検討する動きがみられる。

(4) 損害保険会社の保険引受リスク管理態勢

ア. 問題意識等

近年、大規模な自然災害が多発するなど、損害保険会社による保険引受リスク管理の重要性が高まっている。

これを踏まえ、大手損害保険会社4社⁸⁷及び中堅総合型の損害保険会社8社⁸⁸について水平的レビューを実施し、収益管理態勢、再保険の利用状況等を検証した。

イ. モニタリング結果

(ア) 収益管理態勢

損害保険会社においては、リスクに見合った契約条件（保険料、支払限度額⁸⁹、免責金額⁹⁰等）を設定し、契約者間の公平や経営の健全性を確保するため、引受けに係る内部規程（引受規程）を作成し、保険の対象となる物件の属性等に応じて適用すべき契約条件の基準を定めている。

引受規程の適切な運用を確保するとともに、必要に応じ見直しを行っていくため、損害保険会社においては、損害率等の分析、悪績原因の特定、対応策の策定・実行といった適切な収益管理を行っていくことが必要である。

大手社については、オーダーメイドの企業保険等を除き、引受規程の遵守状況の確認をシステムにより実施しているほか、システムでの確認ができない契約についても、引受後にサンプル調査を実施している。また、保険種目⁹¹・保険種類⁹²単位にとどまらず、代理店単位や特約単位、個別契約単位などのきめ細かな損害率等の分析⁹³を行い、悪績原因の特定、対応策の策定・実行につなげる仕組みとなっている。

⁸⁷ 東京海上日動火災、三井住友海上火災、あいおいニッセイ同和損害及び損害保険ジャパン日本興亜。

⁸⁸ 富士火災海上、AIU 損害、朝日火災海上、大同火災海上、日新火災海上、共栄火災海上、セコム損害及びエース損害。これらは、自動車保険、火災保険及び傷害保険のすべてを取り扱っており、かつ、2014年3月期の元受正味保険料が100億円以上となっている。

⁸⁹ 支払限度額が設定された場合、保険事故による損害額が当該限度額を上回っても、保険金支払額は当該限度額の範囲内となる。

⁹⁰ 免責金額が設定された場合、保険事故による損害額のうち当該免責金額までの部分は保険金が支払われず、契約者の自己負担となる。

⁹¹ 例えば、自動車保険、火災保険などの単位。

⁹² 例えば、自動車保険のうち、総合自動車保険や一般自動車保険などの細分化した単位。

⁹³ 低収益の原因が特定の代理店や特定の特約にある場合、保険種目や保険種類単位の分析のみでは、それらの原因が特定できない。

一方、中堅社については、引受規程の遵守状況のチェック対象が一部にとどまっている先や、損害率等の分析が保険種目や保険種類単位にとどまっている先、契約単位での収益管理の対象が一部の保険種目にとどまっている先等が認められた。

なお、大規模な物件等を対象とする契約については、その獲得を巡って、保険料の設定を含む厳しい競争が行われがちであるが、こうした契約は、発生頻度は低いものの高額な保険金支払をもたらす保険事故が発生し得ることを勘案する必要がある。

このため、特に大企業との取引が多い大手社においては、過去の保険金等の支払実績に加え、リスク計量モデル⁹⁴による計測結果を活用することなどにより商品の収益性を客観的に検証し、リスクとリターンの適切なバランス確保に努めることが望まれる。

(イ) 再保険の利用状況

損害保険会社が営業活動の結果として形成する（元受段階での）保険契約の構成は、特定のリスクに偏りが生じるのが一般的であり、また、そのリスクの総量は、しばしば保険会社の支払い余力を上回る。

このため、損害保険会社は、再保険その他のリスク移転手段を活用して保有するリスクの分散・抑制を図っているが、一方で、再保険等に過度に依存すれば、再保険料の負担により収益を犠牲にすることになる。

したがって、再保険の利用に当たっては、自らが引き受けた保険契約に係る負債の状況を正確に把握・分析し、適切なリスクとリターンのバランスの実現を図ることが極めて重要である。

大手社については、①リスクカテゴリー別に利用可能資本額を配賦し、その範囲内にリスク量がとどまるように大規模損害をカバーしつつ、②収支が赤字となる確率が一定以下となるよう中規模損害をカバーする、といった再保険の活用手法が概ね確立されていた⁹⁵。

一方、中堅社の中には、明確な方針がないまま、前年度と同一の再保険カバーを継続するなど態勢整備に課題のある先が認められた。

⁹⁴ 大手社においては、リスク量の計測に当たり、工学的知見を取り入れたリスク計量モデルを使用している。また、再保険市場においては、自然災害に係る再保険料をリスク計量モデルに基づいて設定することが一般的となっている。

⁹⁵ ただし、グループ内の各社間で管理手法（例えば、海外子会社におけるリスク量の把握、リスク量の限度額の決定方法など）が統一されていない先もみられた。

(ウ) 今後の課題

保険引受リスクは、多くの損害保険会社において最も重要なリスクであり、課題が認められた先においては、適切な契約条件の設定やリスク・リターンのバランスの確保に向けた態勢の整備が期待される。

(5) 今後のモニタリングの課題

保険会社のモニタリングについては、保険契約者等の安心・信頼の確保に資することが重要であり、保険に対する顧客のニーズや保険の販売形態が多様化していることも踏まえ、引き続き、顧客保護等管理態勢や保険募集管理態勢等の検証に注力していく。

また、経済・社会情勢の変化が、今後とも商品戦略や資産運用戦略など、保険会社のビジネスモデルに影響を与えていくことが想定されることから、保険会社の経営判断・経営動向を的確に把握し、リスクの所在を見極めていく。

5. 金融商品取引業者

(1) 本事務年度のモニタリングについて

金融商品取引業者については、その業態や規模等により、リスク特性が大きく異なることから、それぞれの業者の特性等に応じたモニタリングを行うことが必要である。

こうした観点から本事務年度は、証券会社の経営戦略・内部統制及び外国為替証拠金取引業者（以下、「FX 業者」という）の為替リスク管理態勢について検証した。

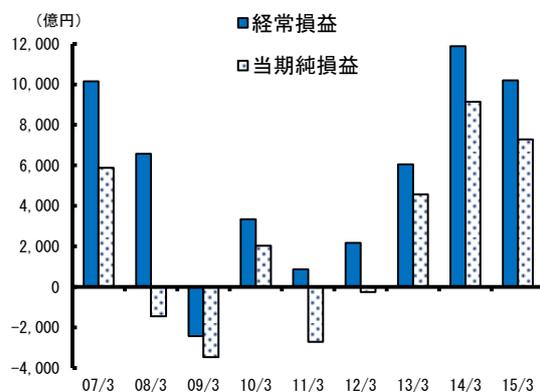
(2) 金融商品取引業者の経営概況

ア. 証券会社

証券会社の決算状況を見ると、2008 年の世界的な金融危機以降不振が続いていたが、2012 年 12 月以降国内株式市況が好調に推移したこと等から、収益環境が改善し、業績は大幅に好転している。2014 年 3 月期及び 2015 年 3 月期においては、金融危機以前の 2007 年 3 月期を上回る純利益を計上している（図表Ⅱ-5-1）。

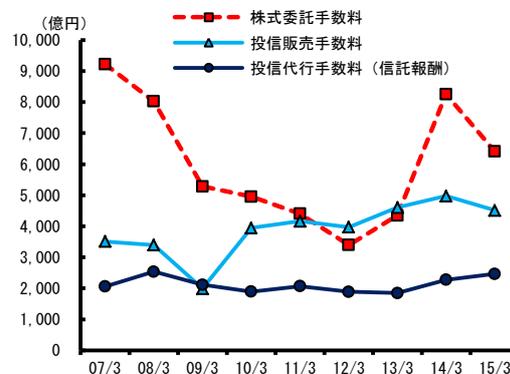
投資信託関連手数料については、2015 年 3 月期は販売手数料が減少する一方、残高に応じて証券会社に支払われる代行手数料（信託報酬）が増加しており、証券会社において、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している状況がうかがわれる（図表Ⅱ-5-2）。

図表Ⅱ-5-1 証券会社の損益推移



(資料) 日本証券業協会、金融庁

図表Ⅱ-5-2 主な受入手数料の推移



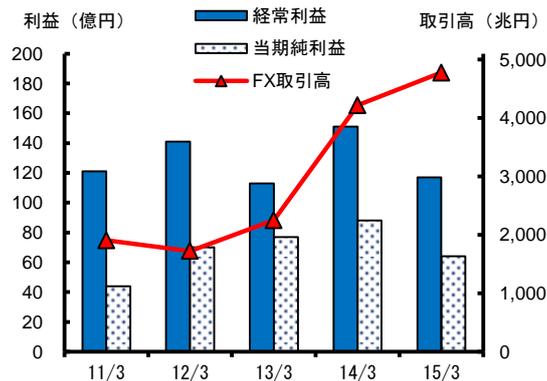
(注) 投信の手数料には受益証券に関するものを含む。

(資料) 日本証券業協会、金融庁

イ. FX 業者

2014年10月以降、為替相場が円安に進んだことに伴い、店頭外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」という）の取引高は増加したものの、2015年3月期のFX業者の業績は、顧客に提示する為替レートのスプレッドの縮小等により、前期に比べ減益となっている（図表Ⅱ-5-3）。

図表Ⅱ-5-3 FX業者の利益等の推移



(注) 利益については、FX専業業者の利益を集計。
(資料) 金融先物取引業協会、金融庁

(3) モニタリング結果

ア. 証券会社の経営戦略

国内証券会社においては、足下では、好調な国内株式市況等を背景に、順調に収益を確保している。一方で、証券会社は、市場動向に関わらず、市場仲介機能の重要な担い手として、その役割を持続的に発揮していくことが重要である。このような観点から、大手証券会社の中長期的な経営戦略について検証を行った。

各社の中長期的な経営計画において、一部の会社では、固定費カバー率⁹⁶といった、市場の動向に左右されにくい経営上の目標を採用する動きもみられる。また、投資信託の販売戦略について、市況の動向に影響を受けやすい販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業への転換を図る動きもみられる。

他方、経営戦略の策定にあたり、市場環境が大きく変動した場合をも想定していくことが各社共通の課題となっている。特に、海外について、各社ともに収益は拡大傾向にあるものの、固定費が高止まりしている拠点が多いほか、グ

⁹⁶ 投信運用報酬等の安定収益で固定費をどれだけカバーしているかを示す比率。

ローバルに活動する金融機関との競争の中で顧客基盤の確保に苦戦していることもあり、収益の変動が大きい状況にある。このため、安定的な収益・利益の確保に向けた取組が課題となっている。

なお、大手に限らず、市場動向に左右されにくい安定的な収益・財務基盤を構築していくことは、多くの証券会社において共通の課題となっている。

イ. 証券会社のビジネス部門等における内部統制

G-SIFIs 等の大手金融機関において、ビジネス部門等（第 1 の防衛線⁹⁷）における複雑化したトレーディング等の業務については、リスク管理部門（第 2 の防衛線）による管理に加え、リスクに直面する第 1 の防衛線自身がリスクを管理・監督することの重要性が認識されてきている。こうした状況も踏まえ、大手証券会社の第 1 の防衛線における内部統制の取組状況について検証を行った。

大手証券会社においては、欧州拠点を中心に、第 1 の防衛線におけるリスク管理強化の動きがみられる。具体的には、これまでデスク⁹⁸ごとに行われてきたオペレーショナル・リスク⁹⁹、日中市場リスク管理等について、遵守すべき主要リスク指標（KRI : Key Risk Indicator）の設定・運用等に関する体制を整備することで、リスク管理の可視化を進める取組がみられる。

一方、各社間及び同一社内で地域拠点ごとに取組の進捗に差が生じており、各社においては、グループ全体としての取組方針の整備を進めていくことが重要である。

こうした取組を進めることにより、第 1 の防衛線における適時・適切なリスク管理の強化や、各種指標の遵守状況の経営への報告を通じて、組織としてのリスクの早期発見や迅速な対応を促進する効果が期待される。

大手証券会社における先進的な取組事例として、第 1 の防衛線におけるリスク管理の実施を業績評価に反映し、職員のリスク管理に関する意識改革を促す試みもみられている。

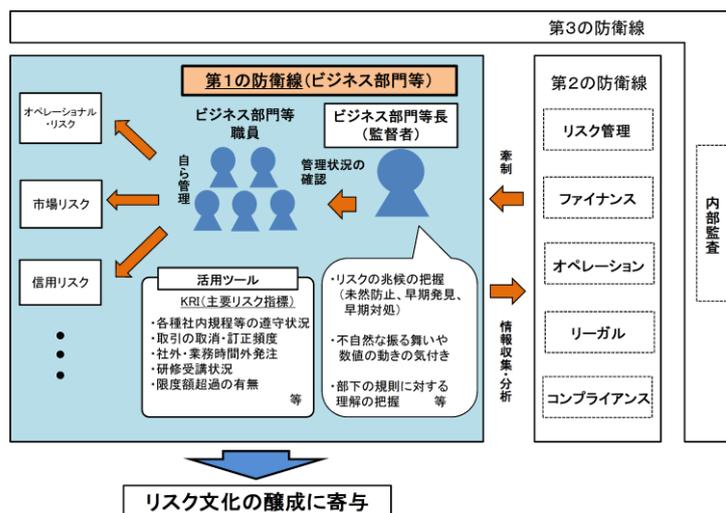
⁹⁷ 「3つの防衛線」による内部統制の基本的な考え方については、「第三章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要 1. 経営管理 コラム」を参照。なお、先進的な G-SIFIs 等の枠組みでは、第 1 の防衛線に、ビジネス部門のほか、IT 部門やオペレーション部門等を含めている事例も見られる。

⁹⁸ デスクとは、一般的に、債券・為替・株式といった担当商品等に応じた事業単位を指す。

⁹⁹ オペレーショナル・リスクは、BCBS「Principles for the Sound Management of Operational Risk」（2011年6月）において、「内部プロセス・人・システムの不適切性または外的事象から損失を被るリスク」と定義されており、事務リスクやシステムリスク等が含まれる。このほか、コンダクト・リスクも含まれると考えられるが、国際的に共通の明確な定義はない。

市場動向に応じた迅速なビジネス判断が求められる証券会社においては、大手に限らず、こうした枠組みを活用し、リスク認識を高めることが重要である。今後、証券会社においては、業務の規模や特性に応じた管理指標を設定するなど、第1の防衛線において不正行為等を行い難い業務環境を作り、リスク文化の醸成に繋げていくことが期待される。

図表Ⅱ-5-4 第1の防衛線の管理強化（イメージ）



(資料) 金融庁

ウ. FX 業者の為替リスク管理態勢

FX 取引は、日本において、個人にも広く浸透してきている。このような中、2015 年 1 月に発生したいわゆるスイスフラン・ショック¹⁰⁰により、多くの顧客について多額の未収金が発生した（図表Ⅱ-5-5）。

図表Ⅱ-5-5 FX 業者の未収金発生件数及び発生金額

	未収金発生件数(件)		未収金発生金額(百万円)			
	法人	個人	法人	1 法人当たり	個人	1 個人当たり
スイスフラン・ショック後 (2015 年 1 月 15 日)	約 90	約 1,100	約 1,383	約 15	約 1,948	約 1.7

(資料) 金融先物取引業協会

こうした状況も踏まえれば、FX 業者のモニタリングにおいては、為替相場の急変等のリスクを見据えて実態把握・課題の抽出を行い、改善策を検討することが必要である。

こうした観点から、本事務年度において、FX 取引の取扱金額が多い 21 社の

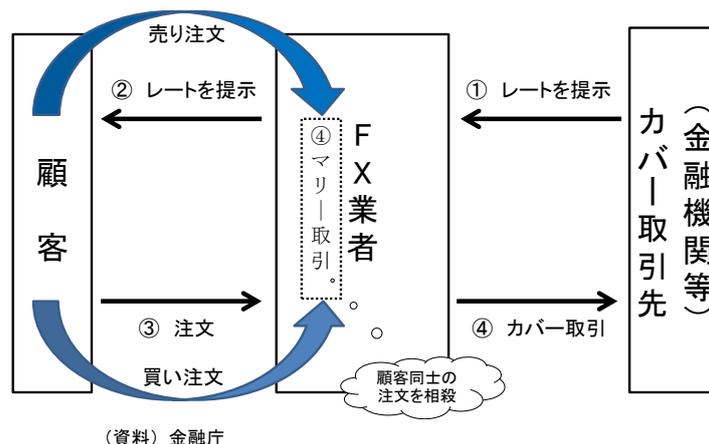
¹⁰⁰ 2015 年 1 月 15 日午後 6 時 30 分頃（東京時間）、スイス国立銀行が、対ユーロでのスイスフランの上限を廃止する旨を発表し、その後 20 分間でスイスフランが対ユーロで約 30% 高騰した。

リスク管理態勢について検証を行った。

(ア) 為替の自己ポジションに対するリスク管理の状況

FX 業者は、顧客からの注文を受けた後、カバー取引、またはマリー取引を行う¹⁰¹（図表Ⅱ-5-6）。

図表Ⅱ-5-6 一般的なFX取引のイメージ



一般にカバー率が低い場合、ポジションの保有により為替相場の急変時におけるリスクが高まることから、カバー率が低いFX業者のリスク管理の状況について検証したところ、以下の状況が確認された。

- ・ 各社とも取締役会等において、一定の自己資本規制比率を下回らないような「ポジション上限額」を決定し、これを超過した場合には即座にカバー取引を行うといった管理を実施している。ただし、急激な相場変動を想定したストレス・テストを踏まえた管理を行っている業者は限定的であった。
- ・ 「ポジション上限額」の算定基準等について、一部のFX業者では、社内規程等で明文化されていない状況が認められた。

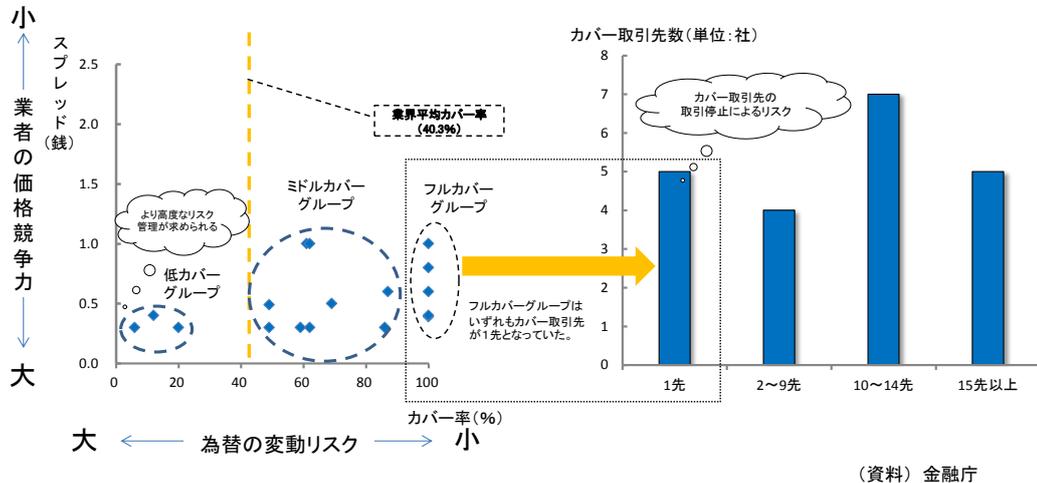
また、カバー率の高低は、自社が負うリスクの状況、ひいては顧客の取引継続リスクに影響を及ぼすことから、カバー取引やマリー取引の実施に係る方針や、自社のカバー率（もしくはマリー率）を開示することにより、透明性を高めることが望ましいが、これらを開示している業者は限定的であった。

なお、一般にスプレッドが狭いFX業者は、ヘッジコスト低減のため、カバー率が低いことが想定し得るが、今回の検証では一概にそのような結論には至

¹⁰¹ カバー取引とは、FX業者が、顧客との取引により発生し得る損失の減少を目的として、銀行等（カバー取引先）を相手方として行う取引をいう。また、マリー取引とは、顧客から受注した売買について自社内で相殺する取引をいう。

らなかった（図表Ⅱ-5-7 左図）。

図表Ⅱ-5-7 カバー取引とスプレッド（米ドル/円）の相関関係とカバー取引先数



(イ) カバー取引先の状況

多くのFX業者は、リスクを分散するため複数の取引先とカバー取引を行っているが、グループ会社等1先のみとカバー取引を行っている業者¹⁰²もみられた（図表Ⅱ-5-7 中央点線）。

カバー取引先が1先のFX業者については、為替相場の急変による市場流動性の低下やカバー取引先の破綻等の際にも取引が継続できるよう、カバー取引先を複数とすることが望ましいが、それが困難な場合には、カバー取引先との取引停止による取引継続リスク等について顧客に十分説明する必要がある。

(ウ) 為替相場急変時の対応

スイスフラン・ショック時には、スイスフランを中心に、カバー取引先からの価格（為替レート）配信の停止等に伴い、多くのFX業者が、顧客への価格配信の停止（取引停止）や、顧客からの受注制限を実施していた。ただし、価格配信の停止・再開までの時間やその対象となる通貨ペア等は各社に差異がみられた。

このように価格配信を停止した場合、配信再開時の最初の価格を基準として顧客にロスカット¹⁰³が発生する可能性があることから、価格配信の停止や再開

¹⁰² スイスフラン・ショックに伴いアルパリジャパン(株)の親会社（アルパリ（UK）リミテッド）が破綻したケースでは、同社は、顧客からの注文をすべて親会社に発注（カバー率100%）しており、結果として、顧客との取引が継続できなくなった。

¹⁰³ FX業者は、法令上、顧客がFX業者に預託している証拠金が必要証拠金の一定割合を下回るとロスカット取引の執行が求められている。

の判断基準について、社内規程等で明確化するとともに、あらかじめ顧客に説明することが望ましい。

(エ) 法人顧客との取引に係るレバレッジ¹⁰⁴

個人顧客のレバレッジについては、法令上 25 倍が上限とされている。一方で、法人顧客のレバレッジについては規制対象とされておらず、今回調査した FX 業者は、25～400 倍に設定していた。レバレッジが高いほど未収金発生リスクが高いことから、取引上限額の設定や、未収金発生リスクのモニタリングを実施している先がみられたものの、信用リスクを勘案してレバレッジを設定する先はみられなかった。

(オ) 今後の課題

FX 業者においては、上述のとおり、各々のリスクの状況に応じたリスク管理態勢の構築に努めるとともに、顧客に直接又は間接的に生じ得るリスクについて説明・開示を行っていく必要がある。

さらに、より高度なリスク管理を行う観点から、潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレス・テストを実施するとともに、その結果を踏まえた財務基盤の強化に努めることが望ましい。

加えて、法人顧客に対するレバレッジの設定において、例えば、自社や法人顧客が許容できるリスクを勘案する、過去の相場変動を勘案する、もしくは個人顧客と同水準とするなど、相応のリスク管理の検討が求められる。

当庁では、このような課題も踏まえ、引き続き FX 業者との建設的な対話を通じ、リスク管理態勢の強化を促していく。

¹⁰⁴ ここでは、取引額を必要証拠金額で除した値を指す。

第Ⅲ章 業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要

第Ⅲ章では、経営管理、統合的リスク管理等、市場業務等、法令等遵守、システムの5つの業務・リスクカテゴリーごとに業態横断的に実施したモニタリングの検証結果や課題を紹介する。

1. 経営管理

金融機関の実効的な経営管理（ガバナンス）機能の発揮は、当該金融機関の業務の適切性・健全性の確保にとって不可欠であるだけでなく、金融セクターや経済全体の健全な発展にとっても極めて重要である。

金融機関の経営管理の実効性を高めるためには、取締役会、監査役会・監査委員会¹⁰⁵、経営陣がそれぞれの役割と責任を十分に果たすことが重要であり、また、組織内のチェック機能や牽制機能が適切に発揮される必要がある。

金融機関の経営管理を取り巻く状況を概観すると、この一年でも、大きな変化が認められる。

まず、国内では、社外取締役の機能の積極的な活用等を内容とする改正会社法が2015年5月より施行され、さらに、同年6月には、上場会社に対する、「コーポレートガバナンス・コード」¹⁰⁶の適用が開始された。

また、国際的には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が2014年10月に「銀行のためのコーポレートガバナンス諸原則」の市中協議文書¹⁰⁷を公表した。同文書では、近年の各国の銀行における経営管理実務の進展や金融安定理事会（FSB）によるピア・レビューの勧告等を考慮し、取締役会が果たす監督面の役割や取締役会の責務に関する内容が拡充されている。

こうした中、金融機関においては、特にグローバルに事業を展開している金融機関や上場している金融機関を中心に、ステークホルダーの期待・要請に応える経営管理上の取組が求められている。

また、主要行等、大手保険会社においては、グローバルな事業展開や業務の

¹⁰⁵ 「監査役会」は必要に応じて、「監査役」に適宜読み替えるものとする。また、「監査委員会」は、指名委員会等設置会社における法定の監査委員会を指す。

¹⁰⁶ 金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（座長 池尾 和人 慶應義塾大学経済学部教授）において、2015年3月に会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いた「コーポレートガバナンス・コード原案」が取りまとめられた。これを受け、東京証券取引所において、必要な制度整備を行った上で、「コーポレートガバナンス・コード原案」をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」が制定された。

¹⁰⁷ 原題は、「Corporate governance principles for banks (Consultative document)」 BCBS (2014年10月)

複雑化が進展しており、経営を支える人材の多様化が求められていることを踏まえれば、様々な角度からの意見を取り入れた議論が可能となる取締役会構成とし、特に、社外取締役による経営陣に対する助言・監督機能を一層発揮させることが求められている。

地域銀行においても、人口減少が進む中で、それぞれの地域の経済活性化に貢献し、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築して経営課題を克服していくために、経営管理機能を強化する意義は大きい。

さらに、経営管理機能のうち、監査役会・監査委員会監査、内部監査、外部監査のいわゆる三様監査について、三者がそれぞれ機能発揮を図りつつ、連携強化に向けてコミュニケーションを密にしていくことが重要である。

このような考え方から、本事務年度は、社外取締役を含む取締役会の機能発揮状況を重点的に検証することとし、3メガバンクグループについては、オンサイト・オフサイトでのモニタリングを実施し、大手生保4社及び大手損保3グループ（以下、「大手生損保会社」という）については、オフサイトでのモニタリングを実施した。さらに、地域銀行に対してもオフサイトでのモニタリングを実施した。

また、昨事務年度にモニタリングを実施した取締役会、監査役会・監査委員会、内部監査に加えて、外部監査についてもモニタリングの対象とするとともに、必要に応じて、社外取締役、監査役・監査委員、内部監査部門担当者及び外部監査人と面談し、意見交換を行った。

（１） 取締役会

ア. 検証の意義

取締役会の構成・機能を巡っては、より一層の機能発揮を目的として、改正会社法の施行や「コーポレートガバナンス・コード」¹⁰⁸の制定といった動きがみられた。

こうした最近の動向を踏まえ、本事務年度においては、機関設計、取締役会の構成、社外取締役の導入・機能発揮の状況等について検証を行った。

なお、検証に当たり、本事務年度の「金融モニタリング基本方針」に掲げた「内外の金融機関や事業会社などにおける、経営管理の範となるようなプラクティスの知見を高める」との方針に基づき、一般事業会社等に対してヒアリン

¹⁰⁸ 「コーポレートガバナンス・コード」では、複数の独立社外取締役の選任や、独立社外取締役の有効な活用に資する方策が示されている。

グを実施し、本事務年度のモニタリングに活用している。

イ. モニタリング結果

(ア) 機関設計等

a. 機関設計

3メガバンクグループについては、昨事務年度に委員会設置会社¹⁰⁹へ移行した1社に加え、本事務年度は新たに1社が指名委員会等設置会社への移行を表明し、3社のうち2社が指名委員会等設置会社となっている¹¹⁰。

大手生保4社についても、既に委員会設置会社へ移行していた1社に加え、本事務年度は新たに1社が指名委員会等設置会社への移行を表明し、4社のうち2社が指名委員会等設置会社となっている¹¹¹。

本事務年度に機関設計の変更を表明した先では、監督と執行を分離することによる意思決定の迅速化や社外取締役を増やすことによる取締役会の監督機能の強化を図ること、また、事業のグローバル化が進展する中、海外のステークホルダーがより理解しやすいガバナンス態勢を構築することなどを移行の理由に挙げている。

他方、3メガバンクグループ及び大手生損保会社のうち監査役会設置会社の形態をとる先については、本事務年度、経営の透明性や判断の客観性の一層の向上を図るために、取締役会傘下に新たに任意の委員会を設置したり、既に設置している委員会の機能を強化・拡充する動きがみられた。

地域銀行では、昨事務年度までに4行・2社（持株会社）¹¹²が委員会設置会社に移行しており、本事務年度は、10行・2社（持株会社）¹¹³が改正会社法により新設された監査等委員会設置会社への移行を表明している。

こうした先の中には、社外の客観的な立場からの助言を期待するという点で社外取締役と社外監査役はその役割に大きな違いはないとして、移行時点での社外監査役を社外取締役として選任することで、監査等委員会設置会社へ移行

¹⁰⁹ 2015年5月の改正会社法の施行により、現在は「指名委員会等設置会社」に呼称が変更されている。

¹¹⁰ みずほフィナンシャルグループは2014年に移行、三菱UFJフィナンシャルグループは2015年6月に移行。

¹¹¹ 明治安田生命は2006年に移行、住友生命は2015年7月に移行。

¹¹² 足利、福井、十八及び東京スターの4行並びに足利ホールディングス及びフィデアホールディングスの2社。

¹¹³ 北都、荘内、北國、山口、北九州、もみじ、伊予、第三、徳島及び香川の10行並びに山口フィナンシャルグループ及びトモニホールディングスの2社（非上場を含む）。また、東京証券取引所に上場している会社（約3,500社）のうち、170社超が監査等委員会設置会社に移行を表明（2015年5月末。東証ウェブサイト及び適時開示情報より集計）。

しようとする先も見受けられた。

監査等委員会設置会社への移行に際しては、単に複数の社外取締役を選任するにとどまらず、監査等委員会の機能・特性を活かした実効性あるガバナンス態勢を構築することが重要である。

このためには、①監査等委員の過半数を構成する社外取締役の適切な選任、②監査等委員会に対するサポート態勢（組織やその運営面）の整備、③内部監査部門との連携に関し、同部門に対する指揮・命令系統や同部門のレポーティングラインの明確化等が必要である。

b. 取締役会の構成等

取締役会において、監督機能を適切に発揮するためには、実質的な審議が可能となる適正な規模とすることや、社内取締役と社外取締役とを適切な構成とすることなどが重要である。

こうした中、3メガバンクグループ及び大手生損保会社では、引き続き、社外取締役を増員する動きがみられており、取締役総数に占める社外取締役の比率¹¹⁴は、2014年7月時点の平均で3割程度から2015年7月時点では4割近くまで上昇する見込みである¹¹⁵。

社外取締役の属性については、大企業経営者を中心に、学者、弁護士、公認会計士など、経験・知見や専門性のバランスを考慮して選任する傾向がみられた。また、経営に多様な意見を取り入れるために、女性や外国人の社外取締役を選任する動きがみられた。

地域銀行では、社外取締役の比率は2014年7月時点では平均で1割程度であったが、2015年7月時点では2割近くまで上昇する見込みである。また、上場する地域銀行のうち、およそ8割が複数の独立社外取締役を選任することが見込まれている。

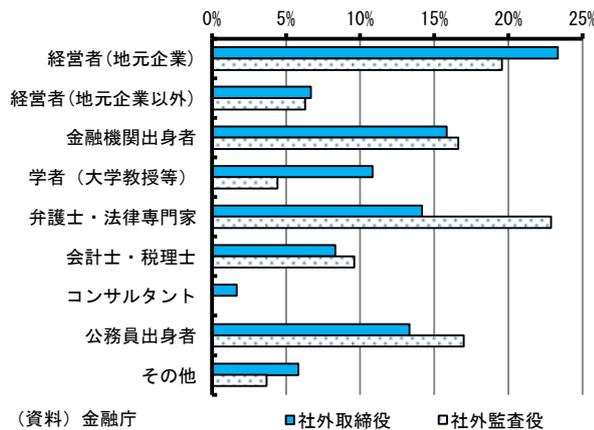
さらに、一部の地域銀行では、取締役会で実質的な議論を行うために適した規模とするために、執行役員制度などを活用し、社内取締役数を減らしている事例などもみられた。

また、社外取締役の属性については、地元企業の経営者が最も多く、このほか金融機関出身者、弁護士等を多く選任している傾向がみられた（次頁図表Ⅲ-1-1）。

¹¹⁴ 2015年の株主総会・総代会での取締役選任決議を前提に試算（以下同じ）。

¹¹⁵ 米国のG-SIFIsにおける社外取締役の割合は、8割超となっている（各社公表資料より集計）。

図表Ⅲ-1-1 地域銀行の社外役員の属性



c. 地域銀行における社外取締役の活用

地域銀行においては、社外取締役の持つ企業経営の経験などの多様な視点や知見を取り入れながら、従来の枠組みにとらわれない大胆かつ柔軟な発想の下、地域企業や個人顧客を惹きつけられるような魅力的かつ存在感のある銀行としてのあるべき姿を絶えず探求していくことが重要である。

しかし、地域銀行では、社外取締役の選任・増員に関し、地元とする地域によっては企業数が少ないことや、地元企業の多くと取引関係を有するため独立性について踏み込んだ検討を要すること等を背景に、「地方には社外取締役となり得る企業経営者等の人材が少ない」といった意見が根強い。

こうした中、地域銀行の一部には、以下のような取組を行い、経営に資する社外取締役の選任を図っている事例がみられた(図表Ⅲ-1-2)。

図表Ⅲ-1-2 地域銀行の社外取締役の選任に関する取組事例

<ul style="list-style-type: none"> 顧客企業のグローバルな事業展開や複雑・高度化するITへの対応といった自行の抱える経営課題を明確化し、その克服に資する専門性を有した人材を選任している事例
<ul style="list-style-type: none"> 地元在住者だけでなく、地元出身者のうち他の地域で活躍している人材など、地域に理解があり、かつ地域への貢献意欲の高い人材を経営トップが社外の人的ネットワーク等を活用しながら招聘している事例
<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の経営者等を候補者として検討する場合、取引先の関係者を一律除外するなど過度に保守的とならないよう、経営陣に対する健全な監視・監督機能の発揮のために必要となる独立性の判断基準を具体化し、選任している事例
<ul style="list-style-type: none"> 能動的な情報収集の姿勢や積極的な提言・情報発信といった社外取締役としての資質・適性を見極めるために、まずは候補者を任意の経営諮問委員会等のメンバーに選任し、一定期間その活動状況を見た上で、社外取締役として選任している事例

(資料) 金融庁

このように、自行にとって有益な社外取締役を選任するためには、社外取締役に期待する役割を明確にした上で、それに適した専門性や経験・知見を有す

る人材を選任するという観点に立ち、様々なチャネルや手法を活用して選任することが必要である。

もっとも、社外取締役を選任することが直ちにガバナンスの向上につながるわけではなく、取締役会を運営する中で、社外取締役の意見に真摯に耳を傾けて経営に反映させようとする経営トップの姿勢こそが最も重要である。

また、経営トップが健全なリーダーシップを発揮するとともに、独断専行に陥ることなく的確な経営判断を行っていくためには、様々な形で社外取締役の意見を積極的に取り入れながら、自己規律が働く仕組みを構築することも同時に重要である。

こうした中、一部の地域銀行では、社外取締役をはじめ、社外監査役や地域経済の代表者などの社外有識者を構成メンバーとする経営諮問のための任意の会議体を設置し、重要な経営課題について広く議論を行っている事例などがみられた。

他方、多くの地域銀行では、取締役候補者の選任や報酬案の策定を経営トップのみの判断に基づき行う傾向もみられた。こうしたプロセスに社外取締役や社外監査役の視点を取り入れ、透明性や客観性を確保するために、任意の諮問委員会等を活用することは有効と考えられる。

(イ) 実効性向上のための工夫

a. 実効性ある審議への取組状況

3 メガバンクグループ及び大手生損保会社では、グローバルな競争の中で、事業のグローバル化を含めたビジネスモデルのあり方など、中長期的な経営戦略を推進していく必要がある。こうした局面において、中期経営計画等の重要案件・課題については、社内のメンバーだけでなく、有識者や企業経営者などの独立した社外取締役を含めた取締役会において、活発な議論を行うことが重要である。

こうした中、3メガバンクグループにおける取締役会の審議時間は、付議基準の見直しなどにより、中期経営計画やM&A等のグループ経営戦略に関する重要議案の審議を中心として伸長傾向¹¹⁶にある。

他方、大手生損保会社では、社外取締役に対する資料の事前説明等を前提としつつ、審議に際しては定例的な議案や重要度の低い議案の説明を省略している事例はみられるものの、十分な情報が社外取締役に提供されず、深度ある審議が行われていない事例などもみられ、取締役会審議の実効性向上に向けてさ

¹¹⁶ 2014年度の取締役会の1回当たりの審議時間は、3メガバンクグループの平均で、2013年度と比較して、3割程度の増加となっている。

らなる工夫が必要である。

b. 社外取締役へのサポート

社外取締役が期待される役割を適切に果たすためには、社外取締役の活動全般をサポートするための体制整備や継続的なトレーニング機会の提供が重要である。

こうした中、3メガバンクグループ及び大手生損保会社では、社外取締役の活動をサポートするための専門組織を設けている事例、社外取締役に対して金融の専門知識や会社の業務内容などについての研修・レクチャーや、営業現場を知ってもらうために国内外の営業拠点等への訪問視察機会を提供している事例などがみられた。

c. 取締役会に係る分析・評価

取締役会の実効性の維持・向上を図るためには、取締役会での審議状況等を定期的に分析・評価し、その結果を取締役会運営に反映させることが重要である。

こうした中、3メガバンクグループでは、外部のコンサルティング会社を活用し、社内外の取締役へのインタビュー等により様々な観点から取締役会運営の評価を実施している事例がみられた¹¹⁷。

また、大手生損保会社では、社内外の取締役・監査役に対する無記名のアンケート調査を実施し、結果を取締役会に報告した上で、翌年度の取締役会運営に活かしている事例もみられた。

d. 経営陣の選定プロセス

金融機関として持続的な成長を実現していくためには、経営トップ等を透明かつ実効的な評価プロセスのもとで選任する仕組みの構築が必要であることに加え、経営トップ等として必要となるスキルと経験を積ませ、計画的に育成していくこと（後継者計画の策定、運用）が重要である。

こうした中、3メガバンクグループ及び大手生損保会社においては、上記を目的として、社外取締役が過半数を占める指名委員会等¹¹⁸を設置し、取締役や執行役・執行役員等に求められる人材像を明確にした上で、選任及び解任に関する事項を審議している事例がみられた。

¹¹⁷ 評価結果等を踏まえ、取締役会の実効性向上のため、取締役会への付議基準を見直し、グループの重要課題を中心に議案を絞り込むなどの動きがみられた。

¹¹⁸ 取締役等の選解任の議案を審議し、決定又は提言する社外取締役中心の法定又は任意の会議体。

また、選定プロセスにおいて、社外取締役が社内取締役候補者の資質・能力等を知るための工夫として、候補者の経歴や人事評価などの情報提供に加えて、取締役会等で候補者に事業の状況を説明させたり、候補者に対する社外取締役によるインタビューの機会を提供している事例がみられた。

さらに、経営トップ等の後継者計画についても策定が検討されており、中には長期的な観点に立ち、管理職など比較的早い段階から候補者を選抜・育成するプロセスを検討する動きもみられた。

e. 地域銀行の状況

地域銀行では、取締役会の実効的な運営に向けて重要と考えられる取組のうち、①重要なテーマに焦点を当てた議論を行うための議案の選定・絞込みを行っていない、②議案の内容について社外取締役への資料提供・事前説明を早期に行っていない、③金融知識など社外取締役が必要とする専門知識の補完を目的とする研修・レクチャーを実施していない、などの課題を抱える先が多くみられた。

こうした中、一部の地域銀行では、重要性の低い議案について書面による決議を活用し、取締役会の審議案件を重要な議案に絞り込んでいる事例、サポート部署内に社外取締役の席を設けることで、事前説明などで社外取締役が来訪した際、いつでも資料の閲覧や質問を可能としている事例、市場リスクなど専門的な分野や法改正など最新のトピックについて、経営判断に必要な知識を身につけるための勉強会を執行部門が社外取締役に対して実施している事例などがみられた。

加えて、地域銀行の特性を踏まえた取組として、支店長会議や地元企業の経営者との会合への出席を通じて、社外取締役の地域に対する理解の促進を図っている事例などもみられた。

(2) 監査役会・監査委員会

ア. 検証の意義

監査役会・監査委員会は、改正会社法等¹¹⁹の施行や「コーポレートガバナンス・コード」¹²⁰の制定といった動きを踏まえ、より能動的・積極的に監査権限

¹¹⁹ 2015年5月1日に施行された改正会社法・同法施行規則は、監査役会に会計監査人の選解任等に関する議案内容の決定権を与え、また、企業集団における業務の適正を確保するための体制及び監査役・監査委員会の活動を支える体制整備の内容を明確化・詳細化した。

¹²⁰ 「コーポレートガバナンス・コード」では、監査役及び監査役会の役割・責務として①能動的・積極的に権限を行使し、取締役会・経営陣に対して適切に意見を述べること、②社外取締役の情報収集力強化に資するよう社外取締役との連携を確保すること、及び③外部会計監査人を適

を行使することが要請されている。

さらに、3メガバンクグループ及び大手生損保会社では事業のグローバル化が進展し、グループ経営に対する監査機能を強化する必要性も高まっている。

このような環境変化を踏まえ、本事務年度のモニタリングにおいては、監査役会・監査委員会の機能発揮状況について検証を行った。

イ. モニタリング結果

(ア) 監査役会・監査委員会による監査活動等

3メガバンクグループ及び大手生損保会社では、上記のような環境変化を踏まえ、監査計画においてグループ経営管理態勢や子会社の管理態勢等を重点監査項目に掲げ、グループガバナンス、グループコンプライアンス等に関する視点からの監査活動を行っている。

こうした中、取締役の中から選定される監査委員で構成される監査委員会においては、ビジネスモデルや経営戦略に関する視点から積極的な監査活動を行っている事例がみられた。

また、監査役会・監査委員会を支える体制を整備し、経営監査機能をより強化するため、サポートスタッフの拡充を図る動きもみられた。

(イ) 監査役会・監査委員会と社外取締役との連携

監査役会・監査委員会による監査の実効性を高めるためには、情報交換など社外取締役との連携を確保することが望まれ、こうした連携は、同時に社外取締役の情報収集力強化にも資するものと考えられる。

3メガバンクグループ及び大手生損保会社では、社外取締役との連携を図るため、監査役会の議事録を社外取締役に配付している事例などがみられた。

また、監査委員ではない社外取締役と常勤監査委員との間でガバナンスの高度化についての意見交換を実施している事例がみられた。

(ウ) 三様監査の連携状況

監査役会・監査委員会が能動的・積極的に監査権限を行使するためには、内部監査部門及び外部監査人との間でリスク認識や監査関連情報を共有するなど、いわゆる三様監査の連携を強化することが重要である。

3メガバンクグループ及び大手生損保会社では、グループ各社の内部監査部門がグループ協働ビジネスに対して共同監査を実施するに際し、グループ各社

切に評価するための基準を策定することなどを求めている。

の監査役と内部監査部門が一堂に会し、監査実施前の意見交換や監査結果の共有をしている事例がみられた。

また、外部監査人と月次で意見交換の機会を設けている事例や従来の意見交換の頻度をさらに増やしている事例、グループ単位での連携を強化するため、持株会社の監査役、主要グループ会社の監査役及び外部監査人が一堂に会して意見交換を行っている事例がみられた。

さらに、監査役、内部監査部門及び外部監査人が一堂に会する三様監査連絡会を定期的実施し、各監査の進捗状況などについて情報交換することにより連携強化を図っている事例もみられた。

(3) 内部監査

ア. 検証の意義

取締役会や監査役会・監査委員会における機能の高度化と併せ、内部監査についても、各金融機関における業務の多様化・国際化に見合った高度化を図ることが重要である。

このような考え方から、本事務年度のモニタリングにおいては、内部監査の高度化に向けた取組について検証を行った。

イ. モニタリング結果

(ア) 第3の防衛線としての内部監査

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、内部監査人協会（IIA）が発出した各種ガイダンス等¹²¹においては、「3つの防衛線」に基づくリスク管理が提示されている。第3の防衛線である内部監査部門においては、第1の防衛線（ビジネス部門）及び第2の防衛線（リスク管理部門等）で築かれたプロセスの有効性を独立して評価する態勢を整備することが重要である。

こうした中、3メガバンクグループ¹²²では、第1の防衛線による自己評価や第2の防衛線によるモニタリング機能の強化等により、それぞれの自律的統制を促すとともに、従前、内部監査部門が実施していた国内営業店に対する規程の遵守状況（準拠性）等の検証を第1の防衛線や第2の防衛線に移行しようと

¹²¹ 「The Internal Audit Function in Banks」BCBS（2012年6月）
「Corporate Governance Principles for Banks（Consultative document）」BCBS（2014年10月）
「The Three Lines of Defense in Effective Risk Management and Control」（Position Paper）IIA（2013年1月）

¹²² ここでは、3メガバンク及びその持株会社を指す。

する動きがみられた。これにより、内部監査部門は、よりリスクの高い分野に監査資源を重点配分できるようになると考えられる。

コラム 3つの防衛線 (Three Lines of Defence Model)

金融機関をはじめとして各種のリスクに直面する企業においては、一般的に、各リスクカテゴリーの担当部門、コンプライアンス部門、内部監査部門等の様々な部門がリスク管理に携わるようになってきている。こうした中、金融機関においては、先般の金融危機の反省を踏まえ、複雑な業務から生じるリスクを従前のように各リスクカテゴリーの担当部門を中心に管理することの限界が認識され、リスク管理に携わる各部門の役割・責任を見直す動きがみられる。

こうした背景から、組織を第1の防衛線、第2の防衛線、第3の防衛線に整理した上で、リスク管理におけるそれぞれの役割や責任を明確化したものが「3つの防衛線」に基づくリスク管理の枠組みである。

「3つの防衛線」における各防衛線の役割や責任は、以下のような内容が想定されている。

図表Ⅲ-1-3 「The Internal Audit Function in Banks」(バーゼル銀行監督委員会 (BCBS))
における「3つの防衛線」

・第1の防衛線（ビジネス部門、顧客と接する部門）は、割り当てられたリスクエクスポージャーの限度内でリスクを引き受け、事業のリスクの特定、評価及び統制に対する責任及び説明責任を負う。

・第2の防衛線（リスク管理部門、コンプライアンス部門等）は、第1の防衛線のリスクが適切に特定及び管理されるように確実に期す。

・第3の防衛線（内部監査部門）は、第1の防衛線及び第2の防衛線で築かれたプロセスの有効性を独立して評価する。

（資料）金融庁（「The Internal Audit Function in Banks」(バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)) を基に作成）

金融機関の経営陣においては、経営戦略等に応じて、各防衛線を構成する部門に十分な経営資源を配分し、それぞれが明確化された役割・権限のもとで責任を果たし必要に応じて連携を推進することで、より強固かつ健全なリスク管理の枠組みを整備していくことが期待される。

(イ) 内部監査態勢の整備

損失やリスクが顕在化する前の段階での未然予防に重点を置いた監査を実施するためには、リスク・アセスメントにおいて、リスクを的確に捉えるとともに、内部環境・外部環境の変化に伴うリスクの見直しを実施し、その結果に

基づき能動的な内部監査を実施する態勢を整備することが重要である。

こうした中、3メガバンクグループでは、グループ統一的な監査活動を行うことを目的とした監査支援システム¹²³の導入・開発に向けた動きがみられた。

地域銀行では、業績評価への反映を目的の一つとして全営業店に対して画一的に行っていた監査を見直し、営業店ごとのリスクに応じた監査項目・周期を設定している事例や、本部監査と営業店監査を相互に連携させた一体的な監査を行っている事例など、営業店監査を高度化させるための取組がみられた。

(ウ) 内部監査の人的資源

内部監査の高度化を図るためには、内部監査部門の職員の位置付けを見直すとともに、中長期的なキャリアパスを明確化し、計画的な人材育成・配置を行い、内部監査態勢を充実させることが重要である。

こうした中、3メガバンクグループでは、人事部門との協働により、必要な職務経験などを明確化した人事ローテーションプログラムを策定した上で、本部のビジネス部門から中堅人材を内部監査部門に転入させる一方で、内部監査部門の人材を営業拠点長として転出させるなどの事例がみられた。

(4) 外部監査

2014年3月、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）より「銀行の外部監査」¹²⁴が公表された。同文書では、監督当局と外部監査人が双方向に意見を交換することで、両者の効果的な関係を促進すること等が推奨されている。

こうしたことから、本事務年度は、日本公認会計士協会と当庁との間で意見交換を行い、金融モニタリングにおける外部監査人との連携の在り方について議論を行った¹²⁵。

また、3メガバンクグループ及び大手生損保会社の一部の外部監査人との間で、金融機関（経営陣、監査役会・監査委員会、内部監査部門）と外部監査人とのコミュニケーションの状況や金融機関に対する現状認識等について、意見交換を実施した。

こうした中、一部の外部監査人では、監査先における近年のグローバルな事

¹²³ 一連の監査プロセス（リスク・アセスメント、監査計画、監査資源配分、監査実施、報告書作成、フォローアップ）をシステム上で管理することにより、グループ間での共通軸によるリスク評価、知見の共有化などを効率的に行うことが可能となる。

¹²⁴ 原題は、「External audits of banks」BCBS（2014年3月）

¹²⁵ 当庁では、これまで「金融検査に関する基本指針」に基づき、オンサイト検査に際して、外部監査人との連携を図ってきたが、新しい金融モニタリングにおいては、オンサイトとオフサイトを一体として継続的にモニタリングを行うことから、オフサイトを含めた外部監査人との連携の在り方について議論を行った。

業展開の拡大に応じた海外子会社の監査対応において、金融事業の監査業務に精通した海外赴任経験者を監査チームに複数名配置する事例などがみられた。

(5) 今後の課題

金融機関が実効的な経営管理機能を発揮していく上で、取締役会、監査役会・監査委員会、内部監査、外部監査の果たす役割と責任は重要であり、引き続き、これらの機能発揮状況を検証していく必要がある。

特に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社に機関設計を変更した金融機関については、取締役会及び各委員会の役割・機能が監査役会設置会社とは異なることから、新しい役割・機能に即した態勢の整備状況や、これに対応する内部監査部門の役割・運営の見直し状況についてモニタリングしていく。

また、国内外のガバナンスに関する原則・基準や3メガバンクグループ、大手生損保会社に対する本事務年度のモニタリング結果等を踏まえて、取締役会、監査役会・監査委員会、内部監査の機能発揮状況を確認するための目線・着眼点を策定し、3メガバンクグループ、大手生損保会社等との間で、ガバナンスの高度化に向けて、建設的な議論を行っていく。

地域銀行については、来事務年度も引き続き、取締役会の機能発揮状況を中心に実態把握を行っていく。また、近年、持株会社の下に複数の銀行が並存する事例が増加していることから、持株会社による子銀行に対する経営管理機能の発揮状況についてより重点的にモニタリングしていく。

本事務年度に実施した監査役・監査委員、内部監査部門担当者、外部監査人との間の意見交換については、来事務年度も継続し、当庁の問題意識を各監査主体と共有し、各監査主体の判断によりそれぞれの監査計画に織り込むことを通じて、自主的な向上・改善が図られるように取り組んでいく。

2. 統合的リスク管理等

(1) 統合的リスク管理態勢の確立・強化（地域銀行）

ア. 本事務年度のモニタリングについて

統合的リスク管理とは、バーゼル規制の第1の柱（最低所要自己資本比率）を補うべく、第1の柱に含まれない与信集中リスクや銀行勘定の金利リスク等を含め、信用リスク・市場リスク等の諸リスクを総体的に捉え、銀行の自己資本等の経営体力と対比させるなど、金融機関自らが行う内部管理手法の一つである。

金融機関の健全性の検証については、これまで立入検査（オンサイト・モニタリング）の中で資産査定を行うことを中心に実施してきた。しかしながら、金融機関が直面するリスクの多様化・複雑化を踏まえると、金融機関の健全性を持続的に確保していくためには、統合的リスク管理態勢の検証に基づき、各金融機関の業務や財務状況全体からみて、特に重要なリスクが何かを把握し、管理態勢の脆弱性を分析することがますます重要となってきた。

本事務年度においては、地域銀行における統合的リスク管理態勢の整備状況について、そのビジネスの中核である貸出業務との関連で、与信集中リスク管理態勢、引当等の管理態勢等とあわせ実態把握を実施した¹²⁶。

また、こうした実態把握を踏まえ、金融機関の経営に影響を及ぼし得る大口与信を中心とする資産査定のあり方についても検討を行った¹²⁷。

イ. モニタリング結果

(ア) 統合的なストレス・テストの実施状況

リーマン・ショック後の金融危機では、信用リスク・市場リスクの双方が高まり、それらが相互に影響を及ぼし合って、過去に例がないような大規模な損失を発生させた。また、市場における不確実性が市場流動性を低下させ、取引量の激減が価格の急落につながり、一段とその損失を拡大させたことが知られている。

¹²⁶ 地域銀行のうち、大規模行から小規模行まで満遍なく抽出した10行と、中・小規模行のうち市場リスク管理態勢等、他のアンケートとの重複の状況を踏まえて選定した33行に対して、引当等の管理態勢、統合的リスク管理態勢のアンケート調査を実施したほか、オフサイト・モニタリングにより得られた資料に基づき与信集中リスク管理態勢について分析を実施した。

¹²⁷ 本事務年度における金融モニタリング基本方針では、「統合的リスク管理態勢（与信集中リスク等、引当等の管理態勢を含む）の検証を前提として、大口与信以外の資産査定について原則として金融機関の判断を尊重する」としている。

このような、通常の予想の範囲を超える市場等の変動（ストレス事象）の発生に備えるため、金融機関にとって、直面する諸リスクを的確かつ総体的に見積もる統合的なストレス・テストの重要性が高まってきている。

こうした観点から、調査対象行における統合的なストレス・テストの実施状況について検証した。その結果、多くの先で統合的なストレス・テストが実施されており、その中でも態勢整備が進んでいると評価される「業務特性を踏まえた多期間の損益に係るシミュレーション¹²⁸や、状況変化に応じて資産負債構造を変化させる統合的なストレス・テストを実施している」先が一部で確認された。

一方、多くの先で、「実施しているが、単年度のシミュレーションにとどまり、多期間の損益に与える影響を予測していない」とする状況が確認された。

規模・特性等により必要とされる統合的リスク管理態勢の水準には差異があるが、地域銀行においても、ストレス・テストの実施を通じて、ストレス事象発生時の自己資本や多期間の損益に生じる影響を、信用リスク・市場リスク間の相互連関等も考慮して把握することが望まれる。また、資産負債構造を変化させる分析をするなど、統合的リスク管理態勢の高度化を図っていくことも望まれる。

（イ）与信集中リスクの管理状況

与信集中リスクについては、リスクの排除・抑制を目指した基本方針を定めるとともに、与信集中リスクが顕在化しても、その損失を金融機関の経営体力（自己資本等）で吸収できるよう、大口与信や業種別与信に一定の限度枠を設けることが重要である。また、ストレス事象の発生で与信集中リスクが顕在化した際の影響を分析するストレス・テストを実施していくことが重要である。

こうした観点から、調査対象行の与信集中リスクの管理状況について検証を行った。

その結果、調査対象行では、全ての先で基本方針が策定されており、ほとんどの先で、個社別の与信限度枠が設定されていることが認められた。また、全ての先においてポートフォリオ特性に応じた何らかのストレス・テストも実施されている。

その一方で、例えば、個別与信管理とポートフォリオ管理との間に牽制を効かせるなど、基本方針の遵守を担保するための体制整備¹²⁹が、十分に図られて

¹²⁸ リーマン・ショックのような事象が起こった場合、その影響が単年度にとどまらず、多期間に及ぶことがあるため、そうした多期間の収益シミュレーションが必要となる。

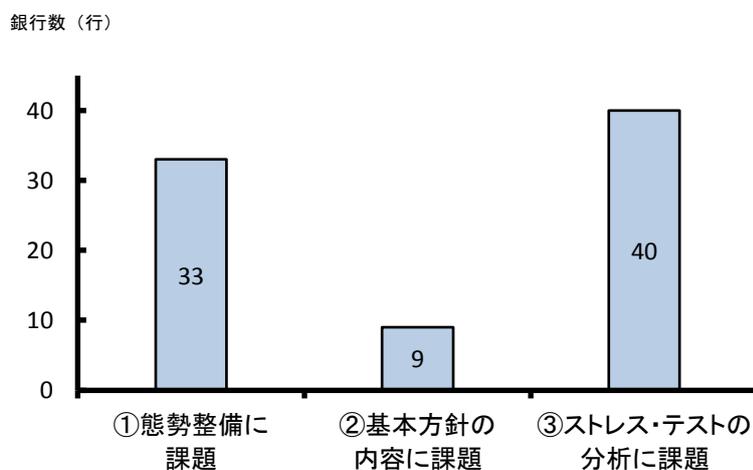
¹²⁹ 個別債務者に係る与信管理は、業績推進とも密接な関連があることから、銀行全体の貸出金構成を踏まえ、どうリスクを抑え、収益性を高めるのか等を検討するポートフォリオ管理部門と

いない先が多数確認された（図表Ⅲ-2-1①）。また、地域における経済・産業構造を反映して特定のセクターに与信を集中せざるを得ない経営環境にある先の中には、基本方針に単に「与信集中リスクの排除」等の抽象的な記載を行うのみで、実際に生じている与信集中リスクの評価や制御について十分に検討を行っていない先が少なからず確認された（図表Ⅲ-2-1②）。

さらに、ストレス・テストについては、ストレス事象で変動したリスク量とストレス前の自己資本を比較するにとどまり、ストレス事象で変動する予想損失額や期間損益、自己資本、あるいは自己資本比率等を把握せず、これらを多面的に分析していない先が多数確認された（図表Ⅲ-2-1③）。

これらの先においては、個別与信管理とポートフォリオ管理との間に牽制を効かせる等して、基本方針にのっとりリスク制御¹³⁰を可能にする態勢整備が望まれる。また、上記のとおり、やむを得ず与信集中が生じる経営環境にある先においては、具体的で実効性のある基本方針を定め、適切にリスクの評価¹³¹や制御を行うことが望まれる。さらに、ストレス事象で変動した各種リスク量等が、期間損益や自己資本に与える影響を分析する等、ストレス・テストの結果を適切に評価することが望まれる。

図表Ⅲ-2-1 与信集中リスクの管理状況



(注) 分析対象とした43行を集計。
(資料) 金融庁

(ウ) 引当等の十分性

金融機関は、PDCA を適切に機能させることを通じて、自らが抱える信用リ

の間には、牽制（制度的もしくは組織的、人的等）を効かせる必要がある。

¹³⁰ 収益性対比リスクが高い貸出金の増加を抑制することや、リスクが高い貸出金には、きめ細かいモニタリングを強化すること等。

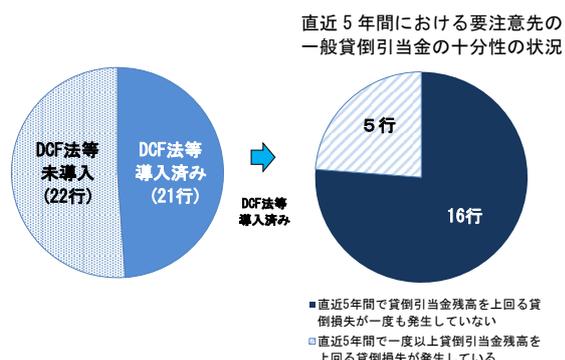
¹³¹ リスクが質的にどういった特性を有しているか、量的にどの程度の規模なのか等を推定すること。

スクの程度に応じた十分な引当等を行うことが必要である。調査対象行においては、引当金算定に用いる予想損失率を求めるに当たり、過去、倒産が多数発生した時期のデータを反映させるための、損失見積期間や算定期間の長期化、フロアの設定¹³²等の工夫がみられる。こうしたことから、直近2期（2012年度及び2013年度）連続して貸倒引当金残高を上回る貸倒損失が発生している先は約7%にとどまっている。

しかしながら、引当等は先行きを見越した将来損失に対する備えであり、その十分性を確保するためには、引き続き様々な工夫を検討していくことが重要である。

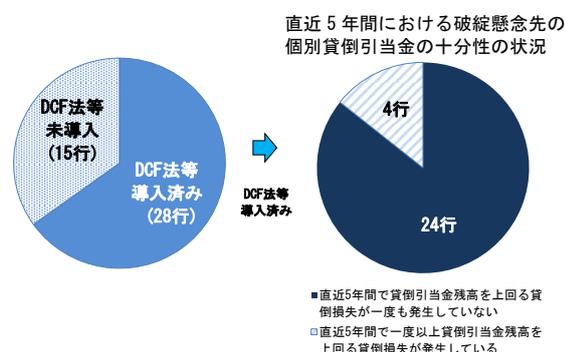
なお、DCF法¹³³や債務者区分の細分化等¹³⁴の、返済能力のきめ細かな分析手法を導入している先のうち、直近5年間を通して貸倒引当金残高を上回る貸倒損失が一度も発生していない先の割合は、要注意先への導入行で約76%、また破綻懸念先への導入行で約86%に上っている（図表Ⅲ-2-2、図表Ⅲ-2-3）。

図表Ⅲ-2-2 要注意先（要管理先を含む）に対するDCF法等の導入状況と引当金の十分性



- (注1)直近5年間とは、2010/3期から2014/3期までをいう。
(注2) DCF法等を導入しているが、対象先がない場合も「DCF法導入済み」として集計している。
(注3) 直近5年間の間にDCF法等を導入した場合は、DCF法等導入後の年度で引当金の十分性の判定を行っている。
(注4) DCF法等未導入行22行のうち、直近5年間で一度以上貸倒引当金残高を上回る貸倒損失が発生している先は13行となっている。
(資料) 金融庁

図表Ⅲ-2-3 破綻懸念先に対するDCF法等の導入状況と引当金の十分性



- (注1)直近5年間とは、2010/3期から2014/3期までをいう。
(注2) DCF法等を導入しているが、対象先がない場合も「DCF法導入済み」として集計している。
(注3) 直近5年間の間にDCF法等を導入した場合は、DCF法等導入後の年度で引当金の十分性の判定を行っている。
(注4) DCF法等未導入行15行のうち、直近5年間で一度以上貸倒引当金残高を上回る貸倒損失が発生している先は11行となっている。
(資料) 金融庁

¹³² 過去、倒産が多い時期の予想損失率を下限とするような考え方。

¹³³ DCF法については、「第I章 金融システムの現状 2. 金融機関の対応 脚注19」を参照。

¹³⁴ 要注意先において、実現可能性のある抜本的な経営改善計画に基づき要注意先としている先とそれ以外の要注意先を区分して貸倒実績率を算定する手法や、破綻懸念先において個別に引当を見積るCF控除法など。

ウ. 今後のモニタリング

上記のとおり、地域銀行における統合的リスク管理態勢等の整備状況には、いくつかの課題が認められている。このため、当庁としては、統合的リスク管理態勢等の検証を引き続き金融モニタリングにおける重要項目と位置付け、地域銀行における当該管理態勢等の強化を促していく。

また、貸出資産の自己査定については、本事務年度の金融モニタリング基本方針において、「統合的リスク管理態勢、与信集中リスク等、引当等の管理態勢の検証を前提として、大口与信以外の資産査定について原則として金融機関の判断を尊重する」としている。

これを踏まえ、金融機関に対する検証においては、

- ① 上記で述べたような観点から、統合的リスク管理態勢、与信集中リスク等、引当等の管理態勢の検証を行い、
- ② これが十分に整備されていない場合には、ポートフォリオそのものの質を確認する必要があるため、貸出金ポートフォリオのリスクを検証すべく、金融機関の経営に影響を及ぼし得る大口与信先を中心に、自己査定の状況を検証する、

こととしており、本事務年度試行している。

なお、上記検証の具体的なポイントは以下のとおりであり、本事務年度の試行を踏まえ、必要な見直しを図っていくこととしたい。

(ア) 統合的リスク管理態勢

リスクカテゴリーごとに評価したリスク量を総体的に捉え、経営体力（自己資本等）と比較・対照した自己資本充実度と、統合的リスク管理態勢の整備状況（経営陣の関与やリスク管理手法、統合的なストレス・テスト等）が、金融機関のリスクに見合ったものとなっているか、及びリスク耐性が十分かを検証する。

(イ) 与信集中リスク等の管理態勢

貸出資産の集中の程度がどのようなものか、加えてこれらの集中の程度に対して、集中リスクの制御に係る基本方針の充実度や限度枠管理の状況、リスク計測の態勢整備状況等、金融機関が構築している管理態勢が十分かを検証する。

(ウ) 引当等の管理態勢

規程類の整備状況、債務者区分遷移の状況、引当額の十分性等を検証する。また、債務者の状況把握等が適切に行われる態勢となっているかを検証する。

(2) 住宅ローン業務

ア. 本事務年度のモニタリングについて

住宅ローンは、近年、金融機関間の新規獲得競争が激化しており、金利優遇幅の拡大等により、その収益性が低下してきている状況にある(図表Ⅲ-2-4)。住宅ローンについては、金融機関自身が、その取引が長期に及ぶ等の商品性に見合ったリスク管理態勢を構築すること、貸出金利の低下等を踏まえた適切な収益管理を行うことが重要であり、本事務年度の金融モニタリング基本方針においても課題としている。これを踏まえて、貸出金ポートフォリオに占める比率等からみて住宅ローンの重要性が高い43行¹³⁵を選定、検証を実施した。

図表Ⅲ-2-4 住宅ローンの優遇後顧客適用金利の推移

	2010年3月時点	2014年3月時点
変動金利	1.01%	0.78% (▲ 0.23%)
10年固定	2.42%	1.35% (▲ 1.07%)

(注1) 大手金融機関3行の数値を単純平均。

(注2) () 内の数値は2010年3月時点金利との変化幅。

(資料) 金融庁

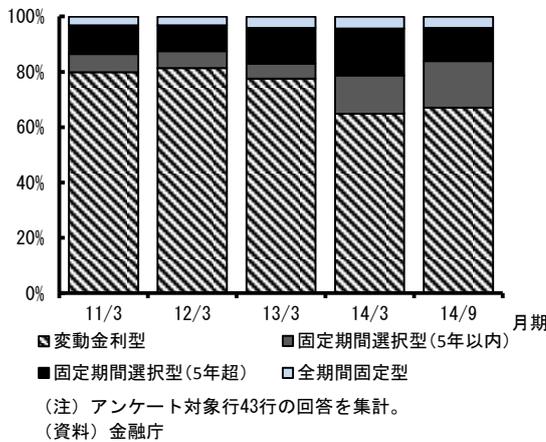
イ. モニタリング結果

(ア) 直近の住宅ローンポートフォリオ

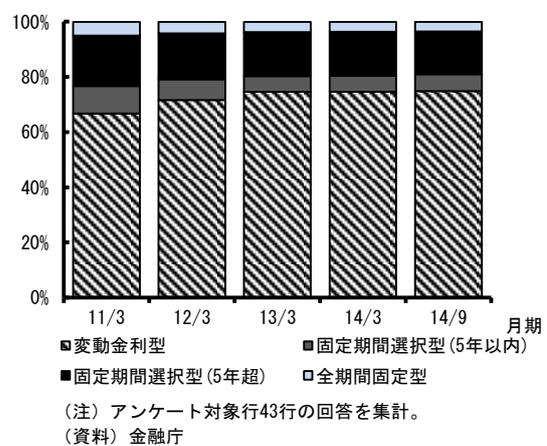
住宅ローンの金利種別構成比をみると新規実行分に占める変動金利の比率が、近年、幾分低下しているものの、貸出残高に占める変動金利の比率は75%程度となっている(次頁図表Ⅲ-2-5、Ⅲ-2-6)。

¹³⁵ 地域銀行に一部重複はあるが、統合的リスク管理態勢等でアンケートを行った43行のグループとは異なる。主要行等7行、地域銀行33行、その他の銀行3行に対してアンケート調査を実施した。

図表Ⅲ-2-5 金利種別構成比の推移新規
実行（フロー）



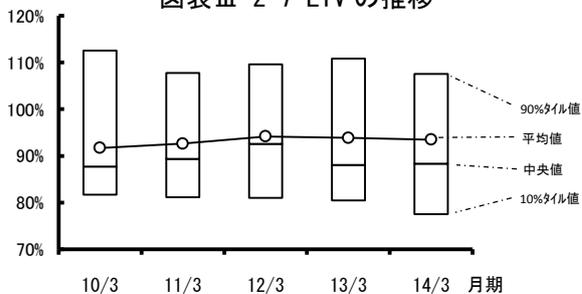
図表Ⅲ-2-6 金利種別構成比の推移貸出
残高（ストック）



(イ) 融資基準

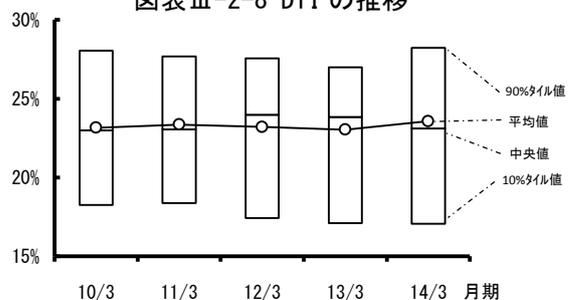
融資基準に係る各種指標（LTV・DTI）¹³⁶の推移をみると、調査対象行全体としては指標水準に大きな変化はなく、融資基準の緩和はみられていない（図表Ⅲ-2-7、図表Ⅲ-2-8）。ただし、一部の先には上記指標の推移から継続的な融資基準の緩和を示唆する状況¹³⁷がみられる。

図表Ⅲ-2-7 LTVの推移



(注1) アンケートの有効回答が得られた40行の回答を集計。
(注2) 新規案件（借換案件を含む）の審査時点。
(注3) 算出方法は、各行の内部管理上の定義による。
(資料) 金融庁

図表Ⅲ-2-8 DTIの推移



(注1) アンケートの有効回答が得られた39行の回答を集計。
(注2) 新規案件（借換案件を含む）の審査時点。
(注3) 算出方法は、各行の内部管理上の定義による。
(資料) 金融庁

(ウ) 信用リスク

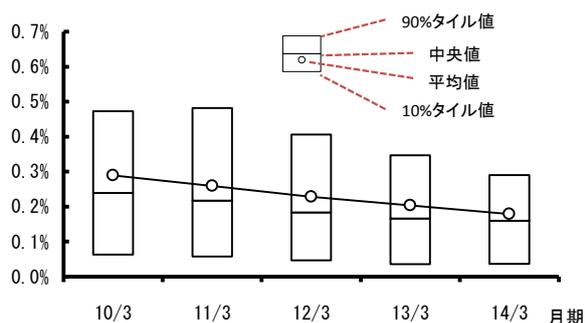
信用リスクの状況（デフォルト率）について最近の推移をみると、全体としては若干の改善傾向にあり（次頁図表Ⅲ-2-9）、個別行単位でも顕著な悪化は

¹³⁶ LTV(=Loan to Value)とは、借入額の物件価格に対する割合をいう。また、DTI(=Debt to Income)とは、年間元金支払額の年収に対する割合をいう。

¹³⁷ LTVやDTIの継続的な上昇。

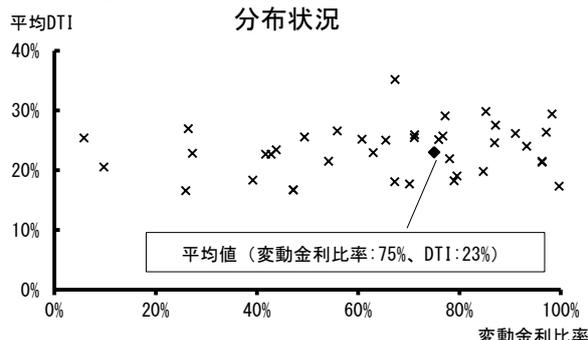
みられない。一方で、変動金利の住宅ローン比率が高い一部の先では、今後、仮に金利が上昇した際に、変動金利を選択している顧客の返済額が増加することで、高 DTI 層の顧客のデフォルトが増加する可能性が考えられる（図表Ⅲ-2-10）。ただし、調査対象行の約 95%に顧客負担の激変緩和措置¹³⁸が導入されているため、金利上昇時における顧客の返済額の増加は限定されており、信用リスクの顕在化は抑制されている状況にある。

図表Ⅲ-2-9 デフォルト率の推移



(注1) アンケートの有効回答が得られた36行の回答を集計。
 (注2) デフォルト率は、原則として保証付き住宅ローンの代位弁済率を採用。
 (資料) 金融庁

図表Ⅲ-2-10 変動金利比率と平均 DTI の分布状況



(注1) アンケートの有効回答が得られた39行の回答を集計。
 (注2) 変動金利比率は14/9時点、DTIは10/3から14/3の5期平均値。
 (資料) 金融庁

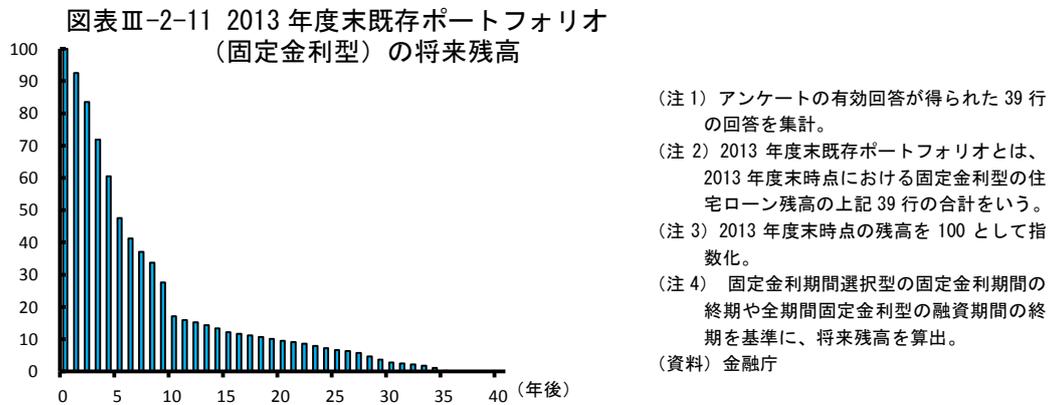
(エ) 収益性

住宅ローンポートフォリオの貸出利ざや（スプレッド）については、2009年度は平均 1.2%程度であったが、近年の新規実行貸出金利の低下の影響で、2013年度は平均 1.0%程度まで縮小しており、金利競争の影響が推測される。また、2010年度から2014年度上期の新規実行額増減率と適用金利の推移の関係をみると、新規実行額増加率が大きい先には、適用金利の引下げがみられている。これらの先は、住宅ローン残高の維持あるいは増加のため、低い適用金利による新規貸出を実施している可能性がある。このような低金利水準の住宅ローンでは、残高の増加による収益への寄与度は限定的で、一部には、近年実行した住宅ローンの経費等を考慮した収益性が、損益分岐点近傍まで低下している先もみられる。

また、過去の金利水準の高い時期に実行した固定金利期間選択型住宅ローンの固定金利期間や全期間固定金利型住宅ローンの融資期間が終期を迎え、低金利の住宅ローンに置き換わることにより、全体の収益性の低下を加速させるこ

¹³⁸ 変動金利型の「5年ルール」と「125%ルール」と呼ばれるもの。変動金利型の適用金利は一般的に年2回見直しを実施されるが、「毎月の返済額（元金と利息の合計）は向こう5年間変更されない」というものが「5年ルール」。また、5年後の返済額の見直しのタイミングで毎月返済額が増加する場合であっても、「増加後の返済額は、それ以前の125%を上限とする」ものが「125%ルール」。なお、金利上昇時には、毎月の返済額が変更されない期間であっても、返済額の内訳の利息部分は増加し、銀行の利息収入は増加することになる。

とが見込まれる。直近のポートフォリオ（固定金利型）のうち、5年後に5割、10年後に8割程度が固定金利期間又は融資期間の終期を迎える（図表Ⅲ-2-11）。



(オ) 優良な取組

調査対象行の多くで、顧客属性や営業エリア等、セグメント別のリスク分析や収益分析が行われている。また、住宅ローン特有の経過年数に応じた信用状況の変化や期限前返済に関する分析も、自行データの蓄積やデータコンソーシアム¹³⁹の活用等により過半の先で実施されている。

さらに、一部の先では、将来にわたって低金利環境が継続した場合や金利が急騰した場合にリスク・収益両面で生じる自行ポートフォリオへの影響度分析、生涯収益モデルによる収益の期間構造分析、損益分岐点分析等、様々な分析が行われている。

ウ. 今後の課題

金利環境が今後も大きく変化せず、銀行の低スプレッドでの貸出姿勢が現状と変わらないと仮定すれば、住宅ローン収益は、今後、大幅に低下するものと考えられる。このため、自行の収益構造や経費構造を精緻に反映した収益管理態勢を構築し、中長期的な銀行経営の観点から、現在の住宅ローンに係るビジネスモデルの妥当性・持続可能性について、一段の考察を加えることが重要である。

一方、金利が上昇に転じれば、顧客への適用金利の上昇により、銀行に収益改善効果をもたらすとも考えられる。ただし、その場合、固定金利の住宅ローン比率が高い一部の銀行では、調達コストの上昇に伴う収益の悪化につながる可能性も否定できない。逆に、変動金利の住宅ローン比率が高い一部の銀行で

¹³⁹ 複数の金融機関が住宅ローン取引やリスク状況等のデータを提供し、共同データベースを構築したもの。こうした共同化により、データ数が増加、各種の分析が深化することになる。

は、上記のとおり、高 DTI 層の顧客のデフォルトが増加し、与信費用が増大する可能性が考えられる。こうした可能性を勘案すれば、自行の資産負債構成や潜在的なリスクの状況を踏まえ、様々な顧客セグメント別のリスク分析を実施した上で、ヘッジオペレーションを含む適切な ALM 運営や、顧客属性別の信用リスク管理の強化を図っていくことが極めて重要である。

3. 市場業務等

(1) 本事務年度のモニタリングについて

家計や年金、機関投資家が保有する豊富な金融資産については、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要である。そのためには、商品開発、販売、資産運用、資産管理それぞれに携わる金融機関が、その役割・責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たし、資産運用能力の向上に努める必要がある。

本事務年度のモニタリングにおいては、まず、顧客のニーズや利益に真に適う商品を提供するという観点から、投資運用業者におけるガバナンスの構築状況、商品開発プロセス、運用の専門人材の育成・確保に向けた取組状況について検証するとともに、投資信託の販売会社（銀行、証券会社等）における経営目標や業績評価の在り方、営業推進態勢、販売手数料体系について検証を行った。

また、金融機関自身による有価証券運用についても、健全性確保の観点から、有価証券や仕組商品などに内包するリスク特性を踏まえたリスク分析・管理状況や、ストレス事象の発生に備えたアクションプランの策定状況について検証を行った。

(2) モニタリング結果

ア. 投資運用業者の運用態勢

(ア) 日本の投資信託の特徴

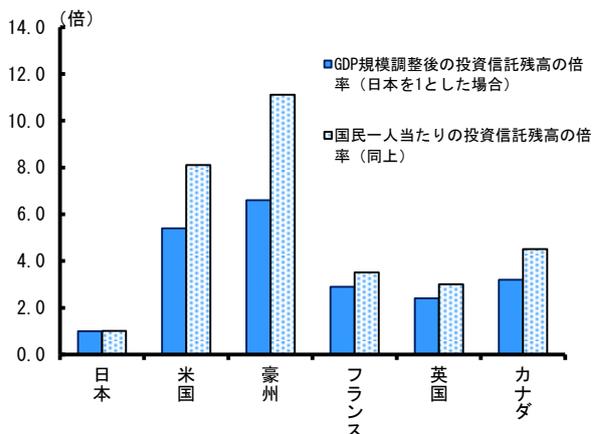
a. 投資信託の規模、普及度

主要国の投資信託の残高を GDP 規模調整後¹⁴⁰と比較すると、欧米主要国は日本の 2~6 倍に達しており、国民一人当たりの残高も、3~11 倍となっている（次頁図表Ⅲ-3-1）。

投資信託保有率（全世代平均）を日米比較すると、日本の 1 割（個人ベース）に対し、米国は 4 割（世帯ベース）に達する。年代別では、日本は高齢者の保有率が高く、勤労世代の保有率が低い一方、米国は確定拠出年金を経由した投資が多いことを背景として、勤労世代の保有率が高い（次頁図表Ⅲ-3-2）。

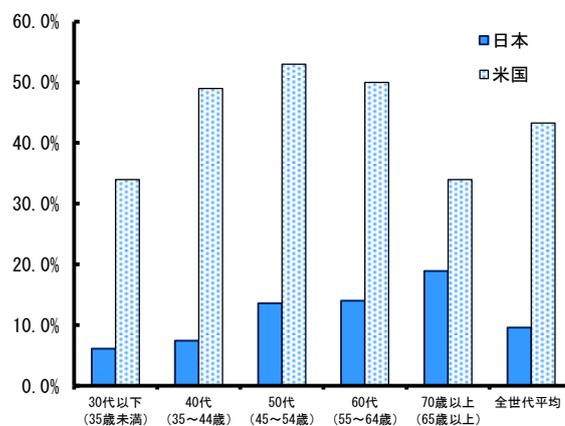
¹⁴⁰ 投資信託の残高を GDP で除したものの。

図表Ⅲ-3-1 投資信託の残高倍率比較



(注) 2014年12月末時点。対象投資信託は、公募証券投資信託。
 (資料) 国際投資信託協会、IMF-world Economic outlook Database April, 2015

図表Ⅲ-3-2 投資信託の年代別保有率日米比較



(注) 日本は個人保有率、米国は世帯保有率、年代の()内は米国
 (資料) 投資信託協会、米国投資信託協会 (Investment Company Institute)

このように、日本の投資信託は、欧米に比べ、経済規模に対し残高が少なく、保有率（とりわけ勤労者世代の保有率）も低い。このことは、投資家の裾野拡大を図ることにより、日本の投資信託市場は成長し得る余地が大きいということを示唆しているとも考えられる。

b. 投資信託の数、残高、分配頻度、投資対象

日本の公募投資信託の数は米国の70%に達するものの、その残高は米国の5%に過ぎず、その結果、1本当たりの残高平均は米国の7%にとどまっている（図表Ⅲ-3-3）。

図表Ⅲ-3-3 日本と米国の投資信託残高等の比較

	ファンド数	残高	1本当たりの残高平均
日本	5,539本	97兆円	175億円
米国	7,986本	1,940兆円	2,429億円

(注) 2015年3月末時点。1ドル=120.17円で円換算。対象投資信託は、公募証券投資信託。
 (資料) 投資信託協会、QUICK、米国投資信託協会 (Investment Company Institute)

また、株式投資信託のうち、運用期間が1年超のものについて、残高別の分布状況（本数ベース）をみると、100億円超は2割に過ぎず、30億円以下が6割を占めており、少額の投資信託が多数存在している状況にある。なお、2011年に新規設定された投資信託について、その後の残高推移をみると、7割の投

資信託がピークでも 100 億円に到達していない¹⁴¹。

さらに、投資信託の分配頻度別の比率（残高ベース）をみると、毎月分配型の投資信託が、ここ数年継続して 7 割程度を占めており、運用資産残高の伸びを抑える要因の一つとなっている。

投資運用業者において、個々の投資信託の運用残高が増えなければ、運用コストが下がらず、また、投資信託数が多くなれば、運用者による管理が行き届かなくなるおそれがある。これらは、いずれも投資運用業者の運用効率の低下につながり、投資家が支払うコストを軽減することも難しくなる。

既存の投資信託が投資対象とする資産や通貨をみると、ハイイールド債¹⁴²やハイブリッド証券¹⁴³等の高金利で売れ筋の資産や、高金利通貨（豪ドルやブラジルレアル等）のものが少なくない（図表Ⅲ-3-4）。

図表Ⅲ-3-4 売れ筋の資産等を使った投資信託、高金利通貨を使った投資信託の本数、残高

<対象資産・スキーム>					<対象通貨>				
	本数	公募株式投資信託における比率	残高	同比率		本数	公募株式投資信託における比率	残高(億円)	同比率
通貨選択型	814	18.1%	109,503	18.2%	豪ドル	179	4.0%	41,384	6.9%
ハイイールド債	237	5.3%	53,071	8.8%	ブラジルレアル	194	4.3%	36,528	6.1%
ハイブリッド証券	236	5.3%	17,503	2.9%	トルコリラ	65	1.4%	8,772	1.5%
MLP	32	0.7%	7,876	1.3%	メキシコペソ	62	1.4%	2,531	0.4%
バンクローン	100	2.2%	5,350	0.9%					

（注1） 2015年3月末時点。対象投資信託は、公募株式投資信託（ETF等は除く）。

（注2） 複数の対象資産・対象通貨の項目に該当する投資信託もある（例えば、通貨選択型ハイイールド債ファンド）。

（注3） MLP：「マスター・リミテッド・パートナーシップ」の略称で、米国で行われている共同投資事業形態の1つ。

主にエネルギー関連事業への投資を行う。

（資料）QUICK

また、日系の投資運用業者において、外部の投資運用業者に運用委託を行っている投資信託の残高の割合は 5 割を占めており、海外資産を投資対象としたものに限れば 6 割を超えている。

（イ）検証結果

日本において、小口の投資信託や分配頻度が高い投資信託、売れ筋の資産等を投資対象とした投資信託が多数存在する背景として、投資運用業者が、顧客のニーズや利益よりも、短期間での乗換え売買により手数料の確保を図るとい

¹⁴¹ 残高が 100 億円を超えたものも、その 7 割は 2015 年 3 月末迄に残高がピークから半減しており、継続して大きな残高を維持する投資信託が少ない状況にある。

¹⁴² 非投資適格（BB 格相当以下）の高利回りの債券。

¹⁴³ 優先株式、劣後債、永久債、優先出資証券などの債券と株式の中間の特性を持った証券。

った販売会社のニーズを優先していることが考えられる。また、運用を外部委託する投資信託の比率が高い背景として、運用の専門人材の育成・確保が十分進んでいないことが考えられる。

このため、投資運用業者において、系列の販売会社との間で経営の独立性が適切に確保されるようなガバナンスを構築しているか、顧客のニーズを踏まえた商品開発を行っているか、運用の専門人材の育成・確保に向けてどのように取り組んでいるかといった観点から検証を行った¹⁴⁴。

a. ガバナンス、商品開発

日系の投資運用業者においては、多くが販売会社の系列会社として設立された経緯もあり、社長・取締役・監査役の8割が系列の販売会社出身となっている。こうした中、経営陣への牽制機能として、独立社外取締役を選任している投資運用業者は限定的であった¹⁴⁵。

また、商品提供先については、系列の販売会社を持つ投資運用業者の過半数¹⁴⁶において、系列の販売会社経由で販売された投資信託の比率が5割を超えている状況であった。

投資信託の商品開発プロセスについては、大半の投資運用業者において、販売会社が顧客ニーズの調査や商品設計などに関与するのが一般的であるとの回答であった。

こうした系列の販売会社との強い結びつきについては、広範な営業網を持ち、多くの顧客ニーズを把握している系列の販売会社と投資運用業者が連携することにより、顧客ニーズにきめ細かく対応した商品を機動的に提供することが可能との見方ができる。

一方、販売会社にとって売りやすい資産を対象とした投資信託や、仕組みが複雑で高い販売手数料を得られる投資信託が多数提供されている現状をみると、投資運用業者が、顧客のニーズよりも、系列の販売会社のニーズに重きを置いているのではないかとの見方もできる。

こうした中、一部の投資運用業者において、

- ・ 経営陣への牽制機能を強化すべく、有識者で構成される諮問委員会を

¹⁴⁴ 公募投資信託または公的年金の受託残高上位の日系・外資系投資運用業者（29社）、独立系・系統系投資運用業者（4社）、信託銀行（4行）に対し、アンケート調査及び個別ヒアリングを実施。

¹⁴⁵ アンケート調査対象会社（日系投資運用業者14社）のうち、2社のみ（2015年5月末時点）。

¹⁴⁶ アンケート調査対象会社のうち、日系の大手投資運用業者13社中8社。

設け、信託報酬水準や商品の顧客適合性等について、経営陣へ意見具申を行う態勢を整備する事例、

- ・ 顧客ニーズに真に適う商品開発のため、インターネットを活用して投資家の意識調査を行い、顧客ニーズを直接把握・分析した上で、自ら発案・組成した商品を販売会社に提案する事例、

等の取組がみられる。

b. 運用の専門人材の育成・確保

外資系の投資運用業者においては、

- ・ チームとして運用に対する考え方を共有できる人材の確保が重要との認識のもと、運用部門が中心となって運用者の採用を行う事例、
 - ・ 運用者の業績評価について、中長期（3～5年）の実績を重視しつつ、実績に対する処遇を厳格化することで、優秀な運用者を選別している事例、
- 等の工夫が行われている。こうした取組は、日系の投資運用業者においても一部みられるが、外資系ほど一般的にはなっていない。

他方、一部の日系の投資運用業者において、

- ・ 投資家ニーズに合致した、新しい運用資産・戦略・手法の開発、及び若手の運用者発掘・育成を目的として、自己資金を投入し、中長期目線で複数のパイロットファンドを運用している事例、
 - ・ 運用者を目指す若手に仮想ポートフォリオを構築させ、優れた運用実績を挙げることを運用者になるための条件としている事例、
- 等、特色ある取組をしている先がみられる。

(ウ) 今後の課題

販売会社経由の投資信託販売が主流の日本において、投資運用業者が運用残高を増やすためには、販売会社との連携は重要である。しかしながら、投資運用業者において、収益を求める販売会社のニーズを優先するあまり、顧客のニーズをおろそかにすれば、顧客の裾野が広がらず、貯蓄から投資への流れも進まなくなる。

こうした観点を踏まえ、投資運用業者は、顧客ニーズや顧客の利益に真に適う商品が組成されるように、系列にこだわることなく、幅広く資産運用業務に精通したプロフェッショナル人材を経営陣に登用するほか、独立社外取締役の選任などにより牽制機能を強化する、あるいは、自ら顧客ニーズの把握に努め商品開発に活用するといった、経営の独立性確保に向けた取組が期待される。

なお、商品開発において、むやみにファンド数を増やすことは、投資運用業

者の運用コストを上げるほか、販売会社の販売員教育や事務コストの負担増につながるとともに、顧客にとっても、ニーズに適したファンドを探し出す負担が増えることとなり、好ましいものではない。投資運用業者は、コアとなる大型・長寿ファンドを戦略的に育てることにより、運用効率を高めるほか、販売会社や顧客の負担低減につなげていくことが期待される。

また、運用の専門人材の確保に向け、採用方法や業績評価、報酬体系などに改善の余地がないか見直すことが重要であるほか、若手育成のための運用機会の創出などを検討することも有益である。

イ. 投資信託販売態勢

(ア) 投資信託に対する顧客意識

投資信託に関する意識調査¹⁴⁷によると、投資信託保有層・保有経験層は、「投資信託購入の際に重視した点」として「安全性の高さ」を最も多く挙げており、「値上がり期待」や「分配頻度の多さ」を上回っている¹⁴⁸。これは、ハイリスク・ハイリターンを求める顧客が主流ではないことを示している。

また、投資信託未経験層は、「投資信託を購入しなかった理由」として、「よくわからないので不安」を最上位に挙げており¹⁴⁹、投資信託残高が積み上がるためには、投資信託の仕組みや特徴の理解を広めていくことが重要であることを示している。

さらに、投資信託保有層・保有経験層は、「投資信託の不満を感じる点」として、「元本保証がない」に次いで「手数料が高い」を挙げている¹⁵⁰。このことから、少なからぬ顧客が、投資信託購入・保有に係るコストに見合うほどのサービスを受けていないと感じていることがうかがわれる。

(イ) 投資信託の販売状況等

投資信託の売れ筋をみると、上位には、海外リートや新興国株式・債券とい

¹⁴⁷ 投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査」（2014年7月実施）。

¹⁴⁸ 「安全性の高さ」52%、「値上がり期待」36%、「過去の運用実績」30%、「過去の分配金額」24%、「分配頻度の多さ」20%など（重複回答）。

¹⁴⁹ 「投資信託がよくわからないので不安」64%、「元本保証がない」35%、「少額では購入しづらい」18%など（重複回答）。

¹⁵⁰ 「元本保証がない」60%、「手数料が高い」45%、「運用実績がわかりにくい」31%など（重複回答）。

つたりリスクの比較的高い有価証券を投資対象とする毎月分配型の商品が並び、販売手数料¹⁵¹も全て3%を超えている（図表Ⅲ-3-5）。

また、投資信託の平均保有期間¹⁵²をみると、ここ数年の短期化傾向は止まったが、依然として2年程度の短い期間で推移しており、短期間での乗換え売買が続いている様子がうかがわれる（図表Ⅲ-3-6）。

図表Ⅲ-3-5 日本の売れ筋投資信託（純増ベース）

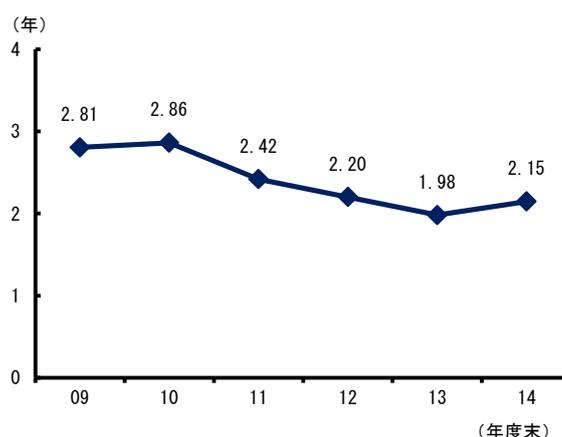
主な投資対象	分配頻度	純増額 (億円)	販売手数料 上限(税込)
国内外の特定セクター株式	年2回	1,049	3.24%
アジア・オセアニア株	毎月	713	3.24%
アジアリート	毎月	568	3.78%
米国リート	毎月	359	3.78%
海外株（通貨選択）	毎月	349	4.32%
新興国債券	毎月	332	3.24%
国内株式（株式や為替のオプション付）	毎月	310	3.24%
新興国株式	毎月	273	3.24%
国内外債券・株式への分散投資	年1回	272	3.24%
海外リート	毎月	252	3.24%

（注1）2015年3月間純増額

（注2）対象投資信託は、3月の新規設定銘柄を除いた公募株式投資信託（ETF等は除く）。

（資料）QUICK

図表Ⅲ-3-6 投資信託全体の平均保有期間の推移



（注）対象投資信託は、公募株式投資信託。

（資料）投資信託協会

販売手数料率の平均値¹⁵³は、複雑な仕組みの投資信託の販売が増えていることを背景として、年々上昇傾向にある（次頁図表Ⅲ-3-7）。

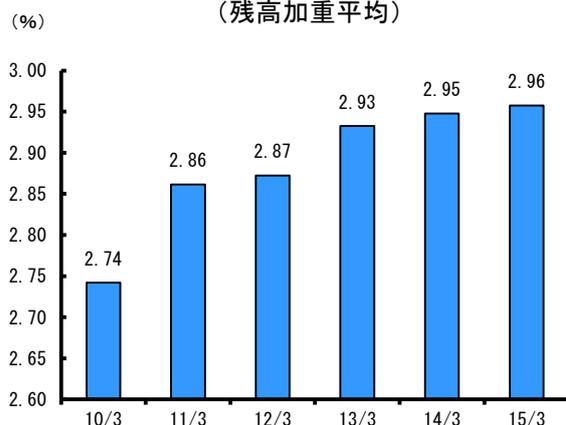
他方、米国においては、日本よりも手数料水準が低く、年々低下傾向にある（次頁図表Ⅲ-3-8）。この背景としては、販売手数料がかからない確定拠出年金勘定経由の購入が増加しているほか、投資信託販売のビジネスモデルが、コミッションベース（販売手数料）からフィーベース（別途徴求する預り資産に対する報酬）に転換していることなどが挙げられている。

¹⁵¹ 目論見書における上限手数料。

¹⁵² 平均保有期間は、当年度末と前年度末の投資信託残高の平均を当年度中の解約・償還額で除して推定。

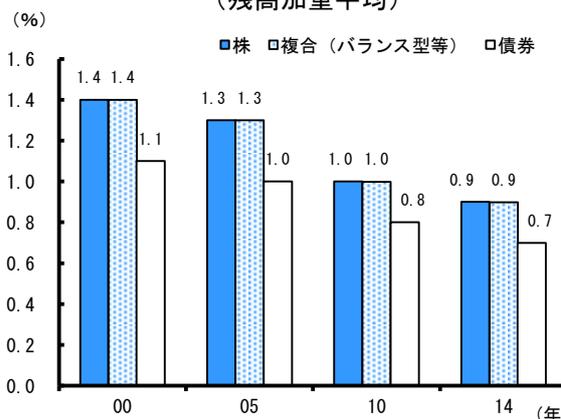
¹⁵³ 投資信託残高で加重平均したもの。

図表Ⅲ-3-7 日本の販売手数料率推移
(残高加重平均)



(注) 対象投資信託は、公募株式投資信託 (ETF 等は除く)。
(資料) QUICK

図表Ⅲ-3-8 米国の販売手数料率推移
(残高加重平均)



(資料) 米国投資信託協会 (Investment Company Institute)

(ウ) 検証結果

こうした販売状況を踏まえ、投資信託の販売会社¹⁵⁴において、顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業績評価が販売手数料等の収入面に偏重していないか、顧客ニーズや利益に真に適う商品を提供するための営業推進を行っているか、サービスに見合った販売手数料体系となっているか、について検証を行った。

a. 目標設定・業績評価

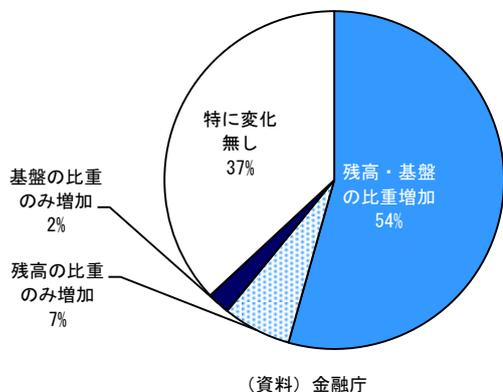
業績評価の判断指標に関して、「収益・販売額」、「預り資産残高」、「顧客基盤拡大」のうち、どの指標の比重を増加させているかについては、6割以上の販売会社が、「預り資産残高」や「顧客基盤拡大」の比重を増加させている(次頁図表Ⅲ-3-9)。

昨事務年度実施した検証においては、「収益・販売額」に比重を置いている販売会社¹⁵⁵が7割に達していたが、本事務年度の検証では4割未満に減少しており、ストック重視の動きが着実に広まっていることがうかがわれる(次頁図表Ⅲ-3-10)。

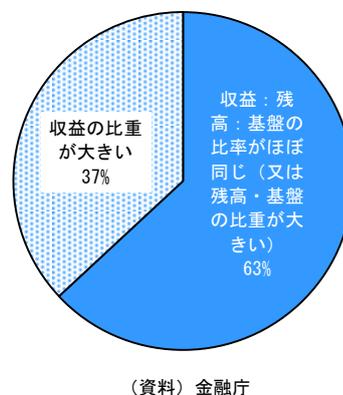
¹⁵⁴ 投資信託販売手数料の収益に対する比率が比較的高い、あるいは特色ある取組を行っている主要行等(3行)、地域銀行(18行)、証券会社(31社)、直販を行っている投資運用業者(2社)に対し、アンケート調査及び個別ヒアリングを実施。

¹⁵⁵ 昨事務年度の検証対象は主要行等及び地域銀行。

図表Ⅲ-3-9 業績評価における比重の変化
(前年比)



図表Ⅲ-3-10 業績評価における収益・残高・基盤
の比重の状況



b. 営業体制

顧客のニーズに適う商品をいかに提供しているかという点については、多くの販売会社において、顧客の年齢、投資経験、投資目的、資産状況、売買履歴などを確認し、それに見合った複数の商品提案を行っている。特に、資産形成層や投資初心者に対しては、安定的な資産形成に資する商品として、シンプルかつ低コストのインデックス連動型商品やノーロード商品、リスク分散を行うバランス型商品¹⁵⁶などを提案しているほか、投資手法として、積立投資を推奨している先が多い。

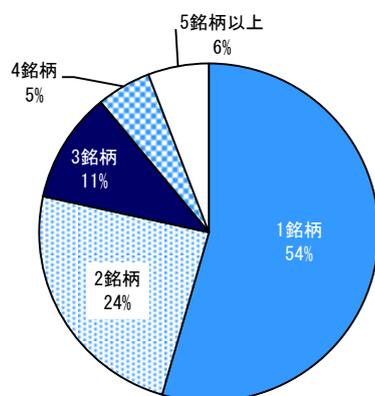
こうした中、一部の販売会社においては、分散投資を推奨すべく、営業支援ツールを組み込んだタブレット端末を販売員に配付し、顧客の預り資産について、投資対象別、通貨別、地域別の分散状況を提示するほか、投資対象のリスク・リターン分析や資産配分シミュレーションを行うなど、深度あるコンサルティングを行っている。こうした勧誘・販売態勢を構築した販売会社の中には、売れ筋商品に、投資対象が特定の資産に偏らないバランス型商品が挙がる先も出始めている。

しかしながら、検証先の銀行においては、投資信託の保有銘柄数が1銘柄のみという投資家が半数を占めている¹⁵⁷。売れ筋商品の上位にリスクの比較的高い商品が並ぶことを踏まえれば、こうした商品のみを保有する顧客が少なくないことがうかがわれ、上記のような分散投資を推奨する取組が浸透しているとは言えない状況にある(次頁図表Ⅲ-3-11)。

¹⁵⁶ ファンドラップ、ラップ型ファンドなど。

¹⁵⁷ 日本証券業協会が2012年に実施した「証券投資に関する全国調査(個人調査)」においても、保有投資信託1銘柄の投資家数は全体(除く無回答)の48%となっている。

図表Ⅲ-3-11 保有銘柄数からみた分散投資状況



(資料) 金融庁

c. 販売手数料

販売手数料の設定根拠については、8割の販売会社が「商品説明の負荷」¹⁵⁸を挙げている。また、「他社の商品との比較」や「自社内の同一カテゴリ商品との整合性」を挙げる販売会社も多く、販売コストを十分精査した上で設定するといった動きはみられない。

また、同じ投資信託において、対面販売よりも商品説明の負荷が軽いインターネット販売の販売手数料を低くしている販売会社は4割にとどまっている。こうした場合、「商品説明の負荷」を手数料率の設定根拠とすることは合理性に乏しいと考えられる。

(エ) 今後の課題

販売会社は、顧客の安定的な資産形成を進めていくために、個別商品販売中心の営業スタイルから脱し、顧客のライフステージや属性に応じて適した運用を提案するというコンサルティング営業を進展させていくことが重要である。

また、顧客の意識調査にあるとおり、販売手数料の高さが、顧客の裾野拡大を阻む要因の一つとなっている。販売手数料の水準が、真に販売時におけるサービスに見合ったものとなっているか、改めて確認することが求められる。

本事務年度の金融モニタリング基本方針において、顧客のニーズに即して適

¹⁵⁸ 「顧客理解の難易度」、「高リスクの運用は販売時により慎重な説明が必要になる」など、販売時の説明に対するコスト。

切に資産が運用されるために、商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任（フィデューシャリー・デューティー）を実際に果たすことを求めている。

金融機関は、顧客の利益を第一に考え行動することが重要であると認識し、様々な取組を行っているとしているものの、投資信託の販売においては、依然として、販売手数料が高く、リスクの比較的高い商品が販売上位を占めている。こうした状況に鑑みれば、顧客の安定的な資産形成に資する商品提供に向けた取組が十分に浸透しているとは必ずしも言い難い。

こうした中、検証を行った投資運用業者の一部において、顧客の信認を高めるために、フィデューシャリー・デューティーに基づいた行動規範（アクションプラン）の具現化を模索している先がみられた。このように、フィデューシャリー・デューティーを負う者の間で、顧客のニーズや利益に真に適う商品・サービスを提供するために、具体的に何をすべきかを自主的に考え、実効性あるものとして行動に移していく動きが広がることを期待する。

なお、本事務年度においては、昨事務年度に続き、リスク性商品のうち、投資信託に焦点を当て、業務運営の適切性について検証してきた。一方、顧客のニーズや利益に真に適う商品を提供しているかという観点からは、金融機関が販売する保険商品や仕組債などにおいても共通することから、当庁では、今後これらの販売態勢についても注視していく。

ウ. 金融機関の有価証券運用

（ア）検証結果

金融機関自身による有価証券等の運用について、主要行等や生命保険会社に加え、地域金融機関のうち相対的に金利リスクや仕組商品等¹⁵⁹の保有が大きい先を対象¹⁶⁰として、有価証券や仕組商品などの投資状況を確認するとともに、内包するリスク特性を十分認識したリスク分析・管理を行っているか、大幅・急激な金利上昇などストレス事象の発生時に、迅速な対応を図れるようアクションプランを策定しているかといった点について検証を行った。

a. 投資実態

（a）金利資産の投資状況

¹⁵⁹ デリバティブを内包する債券（仕組債）や優先劣後構造を持つ証券化商品など。

¹⁶⁰ 主要行等や生命保険会社など 19 先、及び地域金融機関のうち金利リスク量（金利が上昇したと仮定した場合における現在価値（Net Present Value）の変化額）や仕組債・投資信託等の保有額が Tier1 対比で高い先（地域銀行 40 行、信用金庫 26 先、信用組合 17 先）。

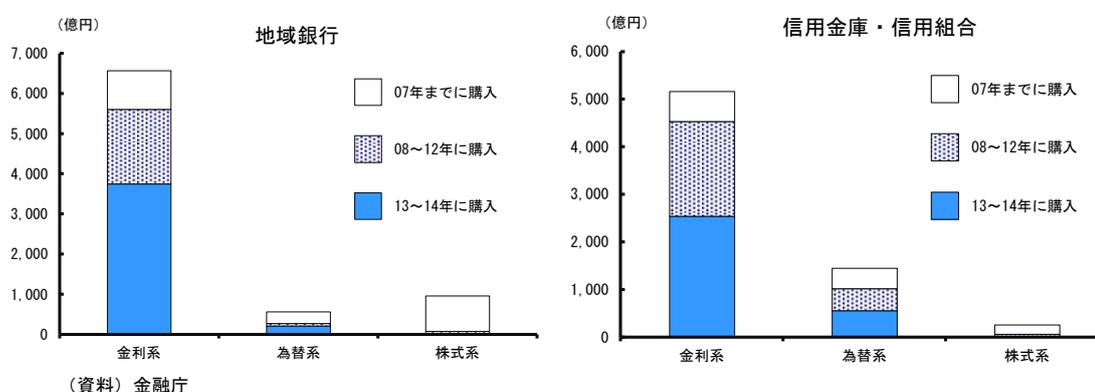
主要行等においては、国債の投資残高が減少傾向にある。また、地域金融機関や生命保険会社においては、2013年4月の日銀の金融緩和以降、円長期金利が低下傾向となる中、総じて、国内債券投資を抑制しつつ、徐々に外国債券への投資を増やしている（前掲：図表I-2-10）。

（b）仕組商品等への投資状況

検証対象先においては、国内クレジット商品への投資は、仕組みが平易な証券化商品¹⁶¹が中心となっている。一方、バンクローン¹⁶²やハイイールド債など、リスクの比較的高い海外クレジット商品については、一部に保有がみられるものの、投資残高、投資意欲ともに総じて限定的なものとなっている。

他方、仕組債については、主要行等、生命保険会社の残高は大きくないが、地域金融機関においては、相応の残高が認められた。その商品内容については、リーマン・ショック前に多く保有が認められた為替系・株式系の仕組債は償還が進んでおり、残高の大半は、仕組が平易で相対的にリスクが小さい金利系の仕組債となっている（図表Ⅲ-3-12）。

図表Ⅲ-3-12 地域金融機関の仕組債購入時点別内訳



b. 市場リスク管理態勢

主要行等、生命保険会社においては、仕組商品を含めたリスク量計測やストレス時のアクションプランなどについて相応の管理態勢が構築されていることが認められた一方、地域金融機関については、以下のような課題があると思われる事例が認められた。

¹⁶¹ 主に住宅ローンやクレジットカード債権などを裏付け資産とする商品。

¹⁶² 非投資適格の高利回りの銀行ローン。

(a) 仕組商品等に対するリスク管理

検証を行った先の地域金融機関において、

- ・ 内包するリスク特性¹⁶³の把握が十分行われていない事例、
- ・ ファンドの運用者リスクの検証が十分行われていない事例¹⁶⁴、
- ・ 仕組商品の時価に使用する業者時価の妥当性を検証していない事例、

等が認められた。

特に、小規模の地域金融機関においては、内包するリスク特性を十分に認識せず、リスクを過小評価したまま購入している事例が多く認められた。

(b) ストレス・テスト、アクションプラン

急激・大幅な金利上昇などのストレス事象発生時には、国債等の価格が急落し、資本の毀損リスクにつながるおそれがある。このため、ストレス時に、いかに迅速に対応するかが重要であるが、地域金融機関においては、ストレス・テストを実施し、自己資本への影響を確認しているものの、予め具体的な対応策（アクションプラン）¹⁶⁵や発動基準を定めている金融機関は一部にとどまっている。

(イ) 今後の課題

本事務年度の検証対象先においては、足下、リスクの比較的高い海外クレジット商品や複雑な仕組債への投資残高及び投資意欲は総じて限定的であり、現状の低金利・円安水準が大幅に変化しない限り、経営に大きな影響を与えるほどのものではないと考えられる。

しかしながら、歴史的な金融緩和が続く中、特定のイベントをきっかけとして、急激に市場が変化するおそれも一部で指摘されており、そうした事態に備え、市場リスク管理態勢の高度化を図ることが重要である。

特に、地域金融機関において市場リスクを多く保有する場合は、有価証券に内包するリスク特性の十分な把握や、急激・大幅な金利上昇などを踏まえた具体的なアクションプランの策定に努めることが求められる。

¹⁶³ 例えば、非線形リスク（金利大幅上昇時に価格下落が加速するリスク）など。

¹⁶⁴ 運用会社の運用手法等を検証していないなど。

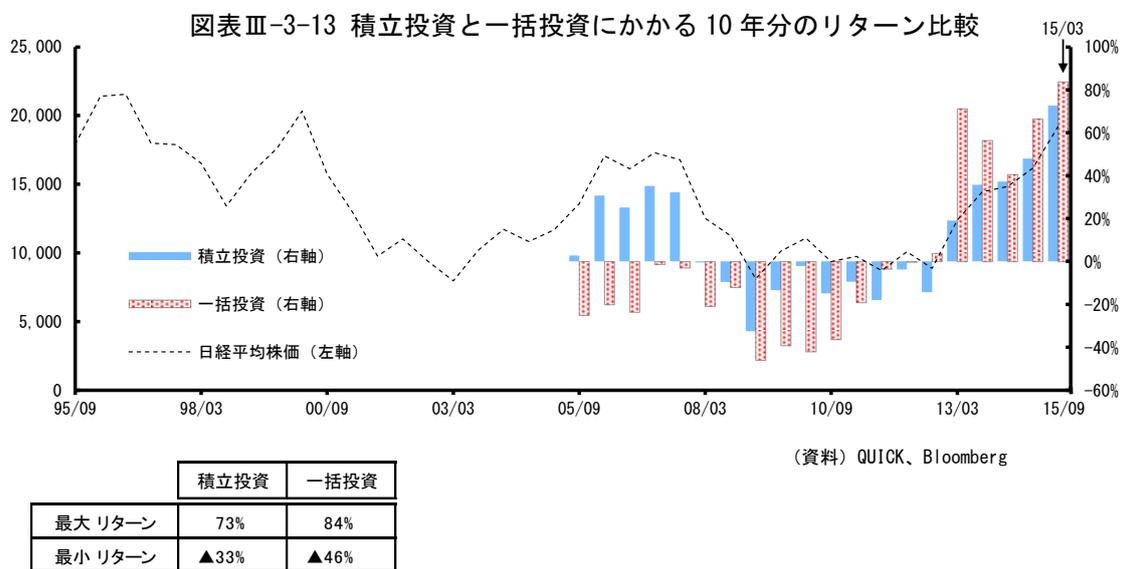
¹⁶⁵ 地域銀行の中には、ストレス・テストの結果を活用し、具体的に保有する商品の売却順序やアクション発動水準を定め、アクションプラン実施時の影響を確認している事例や、予兆管理の観点から市場指標等をスコア化してモニタリングしている事例など、リスク管理の高度化に取り組んでいる銀行も一部みられる。

コラム 積立投資

投資信託の販売会社の多くは、分散投資の一つの手法として、積立投資を推奨している。積立投資は、少額ではじめることができるほか、投資時期を分散させることにより、取得価格の平準化¹⁶⁶を図ることができ、投資タイミング（開始時期）をあまり気にする必要がない。このため、例えば、NISAや2016年より開始されるジュニアNISAを使って投資を行おうとする年齢の若い資産形成層や投資初心者にとって、有益な手法と考えられる。

積立投資の利点をイメージするため、日経平均株価インデックス型の投資信託を用いて、10年間、毎月1万円ずつ積立投資を行った場合と、120万円を一括購入してそのまま保有した場合について、半年ごとに起点と終点をずらして¹⁶⁷、20通りのシミュレーションを行い、それぞれの10年分のリターンを比較した。

その結果、6割のケースで、積立投資のリターンが一括購入のリターンを上回ったほか、投資タイミングの違いによるリターンのブレも小さく、安定性に優れていた。一部のケースでは、一括購入のリターンが積立投資のリターンを大きく上回ったが、良好な投資タイミングを計ることは、プロの運用者でも難しいとされており、その難しさを軽減する積立投資は、投資経験の浅い一般投資家にとって、成功体験を増やすうえで有益な投資手法の一つと言える。



¹⁶⁶ いわゆるドルコスト平均法。価格が変動する商品に対して、定期的に一定額を投資する方法。一定額で買付けるので、価格が安い時には多く、価格が高い時には少なく買付けることになり、結果として買付け価格を平準化する効果が得られる。

¹⁶⁷ 具体的には、1995年10月より2005年9月まで1万円ずつ積立投資（総額120万円）を行った場合と、1995年10月に120万円を一括購入し2005年9月まで保有した場合の運用成果を、2005年9月の10年分のリターンとした（上図の一番左の棒グラフ）。以降、半年ごとに起点をずらして、同様のシミュレーションを計20回実施した。

4. 法令等遵守

(1) 本事務年度のモニタリングについて

近年、暴力団を始めとする反社の活動は、広域化、巧妙化、潜在化し、依然として、違法で多種多様な資金獲得活動が行われている。反社を金融取引から排除していくことは、公共性を有し、経済的に重要な機能を有する金融機関の社会的責任といえる。

また、国際的にテロが頻発しているなど、マネロン等（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与）対策は、本邦のみならず国際的な重要課題となっており、金融機関においては、マネロン等に利用されることを防止するための管理態勢の高度化が強く要請されているところである。

本邦においても、FATF の指摘¹⁶⁸を背景とし、2014 年 11 月に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正された（以下、「改正犯収法」という）。

このような反社・マネロン等への対応の重要性に照らし、本事務年度においても、昨事務年度に引き続き、業態横断的な水平的レビューを実施した。

反社管理態勢については、2014 年 6 月の監督指針等の改正を踏まえ、取引開始時（入口段階）、取引開始後（中間管理段階）、取引解消時（出口段階）の各段階における反社との関係遮断に向けた対応の適切性を検証するため、オフサイト・モニタリングを行った。

本事務年度においては、昨事務年度に実施した 3 メガバンクグループ、その他の銀行、地域銀行、信用金庫、信用組合、保険会社に加えて、労働金庫や金融商品取引業者等もモニタリングの対象とした¹⁶⁹。

また、マネロン等管理態勢については、3 メガバンクグループ、その他の銀行、地域銀行、信用金庫及び信用組合を対象に、疑わしい取引の届出態勢を中心としたヒアリング等によるオフサイト・モニタリングを実施した¹⁷⁰。

¹⁶⁸ マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合（日本を含む 34 の国・地域及び 2 つの国際機関が参加）であり、2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たしている。日本は、2008 年 10 月に公表された相互審査結果において、顧客管理等に関する重要な勧告について指摘を受けている。

¹⁶⁹ 3 メガバンクグループに対してヒアリングを実施したほか、その他の銀行（12 行）、地域銀行（106 行）、信用金庫（267 金庫）、信用組合（154 組合）、労働金庫（13 金庫）や、規模や業務内容等を踏まえて選定した一部の保険会社（80 社）及び金融商品取引業者（22 社）等に対してアンケートを実施した。

¹⁷⁰ 3 メガバンクグループや、昨事務年度の水平的レビューの結果及び規模・特性を踏まえて選定したその他の銀行（10 行）、地域銀行（10 行）、信用金庫（7 金庫）、信用組合（5 組合）に対してヒアリングを実施した。なお、外国銀行に対する反社・マネロン等管理態勢に係るモニタリングの結果については、「第 II 章 業態別の金融モニタリングの概要 3. 外国銀行等」を参照。

(2) モニタリング結果

ア. 反社との関係遮断

ここでは、反社管理態勢の検証結果について、地域金融機関を中心に紹介する。

(ア) 反社データベース（以下、「反社 DB」という）の構築状況

金融機関が、独自の情報網を駆使したとしても、収集できる反社情報には限界がある。充実した反社 DB を構築するためには、各金融機関が独自に反社情報を収集するだけでなく、全国銀行協会等の業界団体や全国暴力追放運動推進センターなどから提供を受けた反社情報（以下、「外部情報」という）を積極的に活用することが有益である。

この点については、大半の金融機関において、外部情報を活用していることが認められた。なお、地域銀行の中には、他の地域銀行と反社情報を共有することで、反社 DB の充実を図っている事例もみられた。

次に、反社情報の収集範囲については、近年の反社活動の広域化や自らの営業エリアを考慮した上で、反社との取引に晒されるリスクを評価し、適切な範囲の反社情報を収集することが重要である。

この点について、多くの金融機関では、反社活動の広域化、インターネット支店の開設等への対応として、営業店所在地域内の情報だけでなく、全国ベースの情報を収集していることが認められた。

なお、信用組合では、業界の共同センターが提供を開始したフィルタリングシステム¹⁷¹の導入を契機として、外部情報の活用範囲を営業店所在地域内から全国ベースへと拡大した先もみられた。

また、グループ会社を有する金融機関においては、その多くが、グループ会社間で反社情報を共有していた。中には、銀行の保有する反社情報をグループ会社がリアルタイムで照会できるシステムを構築した事例もみられた。

(イ) 入口段階（事前審査、フィルタリングシステム）

反社情報を活用した適切な事前審査及び反社と判明した場合の取引謝絶は、

¹⁷¹ 反社等のデータベース登録者と顧客を突合するためのシステムをいう。信用組合においては、業界の共同センターが、2014年11月からフィルタリングシステム（顧客確認システム）の提供を開始した。

反社との取引を未然に防止するために重要であるが、大半の金融機関で、新規取引（預金・融資・貸金庫・窓販商品）先全てに事前審査を実施していることが認められた。

事前審査を実施するに当たり、顧客情報と反社情報との突合を目視で行うには限界がある。そのため、適切な事前審査を行うには、フィルタリングシステムを用いて顧客情報と反社情報を突合することが有益である。この点について、大半の金融機関がフィルタリングシステムを導入していた。

なお、労働金庫では、全国労働金庫協会及び労働金庫連合会が中心となって、業界共通のフィルタリングシステム¹⁷²の導入を決定した。当該システムを利用することで、労働金庫業界における事前審査及び事後チェック態勢の強化が見込まれるところであり、業界団体及び中央機関が主体となって、業態全体の反社管理態勢の底上げを図っていることが認められた。

（ウ）中間管理段階（事後チェック¹⁷³）

反社 DB の更新に伴い、取引開始後に、既存顧客が反社であることが明らかになる場合があることなどから、反社との関係遮断を徹底するためには、既存顧客に対し、適切な事後チェックを実施した上で、反社と判明した場合には、取引解消を視野に入れ、継続的なモニタリングを実施することが重要である。

この事後チェックについては、頻度や実施方法に差はあるものの、大半の金融機関で、全既存顧客に対して実施していることが認められた。また、多くの地域金融機関において、定期的に反社との取引状況についてモニタリングを実施し、その結果が経営陣に報告されていることが認められた。

（エ）出口段階（反社との取引解消）

反社との取引が判明した場合には、担当者や担当部署に任せるだけでなく、経営陣が適切に関与し、取引解消に向けた取組を行うことが重要である。

この点について、地域銀行において、経営陣が、反社との取引がある営業店の店長を集めた会議を開催し、定期的に反社との取引解消に向けた折衝状況を報告するよう指示を出すといった事例がみられるなど、多くの金融機関において、経営陣がリーダーシップを発揮して、取引解消に向けた取組を実践していた。

また、地域銀行が反社との取引を解消する際に、当該反社と取引を行って

¹⁷² 労働金庫連合会及び全国 13 労働金庫が共同利用するものであり、店舗窓口で口座開設時などに反社情報等（全国銀行協会及び全国暴力追放運動推進センターから提供を受ける外部情報、警察庁の凍結口座名義人リスト等）をリアルタイムで検索可能なシステム。

¹⁷³ 事後チェックとは、既存取引先に対する反社該当性の属性審査をいう。

る他のグループ各社も同時に取引を解消することで、グループ全体から反社を排除している事例もみられた。

イ. マネロン等への対応

金融機関において、疑わしい取引の届出の対象となり得る取引について、目視で抽出を行うには、自ずと限界がある。そこで、金融機関が疑わしい取引の届出義務を適切に履行するためには、届出の対象となり得る取引を機械的に抽出するための取引モニタリングシステムを導入し、その機能の高度化を図ることが重要である。

また、刻々と変化する犯罪手口に対応するためには、取引モニタリングシステムにおける抽出基準¹⁷⁴が有効に機能しているか否かを検証し、PDCA サイクルを機能させることが重要である。

(ア) 取引モニタリングシステムの導入状況

3メガバンクグループやその他の銀行では、顧客の属性や取引の種類等のリスクに応じて抽出基準の設定を変更できる、いわゆるリスクベース・アプローチが可能な取引モニタリングシステムを導入し、IP アドレスに着目したシナリオや薬物密売事犯等の特徴点を基に作成したシナリオを設けるなど、非対面取引や不正利用口座の特徴を考慮した多様な抽出基準を設定している先がみられた。

地域銀行が導入している取引モニタリングシステムは、ベンダーから購入したシステム、共同センターが提供するシステムなど様々である一方、信用金庫及び信用組合においては、その大半が、業界の共同センターが提供するシステムを使用していた。こうした中、地域金融機関においても、前記のようなリスクベース・アプローチが可能な取引モニタリングシステムを導入している先がみられた。

(イ) 抽出基準の有効性検証の状況

3メガバンクグループにおいては、外部コンサルタントを起用し、G-SIFIs とのギャップ分析を行うなどして、多角的な観点から、抽出基準の有効性を検証する取組がみられた。

¹⁷⁴ 不審な資金の動き等の特徴を類型化した「シナリオ」及び各シナリオに設定する「閾値」（一定の入出金回数や金額等）。

また、その他の銀行においても、設定していた抽出基準では捕捉できなかった不正取引を特定し、その取引形態等を分析するなどして、抽出基準の有効性を検証している先がみられた。

一方で、地域金融機関においては、抽出基準の有効性を検証していない先がみられた。

この点に関し、共同センターの取引モニタリングシステムを使用する地域金融機関においては、シナリオの変更や追加をするには、加盟各金融機関の承認を得る必要があるため、臨機応変な対応が困難という課題がみられた。もっとも、共同センターのシステムにおいても、シナリオそのものの変更ではなく、各シナリオにおける閾値の変更であれば、加盟各金融機関が個別に変更可能であるが、閾値の妥当性を検証していない先もみられた。

(3) 今後の課題

昨事務年度の水平的レビューの結果と比較して、入口、中間管理、出口の各段階における反社との関係遮断に向けた取組やその前提となる反社DBの構築状況については、全体的に、進展・改善傾向にあることが認められた。しかし、一部の金融機関の中には、事前審査又は事後チェックの態勢などについて、さらなる改善の余地が認められた。

マネロン等への対応についても、一部の地域金融機関において、抽出基準の有効性の検証に改善の余地が認められた。

これらの反社・マネロン等管理態勢について改善の余地がある金融機関は、重要な課題を抱えていると認識し、経営陣が主体となって態勢強化に取り組むことが求められる。

その際、自らの経営資源に限界がある金融機関は、まずは共同センターが提供するシステムの利用を検討することも有益である。他方で、共同センターが提供するシステム等の性質上、臨機応変な対応が困難な側面があることも否定できないため、各金融機関において、規模・特性に応じた創意工夫をし、態勢整備を図っていく必要がある。

改正犯収法への対応準備も含め、今後も反社・マネロン等を取り巻く環境は刻々と変化していく。個別金融機関の対応のみならず、中央機関、業界団体、共同センターが、相互に連携を図りつつ、それぞれの立場、役割に応じた対策を講じるなどして、業界全体のレベルの底上げを図っていくことが重要である。当庁としても、引き続き、モニタリングを通じて、管理態勢の高度化を後押ししていく。

5. システム

(1) 本事務年度のモニタリングについて

金融機関において、経営戦略上重要な領域に適時・適切なシステム投資を行い、導入したシステムを効率的・安定的に運用すること、また、これらを適正に統制し、組織的に取り組むためのマネジメント態勢（以下、「IT ガバナンス」という）を構築することは、顧客利便性を高め、顧客ニーズに則した商品・サービスを適時に展開するために重要である¹⁷⁵。

このような問題意識から、本事務年度においては、サイバーセキュリティ管理態勢、基幹システムの将来計画と移行プロジェクトの状況、ビジネスモデルの特徴に応じた IT ガバナンスをテーマにモニタリングを実施した。

(2) サイバーセキュリティ管理態勢

ア. 金融機関を取り巻く環境

金融機関を取り巻く社会環境や技術環境等が変化する中、2014年11月にサイバーセキュリティ基本法が制定され、政府及び重要インフラ事業者はサイバーセキュリティ確保のための施策を講じることが求められている¹⁷⁶。

こうした中、金融機関をターゲットとするサイバー攻撃は、巧妙化が進み、国内外において被害が拡大している。

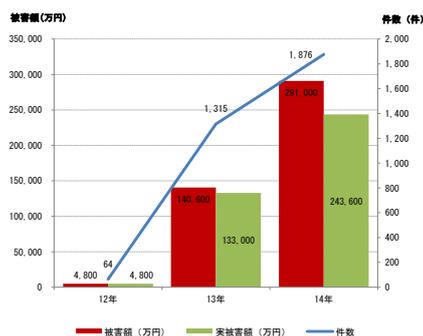
また、インターネットバンキングによる不正送金（以下、「IB不正送金」という）の被害は、2013年以降急激に増加し、主要行等だけでなく、地域金融機関にまで拡大している。この中には、海外で使用された巧妙な手口（MITB¹⁷⁷など）が、時を置かずにも日本においても発生していることが疑われる事例も認められた（次頁図表Ⅲ-5-1、Ⅲ-5-2、Ⅲ-5-3）。

¹⁷⁵ 足下の動きには、「社会保障・税番号制度」（2016年1月開始。いわゆるマイナンバー制度）や、「他行宛振込の24時間365日対応」（2018年開始予定。現在の全銀システムに加えて新システムを整備し、両システムを合わせて24時間365日稼働の実現を目指す）がある。

¹⁷⁶ この背景のひとつには、2020年に開催が予定されているオリンピック・パラリンピック東京大会に向けたサイバー攻撃が増加するおそれがあるとの指摘がある。2012年ロンドン大会では公式サイトが2億回を超えるサイバー攻撃を受けたと言われている。

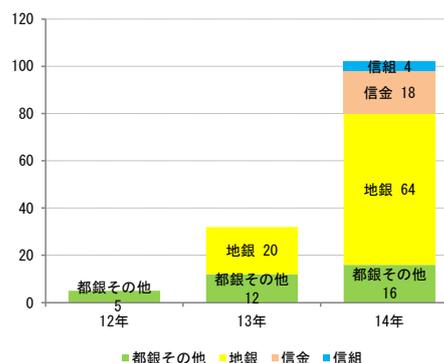
¹⁷⁷ 利用者が金融機関の正規IBへログインすると同時に、利用者のPCに感染したウィルスが偽画面などを表示し、ID、パスワード、合言葉などを盗むあるいは自動的に送金をおこなう手口。

図表Ⅲ-5-1 IB不正送金の発生状況



(資料) 警察庁

図表Ⅲ-5-2 被害金融機関数の推移



(資料) 警察庁

図表Ⅲ-5-3 近年の金融分野における主なサイバー攻撃による事件事故

時期	地域	攻撃の概要	影響等
1	欧州、中南米、米国	預金者にフィッシングメールを送り、コンピュータにMITBマルウェア(注)を感染させ、ブラウザとオンラインバンキングのサーバ間の通信を乗っ取り、金融詐欺を行った。	総額で7,800万米ドルの預金が詐取。 情報処理推進機構(IPA)公表資料、報道資料
2	日本	警察庁が日本における新しい手口(正規のログイン手続後に偽画面を表示し、取引用暗証・合言葉などを窃取するID盗取型MITBが疑われる手口)を確認したことを公表。	欧米の新しい手口が1年程度で日本に上陸し、被害が発生。 警察庁公表資料、被害企業公表資料、日本銀行公表資料
3	韓国	ハッカーによる対象ネットワークへの侵入の後、プログラム更新システムの管理者権限が乗っ取られ、ハードディスクの完全削除を含むデータ破壊可能なマルウェアを感染させられた。	同プログラム更新システムを導入していた銀行や主要放送局数社のコンピュータシステム合計4万8,700台が被害を受け、2,000台を超えるATMがシステム停止するなどの、大規模な障害が発生。 (警察庁公表資料、報道資料)
4	日本	都市銀行が新たな手口(偽画面にワンタイムパスワードなどの取引用暗証番号を入力すると直ちに不正送金する自動送金型MITBが疑われる手口)による被害発生を公表。	比較的安全とされていたワンタイムパスワードによる本人認証を回避し、犯人口座に自動的に送金する被害。 (同社公表資料、報道資料)
5	米国	米国大手銀行がサイバー攻撃を受けたことが8月に発覚。	8,300万件の個人情報流出、対策費5億米ドル計上。 (同社公表資料、報道資料)
6	米国	米国大手保険会社が、サイバー攻撃により同社データベースへの不正アクセスがあったことを公表。	社会保障番号等、保険会社では過去最大級の8,000万件程度の個人情報流出の恐れ。 (同社公表資料、報道資料)

(注) マルウェアとは、悪意のあるソフトウェアの総称。コンピュータに感染し、不正送金や情報窃取などの遠隔操作を自動的に実行するプログラム。

(資料) 各種公表資料等

イ. モニタリングの着眼点

サイバー空間を取り巻く脅威は、ボーダレスに進行し、急速に巧妙化していることから、ひとたび対策を講じても、すぐに効力が失われ、新たな対策が必要になるなど、サイバー攻撃を完全に防止することは難しい。

このため、金融機関は、単なる機器の導入や組織の設置にとどまることなく、経営陣の積極的な関与の下、外部委託先を含め、常に役職員全員の意識向上を図り、万が一に備えた対応態勢を含むサイバーセキュリティ管理態勢の不断の強化に取り組むことが必要である。

特に、情報の重要度に応じた管理、多層防御(入口のみならず、システム内

部、出口を含む多段階の対策の組み合わせ)、訓練による攻撃に対する初動対応の習得が重要である。また、人材の育成、拡充を含め、サイバーセキュリティの確保に必要な組織体制の整備を進めることも重要である。

さらに、ある金融機関に対する攻撃が他の金融機関に及ぶことも少なくないことから、類似の攻撃による被害を低減させるため、金融機関同士の迅速な情報共有が重要である。民間金融機関間での情報共有の取組¹⁷⁸は始まっているが、参加者の積極的な活動により実効性あるものとするのが期待される。

このような観点から、主要行等及び地域金融機関に対しては、図表Ⅲ-5-4の整理を念頭に、技術的な対応状況を含め、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施した。また、大手生損保会社や大手証券会社についても、同様の整理を念頭に、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施した。

図表Ⅲ-5-4 金融分野におけるサイバー攻撃の脅威と対処していくスコープ

攻撃者の動機	対象	脅威		関連する既存のリスク管理態勢
テロ・社会不安	金融機関	金融機関・金融インフラの機能停止	金融機関が直接サイバー空間から攻撃されるもの	業務継続 等
			人的(故意・過失を問わない内部者)に、システムがマルウェアに感染させられ、機能停止に陥るもの	
経済目的	金融機関	機密漏洩	金融機関が直接サイバー空間から攻撃されるもの	情報セキュリティ管理 等
			人的(故意・過失を問わない内部者)に、システムがマルウェアに感染させられ、サイバー空間から機密漏洩	
	顧客	不正送金等の不正取引	金融機関のコンピュータがマルウェアに感染して不正送金等の不正な取引がなされるもの	顧客保護 等
			顧客のコンピュータがマルウェアに感染し、金融機関に対して、顧客の意志に反した指示がなされるものや、フィッシング詐欺等	

(資料) 金融庁

ウ. モニタリング結果

(ア) サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況

3メガバンクは、G-SIFIs等の先進的な取組の調査を基に、CSIRTなど専門組織を設置し、外部機関を通じた情報共有や攻撃対応訓練の実施など、サイバー攻撃に対応した管理態勢の整備を進めている(次頁図表Ⅲ-5-5)。

引き続き、サイバーセキュリティに係るリスク分析や、インシデント監視体制など、グループ全体としてサイバーセキュリティ管理態勢の実効性を強化していくことが重要である。

¹⁷⁸ 2014年8月に民間金融機関間で情報共有を行う金融ISACが設立された。

他の業態についても、サイバー攻撃を念頭に置いた既存のリスク管理態勢の見直しを進めており、金融機関間の情報共有を含め、引き続き管理態勢の高度化を図っていくことが望まれる。

図表Ⅲ-5-5 サイバー攻撃対応体制比較

項目	G-SIFsの状況	3メガバンクの状況
サイバーセキュリティに係るリスク分析	NISTのフレームワーク等を活用したリスク分析を実施。	従来のリスク分析のほか、NISTのフレームワーク等を活用したリスク分析を開始。
サイバーセキュリティ体制	CSIRTを設置し、情報システム担当役員(CIO)とは別にセキュリティ全体を横断的に企画推進する情報セキュリティ担当役員(CISO)を配置。	CSIRTを設置し、CIOの下、セキュリティ全体を横断的に企画・推進。CISOの配置を検討しているメガバンクもある。
サイバー攻撃に係る情報共有体制	情報共有機関(FS-ISAC等)を通じて情報共有。	金融ISAC等を通じて情報共有。米国FS-ISACに加盟しているメガバンクもある。
サイバー攻撃に係るインシデント監視体制	セキュリティ上の不正・不審な挙動を早期に検知・対処する体制(SOC)を構築し、ログ分析の高度化を推進。	SOC(セキュリティ・オペレーション・センター)の構築を進め、ログ分析の高度化に向けて取組中。
サイバー攻撃に係る訓練	業態横断的なサイバー攻撃等を想定した訓練に参加。	内閣官房情報セキュリティセンター、警視庁等がそれぞれ主催するサイバー攻撃を想定した訓練に参加。

(資料) 金融庁

(イ) IB不正送金の対応状況

IB不正送金対策について、多くの金融機関は、被害の多かった乱数表などによる認証方法からワンタイムパスワードへの切替えを進めている。また、一部の先では、取引認証の導入など認証方法を高度化する対策や、不正な振込みが疑われる場合には取引を一時保留する対策、利用者の端末がマルウェアに感染していないか金融機関側で監視する対策など、複数の対策を組み合わせ不正送金を防止する取組が認められた。

しかしながら、認証方法を回避する手口も巧妙化していることから、新たな対策を組み合わせていくなど、引き続き、セキュリティ全体の向上を図ることが重要である。また、金融機関が対応した認証方法の高度化などの対策が利用者に普及していない事例も認められており、利用者に対してさらなる対策の普及を図ることが重要である。

(3) 基幹システムの将来計画と移行プロジェクトの状況

金融機関における勘定系システム等の基幹システムは、経営の根幹を支える重要な基盤であり、安定性を確保しながら永続的に維持していくことが求められる。しかしながら、システムを長期間使用し続けた場合、老朽化に伴う問題や課題が発生¹⁷⁹してくることから、金融機関は、ハードウェアの更改やソフトウ

¹⁷⁹ 時代とともに進化する技術革新に対応できなくなる等の問題や、システム機能追加の繰り返し

エアを含めたシステム全体の更改（以下、「システム移行」という）を計画的に実施していく必要がある。

ア. 基幹システムの将来計画

基幹システムについては、老朽化に対処しつつ、戦略的にシステム基盤を整備していく必要があることから、将来計画の策定は重要である。将来計画の方針決定時期が遅くなった場合、システム選定の選択肢が狭まり、経営戦略の実現に支障をきたすことが考えられる。このため、遅くとも現行システムの保守期限等までに次期システムを稼働させることを前提に、移行作業期間から逆算した適切な時期に方針決定を行う必要がある（図表Ⅲ-5-6）。

図表Ⅲ-5-6 基幹システムの将来計画策定に向けたロードマップの例



こうしたことを踏まえ、基幹システムを自行で運営している主要行等及び地域銀行の一部を対象にモニタリングを実施した結果、いずれの先においても、現行システムの課題解決や基幹システムのあるべき姿を分析した上でシステム移行作業を開始しており、作業時間が不十分な例は認められなかった。

経営戦略の実現に向けては、こうした基幹システムの将来計画に加え、中長期的な視点に立った、システム移行後のIT戦略計画を策定することが重要である（図表Ⅲ-5-7）。

図表Ⅲ-5-7 中長期IT戦略における検討事項の例

検討項目	中長期IT戦略	
	次期システム計画	次期システム移行後のIT戦略計画
システム	システム運営形態(自営、共同化)、災害対策対応、機能差分開発方針、サブシステム開発方針 等	ビジネスモデル実現に必要なサブシステム等の整備、制度案件対応、安全対策の高度化 等
業務	業務影響、顧客影響、対応方針 等	商品・サービス機能向上、事務合理化、顧客情報・経営情報の高度化 等
体制	プロジェクト推進体制、要員計画 等	稼働後の運営体制(外部委託も含む)、人材育成 等
コスト	次期システム移行費用、移行後の業務委託費用、自行システム運営費用、その他システム関連費用 等	移行後のシステム投資計画 等

(資料) 金融庁

しによりシステムが肥大化・複雑化し効率的な開発が困難となる等の課題。

イ. システム移行プロジェクトの管理

システム移行に当たっては、次期システムに必要な追加機能の改造負荷¹⁸⁰や事務・顧客に及ぼす影響などを調査・分析した上で、プロジェクトの期間や管理態勢等を含めたプロジェクト計画を策定し、経営陣をトップとしたプロジェクト全体を推進・管理する体制を整備する必要がある。

こうした着眼点に基づいて、システム移行実施中の先について、その対応状況のモニタリングを実施した結果、一部に移行プロジェクトの進捗管理や、移行判定の品質等に係る課題が認められた¹⁸¹。

これらの原因として、過去のシステム更改の経験から現有の要員で対応可能と判断し、大規模プロジェクト管理のノウハウや知見のある要員の確保を行わなかったことを挙げている先が多い。このほか、移行プロジェクトの移行判定に影響を及ぼす所管部署の管理態勢の課題¹⁸²も認められた。こうした中、移行プロジェクトの統括管理ノウハウを補強するため、外部の有識者¹⁸³をプロジェクト管理の中心となる部署に配置し、そのノウハウを積極的に活用するといった事例も認められた。

こうしたことから、システム移行に当たっては、システム移行等の大規模プロジェクト管理のノウハウを有する要員を確保し、プロジェクト全体と個別作業の双方を管理できる態勢を構築することが重要である。

(4) ビジネスモデルの特徴に応じた IT ガバナンス

ア. 大手金融機関の海外展開と IT 統括部門の関与

海外業務を支える IT インフラの整備は、金融機関の海外展開が進展する中、ますます重要性を増している。このため、3メガバンクグループ及び大手生損保会社において、IT 統括部門の機能発揮状況について、モニタリングを実施した。

¹⁸⁰ 移行先のシステムにない商品やサービスを実現するための対応負荷。

¹⁸¹ 全体進捗やシステム品質の状況等について、管理ルールを定めておらず、報告に正確性を欠き、問題点を適切に把握できていない事例や、プロジェクトの移行判定について、移行判定すべき項目や達成すべき基準が適切となっていないことから、取締役会等が正確な情報に基づいた慎重な判断ができていない事例などがある。

¹⁸² システム対応では、システム品質が十分に確保できていない事例やシステム性能面の確認ができていない事例がある。事務・顧客対応では、営業店や本部の研修状況を把握できていない事例がある。また、内部監査では、具体的な監査要領を策定していない事例や第三者評価先（外部監査委託先）との役割が不明確となっている事例がある。

¹⁸³ コンサルティング会社の大規模プロジェクト管理の経験者や共同センター等のシステム移行の経験のある元銀行員等。

3メガバンクグループは、海外の支店や現地法人において、日系・非日系の顧客向けに貸出業務及びトランザクションバンキング業務等を提供している。

これらで使用する現地システム¹⁸⁴については、これまで現地の規制や商慣習に応じて導入しているが、海外業務の拡大に伴う諸課題¹⁸⁵に直面している。その解決に向けては、グローバルなシステム連携や安定的なシステム稼働が求められることから、現地システムをグローバル共通システムに移行する計画¹⁸⁶や共通規程を整備しているほか、地域ごとにシステム分室を設置するなど、IT統括部門による統括機能の強化を図る取組を行っている。

このような中、現地システムの整備やシステムリスク管理について、統括機能を十分に発揮していない事例¹⁸⁷が認められた。

業容拡大に見合った海外拠点のITインフラを早期かつ着実に整備していくとともに、海外拠点の実態を一元的に把握の上、システムリスク管理態勢を強化していくため、IT統括部門による統括機能の発揮が重要である。

一方、大手生損保会社は、基本的には、海外の子会社や関連会社が現地の顧客に向けた業務を提供しており、グローバルなシステム連携はなく、現地で個別にシステム開発・運用を実施している。

このような中、海外展開が一定規模の先においては、海外子会社等に対し現地システムリスクのモニタリングやIT技術支援を中心として、IT統括部門によるグローバルな統括機能の発揮に取り組んでいる。他方、海外展開が着手段階の先においては、こうした取組は調査・研究段階であり、今後の海外展開に伴うシステムリスクの拡大に応じ、IT統括部門による統括機能の整備が重要である。

イ. IT投資における中長期的な視点の必要性

金融機関では、経営戦略上重要な領域に適時・適切なIT投資を行うために、将来のビジネスモデルを見据えた中長期的なIT戦略が必要である。

大手証券会社は、リテール業務においてストック収益を重視した業務戦略への転換を進めているが、ホールセール業務では、市場環境等の変化が業績に影響を与える収益構造となっている先が多く、中長期的な視点が必要なIT投資について、短期的な市場動向等に左右されることが懸念される。

¹⁸⁴ 勘定系システム（預金・為替・融資等）、顧客資金管理に係るシステム（CMS等）、アンチマネー・ローンダリングに係るシステムなど。

¹⁸⁵ 顧客ニーズの適時の取り込み（システム機能の改善）、事務の効率化・集約化、老朽化対策など。

¹⁸⁶ 拠点ごとに多数のシステムが存在するため、長期間（7～10年）に渡る計画となっている。

¹⁸⁷ 移行計画が完了するまで現地システムが安定的に使い続けられるかを確認できていない事例や、一部の海外拠点のシステムリスクの管理がIT統括部門の求めるシステムリスクの管理レベルに達していない事例など。

先進的な G-SIFIs では、中長期的な経営戦略とそれを支える IT ガバナンスや IT 戦略とを一体として考え、必要な IT 投資を継続的に実施している例もみられている。大手証券会社においても、将来的な市場競争力の維持・向上を目的とした経営戦略を着実に実施していくため、中長期的な視点から IT 戦略を策定し、実現のための投資を継続的に実施することが重要である。また、IT ガバナンスの強化を進めていく中で、その根幹となる IT 関連人材への投資・育成が重要な課題である。

ウ. クラウドコンピューティングの活用

クラウドコンピューティング（以下、「クラウド」という）のメリット（短期間でのシステム導入やコスト削減等）を活かし、新たな商品・サービスの提供等を低コストで迅速に行うツールとして検討・導入している金融機関は多い。

公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が公表した報告書¹⁸⁸では、上記以外にもシステムの拡張性・柔軟性や業務継続性といったメリットがあるとされ、クラウド特有のリスクに対する具体的なリスク管理策が示されている。

本事務年度においては、保険会社のクラウドの利用が進んでいることを踏まえ、保険会社におけるリスク管理の状況等を検証したところ、リスク管理策に改善を要することを把握¹⁸⁹した（図表Ⅲ-5-8）。

図表Ⅲ-5-8 クラウド管理状況（平均利用比率）

会社分類	クラウド 利用比率	ルール策定(利用会社中)		利用業務の状況						
		目的・範囲に 関する管理 基準の設定	リスクベース・ア プローチの適用 (注1)	利用 業務数	うち重要度 の高い 業務数	重要度の高い業務のうち下記管理策実施数				
						契約条項			監査の 実施	運用状況 の報告
生命保険会社 合計	83%	66%	77%	6.8	3.5	56%	73%	62%		
うち大手生保4社	75%	100%	100%	4.3	2.7	100%	100%	100%	100%	75%
損害保険会社 合計	76%	32%	24%	8.5	5.6	65%	85%	58%	45%	45%
うち大手損保4社(注2)	100%	75%	25%	13.0	7.8	90%	100%	84%	65%	58%

(注1) リスクベース・アプローチとは、対象業務の特性や重要度を分析・把握した上で、重要度に応じたリスク管理を実施する手法。

(注2) ここでは、東京海上日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、損保ジャパン日本興亜の4社を言う。

(資料) 金融庁

¹⁸⁸ 「金融機関におけるクラウド利用に関する有識者検討会報告書」（2014年11月）

¹⁸⁹ 生保42社、損保33社（一部の特殊な会社を除く）を対象としてアンケート調査を実施。保険会社におけるクラウドの利用状況としては、アンケート対象のうち、80%が一つ以上の業務でクラウドを利用しており、具体的な利用業務としては、人事総務（クラウドを利用している会社のうち、52%が利用）、職員向け営業支援（同33%）、コールセンター（同28%）、メール（同27%）等がある。

クラウドを検討・導入している金融機関では、同報告書に記載のリスクとそのリスク管理策を参考に、適切なリスク管理策を検討・実施することが重要である。

(5) 今後の課題

サイバー攻撃が世界的規模で発生し、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威がますます高まっていることから、モニタリング対象を広げ、引き続き、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性についてモニタリングを実施する。

経営戦略の実現に資するシステムを構築するためには、基幹システムの将来計画のシステム移行後の IT 戦略を含む中長期 IT 戦略の策定が重要であることから、計画の検討状況やその内容についてモニタリングを実施する。また、基幹システム等の更改・移行については、稼働前後に障害等が発生した場合、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があることから、その進捗状況や社内プロジェクトの管理態勢についてもモニタリングを実施する。

第IV章 その他の取組

1. 信用金庫・信用組合に対するモニタリング

(1) 本事務年度のモニタリング

信用金庫・信用組合に対する財務局の検査・監督については、これまで、法令や金融検査マニュアル等で規定した基準（ミニマムスタンダード）を満たしているかについての定点的な検証や、その結果を受けた改善対応の促進、金融仲介機能の発揮等に向けた重点施策の促進やその実施状況のフォローアップなどに軸足を置いてきた。また、重要な経営課題を抱える信用金庫・信用組合に対しては、財務局・金融庁、及び必要に応じ中央機関が連携してその改善対応に努めてきたところである。

本事務年度においては、当庁として、より早期に経営課題等を把握し、対応を促していく態勢を整備するため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを本格的に開始することとした。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の重要な経営課題やリスク等を整理したデータベースを新たに作成し、金融庁との間で個々の金融機関に関する問題意識を共有するなど、オフサイトでのモニタリングを充実させることとした。その上で、こうしたリスク・プロファイルを踏まえて、ビジネスモデルの持続可能性やガバナンスの発揮状況といった重要な経営課題に検証項目を絞り込んだ、効果的・効率的なオンサイト・モニタリングの実施に努めている。

(2) 今後の課題

信用金庫・信用組合に対する新しいモニタリングは、緒についたところであり、今後とも、金融庁と財務局との間で問題意識を共有しながら、その改善と均質的な展開・定着に努めていく必要がある。

このため、財務局においては、引き続きオフサイトのモニタリングを充実していく必要がある。また、金融庁においても、財務局からの情報提供を待って対応するのではなく、例えば、財務局が有する情報を常時共有するとともに業界横断的なテーマに係るモニタリングを主導することなどを通じて、早期かつ的確な課題の把握に努める必要がある。そのためには、金融庁による財務局への支援体制や中央機関との連携体制を強化するなど、より実効的なモニタリングの枠組みを整備する。

2. モニタリング情報の一層の活用

本事務年度の金融モニタリング基本方針では、「金融機関のリスク管理態勢等の検証や、金融機関の業務動向の変化が全体として経済や金融・資本市場に与え得る影響の分析を行う。このために必要な金融機関からの徴求情報の見直しを行う」旨を課題として掲げた。

これを踏まえ、金融庁では、マクロ・プルーデンス（金融システム全体の健全性）の視点を重視しつつ、金融機関や金融システムが直面するリスクの変化をできるだけ早く把握するため、金融機関からの定期的な報告資料の集計・分析を強化した。本レポートでは、こうした分析結果も活用している。

こうした分析等のベースとなる定期的な報告資料や水平的レビュー等で入手すべき情報は、金融システムを取り巻く経済金融情勢や金融機関の経営環境に応じて、機動的に見直していく必要があり、収集した情報を統合的に管理・活用する態勢（IT システムを含む）を整備していくことも重要である。このような観点から、まずは、徴求情報の範囲、有効な収集・分析体制等について検討を進めているところである。

金融庁としては、引き続き、内外の有識者・専門家の知見も活用しつつ、入手した情報のより円滑な利用、タイムリーかつ高度な分析につなげ、その結果の還元を図っていくことも重要な課題と考えている。

3. 海外当局との連携等

グローバルに活動する金融機関に対して有効かつ適切な監督対応を実施するため、引き続き、監督カレッジや個別面談を通じて、海外当局と情報交換を行うなど、連携の強化を図った。

第Ⅲ章までに述べたように、国際金融市場の動向や海外の規制の動向等を迅速かつ的確に把握・分析する必要性が高まっており、このような観点からもさらなる連携強化に努めていく。

以 上